

ベトナム社会主義共和国

法・司法制度改革支援プロジェクト  
フェーズ2

中間レビュー報告書

平成25年11月  
(2013年11月)

独立行政法人国際協力機構  
産業開発・公共政策部

産 公
J R
13-166

**ベトナム社会主義共和国**

**法・司法制度改革支援プロジェクト  
フェーズ2**

**中間レビュー報告書**

平成25年11月  
(2013年11月)

**独立行政法人国際協力機構  
産業開発・公共政策部**



# 目 次

目次

地図

略語表

評価調査結果要約表

第1章 調査の概要.....	1
1-1 プロジェクト実施の背景及び中間レビュー調査の目的.....	1
1-2 調査団構成.....	2
1-3 調査日程.....	2
1-4 プロジェクトの概要.....	4
1-5 中間レビューの方法.....	4
第2章 プロジェクトの実績と現状.....	6
2-1 投入.....	6
2-2 活動実績.....	11
2-3 アウトプットの達成状況.....	22
2-4 プロジェクト目標の達成状況.....	26
2-5 上位目標の達成見込み.....	28
2-6 実施プロセス.....	28
第3章 評価5項目による評価.....	30
3-1 妥当性.....	30
3-2 有効性の予測.....	37
3-3 効率性.....	39
3-4 インパクトの予測.....	44
3-5 自立発展性の見込み.....	48
3-6 結論.....	49
第4章 提言と教訓.....	50
4-1 提言.....	50
4-2 教訓.....	50
第5章 今後の協力に関する協議.....	51

付属資料

1. 変更後 PDM.....	55
2. 評価グリッド .....	65
3. 日本・ベトナム両側からの投入実績 .....	77
4. 報告書のリスト（一部） .....	87
5. 中間レビューミニッツ .....	91

図 表 目 次

図 1：プロジェクトの基本的なデザイン（一部） .....	36
表 1：調査団の構成 .....	2
表 2：調査日程 .....	3
表 3：本プロジェクトの投入（2011 年度ならびに 2012 年度の実績） .....	6
表 4：長期・短期専門家ならびに調査団派遣実績（2011 年度と 2012 年度）・予定.....	7
表 5：研究会の開催状況.....	8
表 6：研究会の構成メンバー .....	8
表 7：本邦研修受け入れ実績 .....	9
表 8：在外事業強化費の内訳（ワーキンググループ/現地セミナーなどの開催） .....	10
表 9：CP の配置状況 .....	10
表 10：成果 1 に関連する活動の実績・進捗状況 .....	11
表 11：成果 2 に関連する活動の実績・進捗状況.....	15
表 12：ワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、トレーニング、 サーベイの一例 .....	17
表 13：2011 年度のワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、ト レーニング、サーベイへの参加状況 .....	19
表 14：2012 年度のワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、ト レーニング、サーベイへの参加状況 .....	20
表 15：民法に係る本邦研修の結果共有セミナーの出身機関別参加者数 .....	21
表 16：アウトプット 1 の達成状況（2013 年 3 月現在） .....	22
表 17：アウトプット 2 の達成状況（2013 年 3 月現在） .....	25
表 18：プロジェクト目標の達成状況（2013 年 3 月現在） .....	27
表 19：上位目標の達成状況（2013 年 3 月現在）と見込み .....	28
表 20：第一審新規受理事件件数の推移.....	32

表 21：現地業務費(ワーキングセッション・ワークショップ・セミナー・トレーニングコース) ....	42
表 22：現地業務費（サーベイ費用） .....	42
表 23：刑事事件における弁護士の裁判審理における弁護活動.....	45
表 24：担保取引関連統計.....	47
表 25：民事判決執行関連統計 .....	47
表 26：破産宣告に関する事件の受理件数 .....	47
表 27：ベトナム司法統計 裁判所における事件の受理及び既済割合 .....	48



地 図



出典 : University of Texas, Perry-Castañeda Library Map Collection.

[http://www.lib.utexas.edu/maps/middle\\_east\\_and\\_asia/vietnam\\_pol01.jpg](http://www.lib.utexas.edu/maps/middle_east_and_asia/vietnam_pol01.jpg)

2013年4月アクセス



## 略 語 表

略語	英語	日本語
AAA	Advanced Activity Area	より進んだ活動を行うエリア
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
CP	Counterpart	カウンターパート
EU	European Union	欧州連合
JA	Judicial Academy	司法学院
JCC	Joint Coordination Committee	合同調整委員会
JPP	Justice Partnership Programme	-
JUDGE	Judicial Development and Grassroots Engagement	-
MM	Man-Month	人月
MOC	Ministry of Construction	建設省
MOJ	Ministry of Justice	司法省
MONRE	Ministry of Natural Resources and Environment	自然資源環境省
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
SPC	Supreme People's Court	最高人民裁判所
SPP	Supreme People's Procuracy	最高人民検察院
SBV	State Bank of Vietnam	ベトナム国家銀行
TG	Target Group	ターゲット・グループ
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国際連合児童基金
VBF	Vietnam Bar Federation	ベトナム弁護士連合会
VCCI	Vietnam Chamber of Commerce and Industry	ベトナム商工会議所
VND	Vietnamese Dong	ベトナムドン (通貨)

## 外貨交換レート

米ドル	US\$1=94.19 円
ベトナムドン	VND1=0.0045 円
ユーロ	EUR1=120.55 円

出所：JICA 月次精算レート (2013 年 4 月)



## 評価調査結果要約表

1. 案件の概要	
国名：ベトナム	案件名：ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ2
分野：ガバナンス（法・司法）	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：産業開発・公共政策部 法・司法課	協力金額（評価時点）：4.4億円
協力期間	(R/D)：2011年2月25日
	協力期間： 2011年4月～2015年3月（4年間）
	先方関係機関：司法省（MOJ）、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）、ベトナム弁護士連合会（VBF） 日本側協力機関：法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、大学有識者・法務省教官を中心とする国内支援委員会（民法共同研究会、裁判実務研究会） 他の関連協力：
裨益対象者と規模	(1) ベトナム国の中央司法関係機関所属機関の職員などのカウンターパート (2) セミナー・ワークショップやトレーニングを通じて中央司法関係機関のモニタリング・指導・助言・監督を受ける全国の省・県レベルの法曹・司法関係職員（中間レビュー調査時点では、関係者を含めた延べ参加者数：8,813人日）
1-1 協力の背景と概要	
<p>ベトナム国では2005年に共産党中央委員会政治局決議48号および49号が発表され、司法改革が具体的に進められてきたが、依然として法令が不明確であり、法令間の齟齬などが見られた。また、地方レベルでは制定された法律を十分に理解しないまま実務が行われていた。このため、地方で生じている実務上の問題を中央司法関係機関が汲み上げ適切な指導・助言を行うとともに、制度的な改善策を講じる能力の向上が急務になっていた。</p> <p>本プロジェクトは、裁判実務や法執行実務の改善を目的とし、2007年4月～2011年3月にかけてMOJ、SPC、SPPを主要カウンターパート（CP）として実施した「法・司法制度改革支援プロジェクト」（フェーズ1）の後継プロジェクトとして、フェーズ1で蓄積された地方の現状や課題を抽出し対処する中央司法関連機関のノウハウを使い、全国的な課題の抽出や改善の検討を行い、その一連の活動が中央司法関係機関の組織の業務フローに定着されることを目指して実施された。</p>	
1-2 協力内容	
(1) 上位目標	
法曹及び法律関係職員が、中央司法関係機関から助言・監督を受け、より円滑かつ統一的な法規範文書の運用及び裁判・執行実務を行えるようになる。	
(2) プロジェクト目標	
中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえて、法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化される。	
(3) 成果	
成果1：中央司法関係機関において、現場の実務に関する全国的なモニタリング・指	

導・助言・監督の能力が向上する。

成果2：適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案が適切に作成される。

(4) 投入 (2011 年度ならびに 2012 年度の実績)

日本側：

長期専門家派遣 4 名 (延べ 5 名) 機材供与 42,305US\$ (=4.0 百万円)

短期専門家派遣 7 名 ローカルコスト負担 1,085,194US\$ (=102.2

百万円)

研修員受入 96 名

相手国側：

カウンターパート配置 63 名 ローカルコスト負担 SPP 78,000US\$ (=7.3 百万円)、ハイフォン市人民検察院 83.2 百万 VND (=0.4 百万円)、その他金額は不明であるが、CP による活動、セミナー開催関連費用、会議室や設備機材、車両の活用が挙げられている。

2. 中間レビュー調査団の概要

調査者	(担当分野：氏名 職位)
(1) 総括	子浦陽一 JICA 産業開発・公共政策部法司法課長
(2) 法整備支援	佐藤直史 JICA 国際協力専門員、弁護士
(3) 法整備支援	小松健太 JICA 国際協力客員専門員、弁護士
(4) 法司法制度	松本剛 法務省法務総合研究所国際協力部教官
(5) 法司法制度	須田大 法務省法務総合研究所国際協力部教官
(6) 協力企画	千葉周 JICA 産業開発・公共政策部法・司法課職員
(7) 法司法制度事務	中村秀逸 法務省法務総合研究所国際協力部専門官
(8) 評価分析	持田智男 OPMAC 株式会社
(9) 通訳	大貫錦 JICA 登録研修監理員

調査期間 2013 年 4 月 13 日 (土) ~ 4 月 27 日 (土) | 評価種類：中間レビュー

3. 中間レビュー調査結果の概要

3-1 実績の確認

(1) プロジェクト目標の達成見込み

執務参考資料の中には、既に法規範文書の改正を踏まえて改訂が進められた (あるいは予定されている) 資料や、現場のニーズを踏まえた法規範文書の起草・改正方法が組織の業務フローに反映されている (あるいはされつつある) 事例が、4 つの中央司法関連機関で見られた。これらはプロジェクト目標の達成度をはかる指標であり、プロジェクトは目標達成に向かって着実に進捗している。プロジェクトの終了時までにはプロジェクト目標は達成されると見込まれる。

(2) 成果 (アウトプット) の達成状況

アウトプット 1 に関連し、全国レベルのサーベイ、セミナー、ワークショップ開催を通じて、現場の実務上の課題を分析し、これを執務参考資料に反映させ、現場での実務改善に活用するという指標で表される一連の活動が、合同通達の作成やマニュアルの作成などという目に見える形で、具体的に定着しつつある状況が確認された。中央司法関係機関における現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力向上は、この一連の業務フローの定着を通じて進展しているといえる。

アウトプット 2 の達成度は、現場の実務上の課題などを考慮した法規範文書の草案の作成や報告書の作成などの指標によって検証されることになっているが、法規範文書の改正・作成、報告書などの作成の過程で、実務に直接関与する関係者の参加を得て、全国レベルのセミナーや地方サーベイが開催されてきた。アウトプット 2 の達成に向けて、着実な進展が認められる。

### 3-2 中間レビュー調査結果の要約

#### (1) 妥当性

本プロジェクトの妥当性は高い。

- ・ベトナムの司法改革との整合性

本プロジェクトは、2005年のベトナム共産党中央委員会政治局決議第48号（2010年までのベトナム法律システムの構築と整備のための戦略及び2020年までの方針）及び第49号（2020年までの司法改革戦略）に沿った形で、中央司法関係機関の人的・組織能力の向上を目的として進められており、ベトナムの国家戦略と合致したものである。

- ・県級の司法関係機関をターゲットとしたことの適切性

プロジェクトでは、中央の司法関係機関が県級の司法関係機関が直面する実務上の問題点を踏まえて、執務参考資料を作成するなどの活動を行うことになっているが、中央や省級の司法関係機関だけでなく、県級の司法関係機関も活動の対象とされている。県級検察院は全国の刑事事件の相当数を扱うとともに政治局決議第49号では司法機関の効率性の向上と県級司法機関の能力向上に政策的な重点を置いていることなどを背景に、プロジェクトでは県級司法関係機関の効率化や職員の能力強化に着目している。このように、県級の法律専門家や司法関係職員をターゲットとしたことは適切であった。

- ・アプローチの適切性

中央の法律関係職員や司法関係者の問題点だけではなく、地方レベルにおける実務上の問題を特定・分析の上、中央司法関係機関にて問題への対応を法規範文書等に反映し、現場の実務改善を図る一連の活動が、業務フローに定着しつつある。この一連の活動の中で、中央と地方（省及び県レベル）との縦の連携のみならず、関係各機関が参加したセミナーなどの開催により横の連携を図るアプローチも採られている。現場の実務上の課題に対処すべく、中央司法関係機関の能力向上を図るために、適切なアプローチが採用されていると考えられる。

#### (2) 有効性

- ・アウトプットとプロジェクト目標の達成予測

プロジェクトはアウトプットとプロジェクト目標の達成に向けて計画通り着実に進捗している。プロジェクトの終了時までにはアウトプットとプロジェクト目標は達成されると見込まれる。

#### (3) 効率性

効率性は高い。

- ・日本側

支援に伴う予算などの制約の範囲内で、日本人長期専門家が派遣されており、その限られた時間の中で的確な準備を行い、ハブ機能を担いつつ、ベトナム側に対しタイムリーな協力活動を実施する事が出来ている。また、投入には短期専門家の派遣、本邦研修の実施、コンピューターなどの機材貸与、セミナー・サーベイ活動・事務所経費などの現地業務費の負担、日本での研究会の開催（民法共同研究会、ベトナム裁判実務改善研究会）があり、適切に活用されている。

- ・ベトナム側

各機関によるカウンターパートの十分な投入、セミナーのカウンターパート資金や地方でのサーベイ費用、事務機器に要する消耗品などの一部が負担されている。

#### (4) インパクト

##### ・上位目標達成の見込み

上位目標に関しては、プロジェクト終了後3～5年以内に実現することが見込まれる。下例の通り、上位目標の達成状況を検証する指標が充たされつつある事例も見られる。例えば、SPCの監督の下にバクニン省で作成された刑事裁判手続マニュアルは、裁判官による事件の検討、公判運営、判決宣告における統一性の確保を目的としており、実際に裁判官などの法律実務家に、参考資料として活用されている。また、ハイフォン市人民検察院では、セミナーやワークショップの終了後、SPPへの報告書を作成する過程で、SPPと意見交換しつつ作成を進め、中央司法関係機関からの助言を受ける機会となっている。

・当初予想されていなかった正のインパクトとして、2012年7月フック副首相一行の公式訪問が行われ、プロジェクトの長期専門家によって提供された関連トピックに係る基礎情報を踏まえて、日本の大学の学者・教授陣と憲法上の理論等に関する協議を行い、憲法改正を巡るいくつかの重要な論点について有益な情報と経験が共有されたこと、プロジェクトの活動においても、憲法条文の改正に結びつく可能性のあるいくつかの点について協議が行われたこと、2013年1月には、「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」刑事訴訟法ワーキンググループ15名を招聘しベトナムにおける刑事司法改革の取り組みがSPPやVBFなどにより紹介されるなど、南々協力を通じてベトナムにおけるJICAプロジェクトの成果を他国に普及する取り組みが行われたことなどを挙げるができる。

#### (5) 自立発展性

自立発展性は見込まれるが、今後ともカウンターパートによる資金が確保されるように注視する必要がある。

##### ・技術面

中央の司法関係機関において、現場のニーズを踏まえた上での、執務参考資料の作成及び法規範文書の起草の業務フローが定着しつつある。

##### ・政策・制度面

5項目評価の妥当性で記載した通り、共産党中央委員会政治局決議第48号及び第49号は2020年までの方針と戦略をそれぞれ定めているため、本プロジェクトで実施している活動への政策的支援は、今後も持続する見込みである。

##### ・組織・財政面

カウンターパート機関は、地方でのサーベイやセミナー等の実施経費などを一部負担してきている。今後とも、活動経費がカウンターパート機関においても確保されることを注視する必要がある。

### 3-3 効果発現に貢献した要因

#### (1) 計画内容に関すること

司法改革の方向性との合致のほか、現場の実務上の課題を踏まえて法規範文書等を作成し、現場の実務改善を図るという一連の活動を組織の業務フローに定着させるというアプローチが、開発課題への対処として効果的であったこと、フェーズ1の成果の活用が挙げられる。さらに、市場経済化に対応した法整備支援を1996年以来切れ目なく継続してきたことにより醸成された日本側とベトナム側の長期的な協力関係と、本邦研修時の日本国内の研修機関や、大学教授や法務省教官をメンバーとしJICA-Netを通じた研究会の開催といったバックアップ体制を踏まえた日本の技術力の優位性の上にプロジェクトが構築されたことが挙げられる。

## (2) 実施プロセスに関すること

業務フローの定着の重要性に対するベトナム側の理解と企画能力の高さ、現地ワークショップ・セミナー⇒本邦研修⇒更なる成果共有ワークショップ・セミナーという連続性・一貫性のある取組み、日本人長期専門家を含む関係者間の協力体制、司法改革とプロジェクト活動への関係者の高いコミットメント、他ドナーとの連携などを挙げることができる。

### 3-4 問題点及び問題を惹起した要因

#### (1) 計画内容に関すること

不動産登記法は、立法計画との関係や他に優先すべき分野があるため、フェーズ 2 においては JICA との活動は現時点では実施されていない。

(2) 実施プロセスに関すること (以下は問題点というよりもさらに効果をたかめるための留意点として記載するもの)

一部カウンターパートの異動が報告されているが、円滑な業務の引き継ぎが望まれる。また、ワークショップの結果が関係他機関との間で適切にフィードバックされるためには、他機関からのワークショップ参加者についても適切な人選が行われること、民法改正などにあたり MOJ 内部の関係部局間の調整をより円滑にすることが望まれる。

### 3-5 結論

本プロジェクトは、ベトナムの開発政策やニーズに合致するとともに、適切なアプローチがとられていることから妥当性は高い。既に成果 (アウトプット) やプロジェクト目標に対応する一部の指標が充たされつつあり、プロジェクト終了までにプロジェクト目標の達成が見込まれる。プロジェクトはこれまで専門家の派遣、本邦研修の実施、ワークショップやセミナーの実施など効率的に進められてきている。プロジェクト終了後 3~5 年以内に、上位目標は達成されると見込まれるとともに、中間レビュー調査時までも憲法改正への協力、南々協力の推進など計画時予期していなかった正のインパクトが認められる。自立発展性は認められるが、プロジェクト便益の持続性を確保するためには、引きつづき活動を注視するとともに、ベトナム側で必要な財政措置が執られるように努力していくことが求められる。

## 4. 提言と教訓

### 4-1 提言

(1) 該当する法規範文書や執務参考資料によりその関与の程度に違いはあるものの、4つの実施機関の協力・連携は、法規範文書や執務参考資料が作成される際に、極めて重要である。例えば、SPP が刑事訴訟法の改正草案を作成する過程で、SPP、SPC、VBF が刑事訴訟法に関連する活動について、可能な範囲で、これまで以上に協力しながら実施することが望まれる。

(2) プロジェクトに関与する関係機関間における日常的な情報共有を一層促進する事が望まれる (一例として、各機関のプロジェクト活動を紹介する Web-site に相互にリンクを設定する等)。

(3) 裁判所組織法ならびに検察院組織法の改正にあたっては、県級の組織の再編が検討されていることから、県級の法律実務家の意見を聴取し、彼らが日常直面する実務上の問題の解決に向けた効果的な措置が採られることが望まれる。

#### (4) PDM の変更

PDM の主な変更点は以下の通り。

1) 破産法支援については、2004年に成立した破産法を運用する上で、実務上の問題が明らかになっているため、同法改正に協力する事は本プロジェクトの目的にも合致することを勘案し、PDM上の活動に組み込むこととする。

2) 不動産登記法、担保取引登録法への協力については、プロジェクトの成果物として必ずしも法律の草案が出来る事を想定していない事から、該当するプロジェクト活動について下位法規範文書の草案を作成する旨を織り込む。

3) いくつかの指標の入手手段もこれまで2年間の活動の検証を踏まえて修正する。

#### 3-7 教訓

(1) 現場の実務上の課題を踏まえて法規範文書等を作成し、現場の実務改善を図るといふ活動を組織の業務フローに体系的に定着させる活動は、地方レベルの実務上の課題に対処するための開発アプローチとして効果的であった。

(2) 法整備支援分野の人的・組織的能力の向上にあたり、長期的な協力と国内のバックアップ体制を踏まえた日本の技術力の優位性の上にプロジェクトを構築することは、効果的かつ持続性のある結果につながる可能性が高い。

#### 3-8 フォローアップ状況 (今後の協力に関する協議)

日本政府による次回の要望調査の前に、プロジェクト終了後の将来的な協力の方向性について意見交換することが、中間レビュー調査団と中央司法関連機関の双方により合意された。

## 第1章 調査の概要

### 1-1 プロジェクト実施の背景及び中間レビュー調査の目的

我が国はベトナムにおいて、1996年より主に民商事関連法案起草支援や法曹人材育成について協力を行ってきた（「ベトナム法整備支援プロジェクト・フェーズ1」（1996～1999年）、フェーズ2（2000～2003年）、フェーズ3（2003年～2007年））。プロジェクトにおいて起草支援した改正民法は2005年6月に国会にて可決・成立され、同じく支援を行った民事訴訟法は2004年11月に国会にて可決・成立された他、法曹実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成などの成果を着実に挙げている。ただし、整備された法令を実務として遂行する現場においては、制定された法令の趣旨が十分理解されていない状況も見受けられ、裁判実務や法執行実務の改善を図る必要があったことから、2007年4月から2011年3月にかけて、司法省（MOJ）・最高人民裁判所（SPC）・最高人民検察院（SPP）を主なカウンターパートとした「法・司法制度改革支援プロジェクト」（以後、「フェーズ1」）を実施した。

フェーズ1では、パイロット地区であるバクニン省などにおいて、地方の法曹及び司法関係職員が直面する実務的な問題点の把握、分析、解決方法の検討を行い、その経験や教訓を蓄積した上、その知見を中央機関において集約し、他の地区の法曹及び司法関係職員の実務能力向上のための指導・支援体制の確立に活用するとともに、地方の実務上の問題を踏まえながら民事関連法令や訴訟法等の起草・改正への支援を行い、法曹養成機関におけるカリキュラムやテキストの改善への支援を行うなどの活動を実施してきた。

フェーズ1の成果として、地方の現状や課題を抽出し対処するノウハウが中央司法関連機関に蓄積されたが、中央司法関連機関がそのノウハウを使い、全国的な課題の抽出や改善策の検討を行い、その一連の活動が中央司法関連機関の業務フローに定着させることを目指し、2011年4月より「法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ2」を実施している（同プロジェクトは2015年3月まで実施予定である）。今般、プロジェクト開始から約2年が経過したことを踏まえ、これまでの活動の成果を総括すると共に、今後、優先的に取り組んで行くべき事項の抽出や、プロジェクト活動計画の見直し等についてCP機関と協議し、その結果をミニッツに取り纏めることを目的に中間レビュー調査を実施した。

具体的な調査の目的は以下のとおりである。

- (1) R/D 及び PDM に基づき、これまでのプロジェクトの実績、計画達成見込み及び実施プロセスについて調査する。
- (2) 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性）の観点から、ベトナム側関係者と共にプロジェクトをレビューする。
- (3) レビューから得られた提言に基づき、今後のプロジェクトの活動方針を設定し、改訂 PDM を作成する。
- (4) 上記協議結果を関係者間で合意し、協議議事録（英文）として纏める。
- (5) 本プロジェクトの予定期間終了後の協力の方向性について検討を行う。

## 1-2 調査団構成

調査団の構成は以下のとおりである。

表 1：調査団の構成

担当分野	氏名	組織ならびに職位
(1)総括	子浦陽一	JICA 産業開発・公共政策部法司法課長
(2)法整備支援	佐藤直史	JICA 国際協力専門員、弁護士
(3)法整備支援	小松健太	JICA 国際協力客員専門員、弁護士
(4)法司法制度	松本剛	法務省法務総合研究所国際協力部教官
(5)法司法制度	須田大	法務省法務総合研究所国際協力部教官
(6)協力企画	千葉周	JICA 産業開発・公共政策部法・司法課職員
(7)法司法制度事務	中村秀逸	法務省法務総合研究所国際協力部専門官
(8)評価分析	持田智男	OPMAC 株式会社
(9)通訳	大貫錦	JICA 登録研修監理員

## 1-3 調査日程

調査は 2013 年 4 月 13 日（土）～4 月 27 日（土）まで以下の日程で実施された。

表 2 : 調査日程

				Mr.Komatsu, Mr.Chiba, Consultant and Mr.Onuki	Mr.Shio, Mr.Matsumoto, Mr. Suda and Mr.Nakamura	Mr.Sato	Discussion Point	Experts	JICA Vietnam Office								
April	13	Sat		Arrive at Vietnam													
April	14	Sun		Internal meeting with Japanese Experts													
April	15	Mon	AM	Interview with MOJ					• Outline of Mid-term Review • Interview on answers and questionnaires sent in advance								
			PM	Interview with MOJ					• Interview on answers and questionnaires sent in advance								
				Interview with VBF					• Outline of Mid-term Review • Interview on answers and questionnaires sent in advance								
April	16	Tue	AM	Interview with SPC					• Outline of Mid-term Review • Interview on answers and questionnaires sent in advance								
			PM	Interview with SPP					• Outline of Mid-term Review • Interview on answers and questionnaires sent in advance								
April	17	Wed		Interview with People's Court in Bac Ninh					• Outline of Mid-term Review • Interview on answers and questionnaires sent in advance								
April	18	Thu	AM	Move to Hai Phong													
			PM	Interview with People's Procuracy in Hai Phong							• Outline of Mid-term Review • Interview on answers and questionnaires sent in advance						
April	19	Fri	AM	Documentation of M/M													
			PM	Documentation of M/M													
April	20	Sat	AM	Documentation of M/M													
			PM	Documentation of M/M							Arrive at Hanoi						
April	21	Sun	AM	Internal meeting													
			PM	Internal Meeting							Arrive at Hanoi						
April	22	Mon	AM	Meeting with MOJ									• Discussion on the Evaluation • Discussion on the Draft of M/M • Discussion on the future direction after the termination of the current project				
			PM	Meeting with VBF													
April	23	Tue	AM	Meeting with SPC													
			PM	Meeting with SPP													
April	24	Wed	AM	Revision of MM													
			PM	Meeting with JPP at JPP office (44B Ly Thuong Kiet)													
				Meetingt with UNDP at JICA project office													
April	25	Thu	AM	Evaluation Session (Representatives from MoJ, SPP, SPC and VBF)	Discussion on Final Draft of M/M												
			PM	Internal Meeting													
April	26	Fri	AM	Documentation													
			PM	Report to Embassy of Japan													
April	27	Sat	AM	Leave Hanoi, Arrive at Tokyo													
			PM														

#### 1-4 プロジェクトの概要

本プロジェクトは、裁判実務や法執行実務の改善を目的とし、2007年4月～2011年3月にかけて MOJ、SPC、SPP を主要カウンターパート（CP）として実施した「法・司法制度改革支援プロジェクト」（フェーズ1）の後継プロジェクトとして、フェーズ1で蓄積された地方の現状や課題を抽出し対処する中央司法関連機関のノウハウを使い、全国的な課題の抽出や改善の検討を行い、その一連の活動が中央司法関係機関（MOJ、SPC、SPP、ベトナム弁護士会（VBF））の業務フローに定着されることを目指して実施された。プロジェクトの上位目標、プロジェクト目標、成果は以下のとおりである。

##### (1) 上位目標

法曹及び法律関係職員が、中央司法関係機関から助言・監督を受け、より円滑かつ統一的な法規範文書の運用及び裁判・執行実務を行えるようになる。

##### (2) プロジェクト目標

中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえて、法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化される。

##### (3) 成果

成果1：中央司法関係機関において、現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力が向上する。

成果2：適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案が適切に作成される。

#### 1-5 中間レビューの方法

本調査は、JICA 事業評価ガイドラインに基づいて、以下の手順によって実施した。

- (1) プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）および活動計画表（PO: Plan of Operation）に示されるプロジェクトの計画の進捗状況の検証
- (2) 評価5項目によるプロジェクトの分析
- (3) プロジェクトの改善事項にかかる提言の作成
- (4) 類似案件への教訓の導出

本調査においては、下記の手法により定量的および定性的なデータ・情報の収集を行った。

- プロジェクトで作成された報告書および関連文書のレビュー
- 日本人専門家、カウンターパートおよび関係者への質問票調査およびインタビュー

プロジェクトの分析に用いた評価5項目とその視点は以下の通りである。

(1) 妥当性

プロジェクト目標および上位目標は、ベトナム社会のニーズ、同国の開発政策および開発ニーズ、日本の対ベトナム援助政策に合致するものであったか。

(2) 有効性

中間レビュー調査時点におけるアウトプットの達成状況から見て、プロジェクト目標はプロジェクト終了時点までに達成見込みはあるか。

(3) 効率性

計画されたアウトプットの達成状況と日本側およびベトナム側の投入の量、質、タイミングに鑑みて、投入はアウトプットに効率的に転換されているか。

(4) インパクト

プロジェクトの成果として、プロジェクトの意図する正のインパクトである上位目標の達成見込みはあるか。また、それ以外に、プロジェクトによる直接的・間接的な正負の効果はあるか。

(5) 自立発展性（持続性）

制度、組織、技術および財務的観点から、プロジェクト終了後にプロジェクトの正の効果および便益は持続するか。

## 第2章 プロジェクトの実績と現状

### 2-1 投入

本プロジェクトの中間レビュー時点までの投入実績は、下表1の通りである。

表3：本プロジェクトの投入（2011年度ならびに2012年度の実績）

日本側	ベトナム側
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 専門家派遣：分野人(93.7MM)                長期専門家：4人(87MM)延べ5名                短期専門家：7人(3.5MM)（弁護士の役割・能力向上、民事簡易手続き、民法改正など）                運営指導調査団：8人（3.2MM）</li> <li>■ 本邦研修受入：合計8回延べ96人</li> <li>■ 機材供与：コンピューターほかオフィス事務機器など 42,305US\$（=4.0百万円）</li> <li>■ 現地業務費（在外事業強化費）：1,085,194US\$（=102.2百万円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ カウンターパート配置：63人</li> <li>■ ローカルコスト負担：                SPP：78,000US\$（=7.3百万円）                ハイフォン市人民検察院：83.2百万VND（=0.4百万円）                MOJ、SPCのCP資金額は不明ながらCPによる活動、セミナー開催関連費用、会議室や設備機材、車両の活用があげられている。</li> </ul>

#### 日本側

長期専門家の派遣以外の計画は、プロジェクトの進捗と効果的な実施を勘案し、弾力的な対応を可能にすべく緩やかに規定されている。

#### (1) 専門家派遣

長期専門家4名、すなわち総括・法司法制度改革（検察官）、裁判実務改善（裁判官）、弁護士能力強化（弁護士）、業務調整員が派遣される計画に対して、分野の名称に若干変更はあるが実質的にはほぼ計画どおり同分野で4名の専門家（途中交代があったため延べ5名）が派遣されている。

短期専門家は、プロジェクトの効果的な実施を念頭に、必要に応じて派遣される予定であった。これまでに7名の短期専門家が派遣されている（UNDP主催「刑事司法プロセスにおける弁護人の役割」、弁護士スキルアップのためのセミナー、民事簡易手続き、ベトナム法整備PJ支援、民法改正の分野）。

また運営指導調査団が、プロジェクトの進捗状況の確認、今後の方向性に関する協議、他ドナーとの情報共有、合同調整委員会（JCC）における運営指導調査結果の共有を目的に、2012年5月に派遣されている。

表4：長期・短期専門家ならびに調査団派遣実績（2011年度と2012年度）・予定

番号	専門	氏名	派遣期間	第2フェーズ派遣期間 <sup>注1</sup>
<b>長期専門家</b>				
1	チーフアドバイザー／ 統括	西岡 剛	2010年4月1日～2013年9月30日(予定)	24人月 (42)
2	裁判実務改善	多々良 周作	2011年4月1日～2013年3月31日	24人月 (24)
3	弁護士能力強化／起草 支援	水内 麻起子	2011年3月28日～2012年4月24日	11人月 (11)
4	起草支援／弁護士能力 強化	木本 真理子	2012年11月3日～2013年11月3日(予定)	5人月 (12)
5	裁判実務改善	古庄 順	2013年4月4日～2014年3月31日(予定)	0人月 (12)
6	業務調整	寺本 二憲	2011年4月28日～2014年4月28日(予定)	23人月 (36)
小計人月数				87人月 (137)
<b>短期専門家</b>				
1	UNDP主催「刑事司法プ ロセスにおける弁護人 の役割」	宮家 俊治	2012年3月28日～2012年3月31日	4人日
2	弁護士スキルアップの ためのセミナー	磯井 美葉	2012年6月13日～2013年6月16日	4人日
3	民事簡易手続き	村上 敬一	2012年8月23日～2013年8月30日	8人日
4	ベトナム法整備PJ支援	辻 保彦	2012年10月1日～2012年12月9日	2.3人月
5	民法改正	森嶋 昭夫	2013年3月6日～2013年3月12日	7人日
6	同上	松本 恒雄	同上	7人日
7	同上	舟橋 秀明	同上	7人日
小計人月数				3.5人月
<b>調査団</b>				
1	運営指導	8名	2012年5月12日～2012年5月23日	3.2人月 <sup>注2</sup>
合計人月数				93.7人月

出所：プロジェクト事務所とJICA本部

注1：人月数は第2フェーズの2011年4月から2013年3月まで2年間の実績、括弧内は第1フェーズの一部、第2フェーズの実績とともに今後の予定を含む派遣期間の合計。

注2：0.4人月\*8名=3.2人月

## (2) 機材貸与

当初計画では、予算配分の枠内で、プロジェクトにおける技術移転に必要とされる限りにおいて供与されることになっており、これまでラップトップ/デスクトップコンピューター（45台）、コピー機（3台）、デジタルカメラ（1台）、ビデオ（1台）、スキャナー（5台）、プリンター（4台）、電話（2台）、ファックス（2台）、プロジェクター（2台）などのオフィス機器が、MOJ、バクニン省人民裁判所、ハイフォン市人民検察院、VBF、地方弁護士会に供与されている。これまでの（2011年4月～2013年3月）の貸与機材の合計額は42,305US\$（＝4.0百万円）である。

## (3) 国内支援委員会

ベトナム民法改正共同研究会、ベトナム裁判実務改善研究会が設置され、研究会が、

前者については 8 回、後者については 7 回開催されている。研究会は大学関係者、法務省法務総合研究所教官を中心に構成されている。

表 5：研究会の開催状況

部会名：民法共同研究会		ベトナム裁判実務改善研究会	
第 23 回	2011 年 5 月 12 日		
第 24 回	2011 年 8 月 22 日	第 24 回	2011 年 6 月 28 日
第 25 回	2011 年 11 月 7 日	第 25 回	2011 年 11 月 28 日
第 26 回	2012 年 1 月 6 日	第 26 回	2011 年 12 月 28 日
第 27 回	2012 年 2 月 9 日	第 27 回	2012 年 2 月 14 日
第 28 回	2012 年 6 月 12 日	第 28 回	2012 年 7 月 13 日
第 29 回	2012 年 11 月 22 日	第 29 回	2012 年 9 月 4 日
第 30 回	2013 年 1 月 22 日	第 30 回	2012 年 9 月 25 日

出所：プロジェクト事務所

表 6：研究会の構成メンバー

メンバー	2011 年度（人）	2012 年度（人）
民法共同研究会		
大学関係者	7	6
法務省教官	2	3
その他	1	1
合計	10	10
ベトナム裁判実務改善研究会		
大学関係者	2	1
法務省教官	2	2
合計	4	3

出所：プロジェクト事務所

#### (4) 本邦研修

本邦研修はこれまでの 2 年間に合計 8 回、96 人の関係機関職員（うち CP は 16 人）が日本で研修を受けている。下表は、研修生の出身期間別に、本邦研修の受け入れ状況をまとめたものである。MOJ から 24 人、SPC から 21 人、SPP から 14 人、VBF から 30 人、その他の機関から 7 人が参加している。96 人の参加者のうち、地方機関からは 44 人が参加している。研修内容は、各研修生の専門性を考慮して設定されている。日本における主な研修組織は法務省法務総合研究所と日本弁護士連合会であった。

表 7 : 本邦研修受け入れ実績

機関	(1)各省弁護士会の組織強化・弁護士過疎対策などに係る研修	(2)民法に係る研修	(3)裁判所組織法に係る研修	(4)国家賠償法に係る研修	(5)民事訴訟における簡易手続きに係る研修	(6)日越刑事司法実務比較検討のための研修	(7)民事判決執行法に係る研修	(8)刑事弁護に係る研修	合計(人)
期間	2012年 2/5-2/14	2012年 2/26-3/10	2012年 3/11-3/22	2012年 9/4-9/13	2012年 9/30-10/13	2012年 12/9-12/19	2013年 1/8-1/16	2013年 2/18-2/28	
<b>MOJ</b>									<b>24</b>
国際協力局		1							1
民事経済法局		4					1		5
国家担保取引登録局		1							1
民事判決執行総局							3		3
国家賠償局				3					3
MOJ その他の局など		4		3					7
地方省司法局				1					1
地方省民事判決執行局							3		3
<b>SPC</b>									<b>21</b>
国際協力局			1		1				2
SPC その他の局など			4		1				5
裁判理論研究所		1	1		3				5
控訴審裁判所					3				3
地方省人民裁判所			4		2				6
<b>SPP</b>									<b>14</b>
国際協力部						1			1
SPP その他の部局など						2			2
控訴審担当						2			2
ハイフォン市人民検察院						4			4
ハイフォン市県級検察院						2			2
その他地方省人民検察院						3			3
<b>VBF</b>									<b>30</b>
VBF	7							3	10
地方弁護士会	7							12	19
その他	1								1
国会事務局		1							1
政府事務局		1							1
祖国戦線		1							1
内務省				1			1		2
ハノイ法科大学		1							1
ハイフォン市人民委員会						1			1
<b>合計</b>	<b>15</b>	<b>15</b>	<b>10</b>	<b>8</b>	<b>10</b>	<b>15</b>	<b>8</b>	<b>15</b>	<b>96</b>
うち地方	7	0	4	1	5	12	3	12	44

出所：プロジェクト事務所

(5) 現地活動に関する費用

2011年度、2012年度の日本側運営経費は総額 1,085,000US ドル (=102.2 百万円) であり、ワーキングセッション・ワークショップ・セミナー・トレーニング、サーベイ活動費用、マニュアルなどの印刷費、プロジェクト事務所経費について、在外事業強化費から支出されている。内訳は下表のとおりである。

表 8：在外事業強化費の内訳（ワーキンググループ/現地セミナーなどの開催）

単位：US\$

在外事業強化費	合計	内訳	
		2011 年度	2012 年度
ワーキングセッション・ワークショップ・セミナー・トレーニングコースの開催費用	448,418	208,785	239,633
サーベイ活動の費用	63,328	35,963	27,365
マニュアル等印刷	62,113	37,558	24,555
プロジェクト事務所経費 <sup>注</sup>	511,335	219,390	291,945
合計	1,085,194	501,696	583,498

出所：プロジェクト事務所

注：以前のフェーズから SPC、SPP へのアクセスが良い場所に、専門家用のプロジェクト事務所が維持されている。

ベトナム側

(1) カウンターパートの配置状況

ベトナム国の中央司法関係機関、すなわち MOJ、SPC、SPP、VBF の所属職員からカウンターパート（CP）が配置されるとともに、より進んだ活動を行うエリア（AAA: Advanced Activity Area）のバクニン省人民裁判所、ハイフォン市人民検察院（県級検察院職員も含まれる）からも職員が CP として配置されている。下表は各機関・部署別の CP 数と全体に占める比率である。MOJ は 27 人（42.9%）、SPC は 8 人（12.7%）、SPP は 21 人（33.3%）、VBF は 7 人（11.1%）、合計 63 人である（詳細リストは付属資料 6 の通り）。なお、この比率は、後掲<sup>1</sup>の活動実績中の、セミナーやワークショップなどの開催回数や参加者の延べ人数の比率に近似した値となっている。

表 9：CP の配置状況

機関・部署	CP 数（人）	全体の CP に占める比率
MOJ	27	42.9%
国際協力局	4	6.3%
民事経済法局	3	4.8%
国家担保取引登録局	5	7.9%
民事判決執行総局	4	6.3%
国家賠償局	5	7.9%
司法行政局	2	3.2%
国家司法学院	4	6.3%

<sup>1</sup> 表 13：2011 年度のワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、トレーニング、サーベイへの参加状況ならびに表 14：2012 年度のワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、トレーニング、サーベイへの参加状況

機関・部署	CP数(人)	全体のCPに占める比率
<b>SPC</b>	<b>8</b>	<b>12.7%</b>
国際協力局	3	4.8%
裁判理論研究所	3	4.8%
バクニン省人民裁判所	2	3.2%
<b>SPP</b>	<b>21</b>	<b>33.3%</b>
国際協力局	4	6.3%
検察理論研究所	1	1.6%
ハイフォン市人民検察院	16	25.4%
<b>VBF</b>	<b>7</b>	<b>11.1%</b>
合計	<b>63</b>	<b>100.0%</b>

出所：プロジェクト事務所

## (2) カウンターパート資金

ベトナム側のローカルコストの支出実績は一部の機関で回答されている。回答のあった SPP では 2011 年に 35,000US\$、2012 年に 43,000US\$、合計 78,000US\$ (=7.3 百万円) を負担した。ハイフォン人民検察院は 2011 年度と 2012 年度の合計で 83.2 百万 VND (= 0.4 百万円) を支出(セミナー・ワークショップ開催費、調査費用、PC などの消耗品などに要する費用)している。MOJ、SPC の CP 資金額は不明であるが、CP による活動、セミナー開催関連費用、会議室や設備機材、車両の活用があげられている。

## 2-2 活動実績

2011 年 4 月から 2013 年 3 月(一部 2013 年 4 月に実施された活動が含まれている)までの成果 1 に関連する活動の進捗に関連して、その実績・進捗状況、課題を以下の通りまとめることができる。

表 10：成果 1 に関連する活動の実績・進捗状況

分野	活動	実績・進捗状況
1-1-1	SPC、SPP が、法規範文書に別段の定めがない限りにおいて、裁判統計や判決書等、本プロジェクトの効果的な実施に必要な情報を収集し、裁判に関する実務上の課題を分析する。	(1) SPC の裁判所科学院にて裁判業務における経験、意見、情報を収集している。ただ、現在の SPC の情報収集や分析はまだ不十分とされている(特定の分野について行われているが、定期的なものではないとされている)。また、SPC では司法統計をまとめているが、同統計は、刑事事件、民事事件、婚姻・家族、通商・商事・破産宣告、労働、行政事件の分野で、第一審、控訴審、監督審別、県級、省級、最高裁判所、軍事裁判所別に受理数、既済及び裁判判断が示されている。監督審における既済事件の分析は、2011 年度の統計から、より詳細に分類されており、裁判所組織法の改正、裁判所組織の改組を睨み、統計の活用や分析が行われつつあると考えられる。なお、SPC でのインタビューでは、企業側が破産手続を適用できず、破産できない企業が多いなど破産法に基づく処理件数が少ないことに問題意識をもっており、今後破産法の改正が予定されているとのコメントを受けたが、このコメントも上記統計の破産宣告などを踏まえた分析と考えられる。 (2)本活動は下記活動 1-8 にも関連するが、SPP によれば、プロジェクトの活動の一環として犯罪状況の調査を実施している。中間レビュー調査時、SPP の新たな役割として犯罪統計に基づく犯罪状況の分析、犯罪防止政策への貢献について言及があった(2013 年以前は犯罪防止の政策策定は首相府が担っていた)。犯罪学研究及び犯罪防止に係る政策提言を実施するために、SPP では、院内に犯罪学研究センターを設立する計画がある(同院内の統計局と検察院理論研究所の犯罪学研究課のスタッフを活用)。
1-1-2	MOJ、SPC、SPP、	【MOJ】民事判決執行実務に係るサーベイを実施した。南部 6 省を民事判決

分野	活動	実績・進捗状況
	<p>VBF が、本プロジェクトの効果的な実施に必要な現場の実務に関する情報を収集し、実務上の課題を分析する。</p>	<p>執行総局の職員及び北部の民事執行局局長とともに訪問し、北部・南部の経験を共有するとともに、中央の民事執行総局職員は、法律上、運用上の問題点を把握し、今後の改正作業のための情報収集を実施した。サーベイの中では、執行実務の改善に向けた様々な提言がなされており、例えば、差押さえ、資産評価等に係る指導文書の施行の必要性について言及されている。裁判官 1 名による裁判を可能にするための、憲法改正に係る提言もなされている。</p> <p>【SPC】現場の実務に関する情報は、下記活動 1-3-1、活動 1-3-3 と関連するが、セミナー、ワークショップの開催などを通じて収集、分析されている。例えば、フェーズ 1 で完成した判決書マニュアルの評価・改訂を目的としたワークショップが、裁判官を対象に、北部(クアンニン省)、中部(ビンディン省)、南部(キエンザン省)で開催され、判決書の問題点の指摘や、判決書作成の向上のための施策について要望が出されている。参加者は各地の裁判官。ワークショップでは、アンケート調査も実施されている(中間レビュー時には集計中であったため結果は未入手)。</p> <p>【SPP】ハイフォン市において、簡易手続きの実情調査が実施され、同調査の結果を踏まえ、刑事訴訟法の改正に向けた提言がなされている。例えば、簡易手続きの適用責任、簡易手続きに適用する刑罰、控訴審の裁判等に係る条項の新設について提案されている。また、同提案の中では、裁判官 1 名による裁判を可能にするための、憲法改正に係る提言もなされている。</p> <p>【VBF】地方弁護士会の実情調査が実施され(2011 年度と 2012 年度の地方弁護士会の実情調査・無料法律相談は合計 8 回)、訪問した各地方弁護士会それぞれに対し、組織運営の改善に向けた提言が行われた。また、VBF による今後の地方への弁護士会への計画を策定する上で、本調査の報告書が基礎資料として活用される予定になっている。</p>
1-2-1	<p>MOJ が、現場の法律関係職員(執行官、担保取引登録官、公証人、戸籍官)に対するセミナー、トレーニングコースを開催する。</p>	<p>【執行官】増加する執行未済の解決方法に係るセミナー、執行における不服申立及び告訴・告発がされた場合の解決方法に関するトレーニングコース、民事判決執行法の施行上の問題を討論するセミナー等が実施された。</p> <p>【担保取引登録官】担保取引の問題点を討論するセミナー、担保取引登録官の能力向上のためのトレーニングコース等が実施された。</p> <p>【公証人】実施されていない。</p> <p>【戸籍官】戸籍官の能力向上のためのトレーニングコースが実施された。</p>
1-2-2	<p>MOJ が、実施したセミナー、トレーニングコースの内容や教訓について、法律関係職員及び本プロジェクト関係機関間で共有することを目的に、それぞれの終了後 3 か月以内に、報告書を作成する。</p>	<p>2011 年度に作成された主な報告書は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方における民事判決執行実務に係る調査報告書</li> <li>・戸籍官対象のトレーニングコースに係る報告書</li> <li>・戸籍法に係るセミナーの報告書</li> <li>・法人、代理人、時効に関する民法規定のワーキング・セッションに係る報告書</li> <li>・担保取引ワーキング・セッションに係る報告書</li> <li>・「訴訟活動における賠償に関する国家管理任務実施の協力を指導する通達」に係る報告書</li> </ul> <p>2012 年度に作成された主な報告書は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民法現地セミナーに係る報告</li> <li>・民法改正に関するセミナー結果報告(総則・物権編・債権編・先取特権)</li> <li>・担保取引登録に関する合同通達作成に関するセミナー結果報告</li> <li>・担保取引登録に関するトレーニングコース結果報告</li> <li>・民事判決執行法 58 号議定改正のためのセミナー結果報告書</li> <li>・国家賠償法施行後 3 年の評価結果に関するセミナー報告書</li> <li>・戸籍法ドラフトに対する意見聴取のためのサーベイ結果報告書</li> </ul>
1-2-3	<p>MOJ が、セミナー、トレーニングコースの内容や教訓を踏まえて、執務参考資料を作成し、Judicial Academy (司法学院、以下「JA」)のテキストブックを改訂する。</p>	<p>刑事事件解決技能教程(マニュアル)(2012 年 3 月)、民事事件解決技能教程(マニュアル)(2013 年 3 月)を作成した。刑事事件解決技能マニュアルの改訂にあたっては、執筆者グループと JICA 専門家の間でワーキング・セッションが持たれ、JICA 専門家からのコメントが出され、反映されている。</p>
1-3-1	<p>SPC が、裁判実務上の問題に対処するためのセミナーや研修等を企画、実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事裁判手続きマニュアル作成のためのワーキング・セッション及びセミナーを実施した。</li> <li>・人民参審員、裁判所書記官に対するセミナーを実施した。</li> <li>・麻薬事件処理に係るセミナーを実施した。</li> <li>・判決書マニュアル改訂の為のセミナーを実施した(活動 1-1-2 と関連)。</li> </ul>

分野	活動	実績・進捗状況
1-3-2	SPC が、実施したセミナー、研修の内容や教訓について、法曹、法律関係職員及び本プロジェクト関係機関間で共有することを目的に、それぞれの終了後3か月以内に、報告書を作成する。	2011 年度に作成された主な報告書は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政事件訴訟法の下位規範に係るセミナーの報告書</li> <li>・裁判所組織法にかかるセミナー報告書</li> <li>・刑事裁判手続きマニュアルに係るセミナー報告書</li> </ul> 2012 年度に作成された主な報告書は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦研修に係る報告書(裁判所組織法に係る研修)</li> </ul>
1-3-3	SPC が、セミナーや研修の内容や教訓を踏まえて、執務参考資料を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事裁判手続きマニュアルを作成した。マニュアルの作成にあたり、広く意見を聴取し、実務上の問題点を盛り込むべく、ワークショップが開催されている。</li> <li>・麻薬事件処理のためのハンドブックを作成中である。ハンドブック作成にあたり、より幅広く実務上の問題点を反映させるべく、薬物犯罪のホットスポットであるハイフォン市やクアンニン省、ハイズオン省からも参加者を募り、ワークショップをハイフォンで開催した。同ワークショップには裁判所のみならず、検察院、捜査機関、民事判決執行機関からも参加者・発表者を募って開始している。</li> <li>・判決書マニュアルは改訂中である(活動 1-1-2、活動 1-3-1 と関連)。</li> </ul>
1-4-1	SPP が、捜査・公判実務上の問題に対処するためのセミナーや研修等を企画、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捜査、訴追、公判に係るトレーニングコースを実施した。</li> <li>・捜査の一時停止に係るセミナーを実施した。</li> <li>・訴訟活動に関連する諸機関の協力に関するセミナーを実施した。</li> <li>・民事・行政事件セミナーを実施した。</li> <li>・刑訴分野に関連する憲法改正ドラフト検討セミナーを実施した。</li> <li>・麻薬事件処理に係るセミナーを実施した。</li> <li>・本邦研修の成果を共有するためのセミナーを実施した。</li> <li>・刑訴法分野における司法改革推進のためのセミナーを実施した。</li> </ul>
1-4-2	SPP が、実施したセミナー、研修の内容や教訓について、法曹、法律関係職員及び本プロジェクト関係機関間で共有することを目的に、それぞれの終了後3か月以内に、報告書を作成する。	2011 年度に作成された主な報告書は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事事件(調査、訴追、公判の各段階)における公訴権実施及び司法活動検察についてのセミナー・トレーニングコースに係る報告書</li> <li>・簡易手続きに係る調査・セミナーに係る報告書</li> </ul>
1-4-3	SPP が、セミナーや研修の内容や教訓を踏まえて、執務参考資料を作成する。	過去のフェーズで作成された検察官マニュアルに関しては、まだ運用状況の評価が行われていない。刑事訴訟法の改正後、評価・改訂が予定されている。
1-5-1	VBF が、弁護士の実務上の問題点に対処するためのセミナーや研修等を企画、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「各省弁護士会の組織強化・弁護士の能力向上及び弁護士過疎対策」に係る本邦研修が実施された。研修では日弁連の管理手法の学習し VBF の管理にも活用するとともに、弁護士法改正にも影響を与えた。</li> <li>・「刑事訴訟上の弁護権について」をテーマとしたワークショップ(現地セミナー)が VBF と UNDP との共催にて実施された。</li> <li>・「事件受理・法律相談・訴訟における弁護士スキル、弁護士の養成・育成」をテーマにした弁護士実務に係る現地セミナーが実施された。</li> <li>・「弁護士法の発展の理論と実務の基礎」「2006 年の弁護士法の改正法に関して」をテーマとしたセミナーを開催した(改正弁護士法は 2013 年 7 月施行予定)。</li> <li>・地方での無料法律相談が実施された。</li> </ul>
1-5-2	VBF が、実施したセミナー、研修の内容や教訓について、法曹、法律関係職員及び本プロジェクト関係機関間で共有することを目的に、それぞれの終了後3か月以内に、報告書を作成する。	2011 年度に作成された主な報告書は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方弁護士会の実情に係る調査報告書</li> <li>・本邦研修の結果に係る報告書</li> </ul>

分野	活動	実績・進捗状況
1-5-3	VBF が、弁護士の実務上の問題点を改善するためのセミナーや研修等の結果をもとに、執務参考資料等を作成する。	これまでにプロジェクトで支援を受けて作成された執務参考資料はないが、弁護士法施行に向けた VBF の定款 (Charter/会規) が準備されつつある。同定款は地方弁護士会にも適用される予定であり、2014 年 5 月の大会で承認が予定されている。
1-5-4	VBF が、本プロジェクトの支援対象である法規範文書を分析し、会員の意見を集約し、これらの法規範文書の改善のための提案を取りまとめるためのセミナーを開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士法改正のためのセミナーを実施した。</li> <li>・「刑事訴訟法上の弁護権について」セミナーを VBF と UNDP が共催。日本からは短期専門家によるベトナムの弁護士制度の問題点についての講義を実施。このセミナーの結果が、VBF による刑訴改正への提言 (活動 1-5-5) につながっている。</li> </ul>
1-5-5	VBF が、現行法についての立法的提言を発表する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士法改正の為の提言を、司法省ならびに国会常務委員会に提出した (2012 年 2 月)。弁護士の育成期間の延長 (6 カ月を 1 年に)、見習い期間の試験の実施主体の変更 (MOJ を VBF に)、VBF による弁護士育成機関の設立が改正弁護士法に反映された。</li> <li>・刑事事件における弁護人の役割強化の為、和訳で 60 ページにのぼる刑事訴訟法改正にあたっての提言を行った (2012 年 10 月)。この提言の中で、日本や英国の例に言及しつつ、当番弁護士制度が提言されている。</li> <li>・VBF では、改正刑事訴訟法の弁護人に係る章を起草も担当することになった (中間レビュー時には既にドラフト済みであった)。さらに、VBF の指導部の要請で、2013 年 4 月、SPP の改正刑事訴訟法の編纂委員会への説明も行われている。</li> </ul>
1-6	MOJ、SPC、SPP、VBF が、実務に関する問題点を共有し、法曹及び法律関係職員が直面する課題の対応策を検討するため、関係する機関の法曹や法律関係職員と一緒に参加する「共同活動」を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SPC の監督・指導の下でパクニン省人民裁判所が実施した「麻薬事件処理のためのハンドブック作成セミナー」では、裁判所のみならず、検察院、捜査機関、民事判決執行機関からも参加者・発表者を募って実施した。</li> <li>・SPP の監督・指導の下でハイフォン市人民検察院が実施した簡易手続きの実情調査では、検察官のみならず、裁判官、弁護士、公安職員等が幅広く参加した。</li> <li>・民法起草に関連する活動については、プロジェクトの直接の CP 機関以外ではあるものの、民法に強く関連する政府機関 (天然環境資源省や建設省等) 及び大学関係者も招聘してセミナーを実施している。また、担保取引登録に関する法規範文書に係る活動については、セミナーにおいて、政府機関のみならず銀行等の民間の実務家からも意見聴取を行っている。</li> </ul>
1-7	SPC が、「判例」に関する研究を進展させ、法規範文書を統一的に適用するための情報を収集し、取り纏める。	SPC によると、SPC の判決が法源になる方向で、判例の研究が進められている。判例の最終的な位置づけは、裁判所組織法の改正を待つことになるとして (憲法改正に関しても、SPC が判例の形成を行うことが提言されている由)。中間レビュー時現在、実務上では判決文中で判例を法的な根拠として明示することはできないものの、SPC の裁判官評議会の判断と異なる判断を行うことはできなくなっていると SPC より説明を受けている。
1-8	SPP が、犯罪学、犯罪統計等の刑事政策に関する情報を収集し、取り纏める。(犯罪学センターに関する活動)	SPP では中間レビュー時現在、検察院理論研究所内の犯罪学研究科で犯罪学に関する研究が少人数 (3~4 名) で行われている。近年犯罪が複雑化するに伴い、犯罪の防止及び捜査を効率化するため、専門的な研究が求められており、従来首相府が行っていた犯罪防止政策の策定について、SPP があたることになった。このため、検察理論研究所から独立した SPP の一部局として、犯罪学センターの設立が検討されている。
1-9	MOJ が、他の Joint Coordination Committee (以下「JCC」)メンバーと協議の上、少なくとも一年に一回、実施した活動及び活動の予定を報告するための JCC 会合を召集する。	フェーズ 1 以前のプロジェクトでは、必ずしも JCC が有効に機能していなかったが、本プロジェクトでは既に 3 回 (2012 年 1 月 13 日、2012 年 5 月 21 日、2013 年 2 月 1 日) の JCC を実施しており、CP 機関間の情報共有の促進を図っている。
1-10	MOJ、SPC、SPP、VBF が、1-2-2、	【MOJ】現地サーベイの実施後に、その結果を共有すべくセミナーやワークショップが開催されている。セミナーやワークショップの結果は、大臣に報告され、

分野	活動	実績・進捗状況
	1-3-2、1-4-2 及び 1-5-2 の活動で作成した報告書を可能な限り広く普及する。	<p>セミナーやワークショップで指摘された問題点などが法規範文書などの改正に反映されるプロセスをとっている。</p> <p>【SPC】SPC によれば、本邦研修の報告書について、SPC の長官に提出するが、ドラフト段階で、SPC の国際協力局、裁判理論研究所、本邦研修参加者に共有される。関連する改正草案のセミナーの中で、本邦研修で学んだ日本の制度を紹介するなど、本邦研修に参加できなかった人たちにも内容が共有されるとしている。</p> <p>【SPP】SPP ではハイフォン市でセミナーが開催されているが、セミナー後、必要に応じて SPP と意見交換しつつ報告書が作成され、報告書の中では提言も行われている。報告書は改正刑訴の各章を担当している起草班と共有されている。ハイフォン市人民検察院では、そのホームページや検察関連雑誌を通じて JICA 関連活動が広く紹介されている。</p> <p>【VBF】VBF のホームページにて現地サーベイ、本邦研修に関する報告書が掲載されている。</p>

成果 2 に関連する活動の進捗に関連して、その実績・進捗状況、課題を以下の通りまとめることができる。

表 11：成果 2 に関連する活動の実績・進捗状況

分野	活動	実績・進捗状況
2-1	MOJ が、改正民法、不動産登記法及び担保取引登録法の最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。	<p>【改正民法】民法改正に向けたワーキング・セッションや、法律関係者からの意見聴取のためのワークショップが実施されている。また、民法部会の有識者の協力を得て、民法(総則、法主体、物権、契約等)に係る本邦研修や、物権法に係る現地セミナーを実施した。中間レビュー調査時、民事経済法局では、中央司法関係機関、省庁、63 地方省などを対象にした民法レビュー調査を実施中であり、2013 年 5 月に総レビュー結果を踏まえ、政府に民法改正の方向性について報告を行う準備をしていた。一方、改正民法草案の作成のために必要な RIA サーベイの実施が遅れている。</p> <p>【不動産登記法】不動産登記法はベトナム側の立法計画から外れたため、事実上活動がストップしている。</p> <p>【担保取引登録法】プロジェクトでは、担保取引に関する政府議定 163 号の改正作業に対する協力を行い、2012 年 2 月に同議定の一部条項を改正した政府議定 11 号が成立した。また、担保取引に係る合同通達作成に対する協力も行っており、同通達起草の過程では、銀行等の民間企業からの意見聴取も行っている。</p>
2-2	SPC が、改正民事訴訟法の最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。	2011 年に民事訴訟法の一部改正がなされた事等を踏まえ、プロジェクトでは民事訴訟における簡易手続きに係る制度構築に向けた現地セミナー及び本邦研修を実施した。
2-3	SPC が、改正裁判所組織法の最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。	裁判所組織法改正のためのセミナーを実施した他、裁判所組織法をテーマとした本邦研修を実施した。
2-4	SPP が、改正刑事訴訟法の最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。	刑訴法改正に向けた意見集約セミナーを実施した他、日越刑事司法実務の比較をテーマとした本邦研修においても刑訴法に関連する情報提供が行われている。加えて、ハイフォン市で実施された簡易手続きに係るサーベイの結果に基づき、刑事訴訟法改正に係る提案がなされ、同提案は最高人民検察院に提出されている。また、同提案の中では、裁判官 1 名による裁判を可能にするための、憲法改正に係る提言もなされている。
2-5	SPP が、改正検察院組織法の最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。	検察院組織法改正に向けた意見聴取セミナーが実施された他、日越刑事司法実務の比較をテーマとした本邦研修においても検察院組織法に関連する情報提供が行われている。

分野	活動	実績・進捗状況
2-6	SPC が、行政事件訴訟法の趣旨が反映された同法の低位法規範文書の最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。	北部及び南部でのセミナーの結果を踏まえ、行政事件訴訟法の低位法規範となる最高裁判所裁判官評議会決議 1 号、2 号が成立した(従来は、最高裁判所裁判官評議会決議は、評議会のみで決定を行っており、セミナー等で地方裁判所の意見を踏まえて決議を策定する事はなかった)。
2-7	MOJ が、民事判決執行法、国家賠償法及び戸籍法に関する情報を収集し、分析するためのセミナー等を開催する。	<p>【民事判決執行法】民事判決執行法は 2008 年に成立した比較的新しい法律であり、プロジェクトでは、同法の法律上及び運用上の問題を検討するための地方セミナーや、民事判決執行法をテーマとした本邦研修を実施した。民事判決執行法の施行に関する政府議定 58 号の改正(2013 年 5 月末に成立予定)の過程において、北部・中部・南部でのセミナーを通じて実務上の問題点が考慮され、これらの問題点への対応すべくいくつかの措置がとられている。民事判決執行法の運用に関しては、全国的なサーベイ活動が展開され、これらサーベイ活動などから得られた問題点を取りまとめた総括報告書も 2011 年に作成されている。上記活動を通じて、民事判決執行法における改正事項も明らかになり、プロジェクト活動の結果が同法の改正にあたり活用される予定である。</p> <p>【国家賠償法】国会賠償法は 2009 年に成立した比較的新しい法律であり、プロジェクトでは、同法普及のためのセミナー、同法の施行状況を調査するためのセミナー、同法に関連する合同通達を作成するためのセミナー等が実施されている。また、国家賠償法をテーマとした本邦研修を実施した。セミナーを通じて提起された実務上の問題点に対応し、国家賠償業務処理に係る指標(クライテリア)を作成し、Q&amp;A を含む事例集を準備中である。また、本中間レビュー調査時まで、国家賠償法を効果的に運用するための合同通達も作成されているが、これら合同通達の作成過程においても実務上の問題点を把握するためのセミナーが開催されている。</p> <p>【戸籍法】戸籍法制定のためのセミナーが実施され、戸籍登録業務の分権化、戸籍台帳の改善、個人 ID の必要性、戸籍のデータベース化等について議論された。</p>

プロジェクトの活動は、ワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、トレーニング、サーベイ活動、専門家によるコメント(法規範文書、執務参考資料)、本邦研修、JICA-Net を活用した国内-現地合同作業部会を通じて実施されている。

(1) ワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、トレーニング、サーベイについて

ワーキング・セッションとワークショップ、セミナーの区別は必ずしも厳密ではないが、ワーキング・セッションは参加者数が比較的小規模で 10 人程度、ワークショップは 30 人程度、そしてセミナーの場合は 50 人あるいはそれ以上(但し、日本人短期専門家によるセミナーは「現地セミナー」と呼ばれている)と、概ね参加者の規模によって異なる呼称が使われている。トレーニングは、ベトナム人を講師に招いて実施されている。これらの活動の実施後、報告書<sup>2</sup>が作成され、中央司法関係機関の幹部に提出されている(付属資料 4 に報告書のリスト(一部)を掲載)。ワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、

<sup>2</sup> 例えば、ハイフォン市人民検察院では、2012 年 4 月「JICA プロジェクトの 2011 年第 2 段階における簡易手続に係わる視察、セミナーの報告書」を作成している。同報告書の構成は①活動の名称、②)時間、場所、③視察、WS 及びセミナーの参加者、④趣旨目的、⑤議論事項、⑥議論の具体的な事項、⑦成果、⑧成果の活用、⑨JICA 専門家の貢献度に関する評価 からなり、セミナーの趣旨に従って明確な論理で議論の具体的な内容とそこからの成果と成果の活用が報告されている。ハイフォン市人民検察院の説明では、報告書を作成する過程で、事前に SPP と意見交換し、その後、報告書を提出するというプロセスを経ている。このようなプロセスは、以前にも行われていたことであるが、JICA プロジェクトへの参加を通じて、質的な向上が図られているというコメントを受けている。

トレーニング、サーベイで行われている活動のイメージを、下表に一例として示す。

表 12：ワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、トレーニング、サーベイの一例

項目	内容
ワーキング・セッション	2011年11月29日、12月26日にMOJ民事経済法局との間で民法改正に関連して Working session on the Civil Code がハノイで開催されている(参加者7人/回)。これらのワーキング・セッションでは、本邦研修における関心事項として、民法の法源についての情報提供、ベトナム側が考案している体系(総則、物権、債権、相続)へのコメントについての論点が挙げられ、この結果を踏まえて、2012年1月6日にJICA ネットが開催され、2012年2月6日のワーキング・セッション、そして2月9日のJICA ネットにて、同年2月27日から実施される予定であった本邦研修における論点が整理されている。
ワークショップ	MOJ 担保取引登録局主催により、担保取引に関する政府議定 163 号に関する議論や担保権実行に絡む実務上の問題点を議論することを目的としたワークショップが、2011年12月14日ホーチミン市で開催された(参加者46人)。ワークショップには、同局局長、担当課長のほか、銀行関係者や執行官などが出席し、将来形成財産に対する抵当権の扱いに係る問題点など、多岐に渡る論点が議論された。JICA 専門家には、担保権実行手続きの概略、将来形成財産に対する抵当権設定の可否などが質問されている。
セミナー	SPP との活動の一環として、刑事訴訟法改正に向けた意見集約のためのセミナーが2011年8月10日にハノイで、8月14日にフエで開催されている。また人民検察院組織法改正に関して意見聴取のためのセミナーが同8月11日にハノイで、8月15日フエで開催されている(参加者はハノイの2日間のセミナーで120人、フエで160人)。例えば、刑事訴訟法改正セミナーでは、人民検察院の検察官のほか、裁判官、弁護士、公安関係者、税官関係者も参加した。参加者からは弁護人の権限の拡充などに関する提案などが出されている。
トレーニング	SPC との活動の一環として、バクニン省人民裁判所では2012年8月18日、19日の2日間、人民参審員(1日目、参加者102人)、裁判所書記官(2日目、参加者102人)向けのトレーニングを実施した。裁判所書記官及び人民参審員向けに、最近の法令改正の動向を紹介、刑事事件解決の技術全般、民事事件の記録検討・公判指揮の技術、行政事件処理と会見に関する留意点など、基本的な問題についてバクニン省裁判所副長官、各専門法廷の裁判長などが解説した。JICA が支援した行政訴訟法及びその下位規範の解説も行われた。
サーベイ	VBF との活動として、ベトナム北部(ソラ省、ラオカイ省、ディエンビエン省、ライチャウ省)にて弁護士実情調査が2011年6月21日～27日にて実施された(参加者は4省合計で37人)。調査では、地方弁護士の実態を調査するほか、VBF 会長が自ら各地方に赴き、当該地方の人民委員会幹部と面談し、地方の弁護士、弁護士会強化のため、人民委員会からの協力を取り付けることも含まれていた。地方の弁護士会の立場からは、VBF が当該弁護士会の実情の代弁者として見られることにつながっている。

出所：専門家報告書ならびにインタビュー

2011年度と2012年度の司法関係機関別ワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、トレーニング、サーベイの開催回数と延べ参加者数は以下の通りまとめることができる。サーベイを含む実施回数は2011年度で72回、延べ参加者数は3,792人日、2012年度で71回、延べ参加者数は5,021人日、2年間の合計で143回、8,813人日であった。機関別、部署別の活動回数ならびに参加者数を見ると、MOJ では特に、民法改正などに関するワーキング・セッションやワークショップが民事経済法局において活発に行われたことがわかる。これに担保取引登録局、国家賠償局、民事判決執行総局の積極的な取り組みが続いている。2011年度、特に2012年度において特筆されることは、SPP の活動に関連したハイフォン市人民検察院によるサーベイやセミナーなどの取り組みである。2012年度には、延べ参加者数に占めるハイフォン市人民検察院によるセミナーの参加者の比率はプロジェクト

全体の約 30%に達している。SPC も民事訴訟法の改正、判決書マニュアルの改訂などのために全国レベルでセミナーを開催している。例えば、2012 年度のプロジェクトの活動計画に基づき、2012 年 8 月にハノイ及びカインホン省ニャチャン市で民事訴訟における略式手続に関するセミナーを実施している<sup>3</sup>。VBF は地方での弁護士、弁護士会のサーベイ活動の実施に特徴があるが、一回のサーベイで 4 省を訪問するなど、数字だけでは表れていない面もある。

---

<sup>3</sup> 本セミナーには、民事簡易手続に関する短期専門家が派遣されるとともに、ハノイでのセミナーでは SPC の副長官 2 名が参加している。その後、活動計画に沿って本邦研修が実施され（2012 年 9 月 30 日～10 月 13 日）、民事訴訟における略式手続に関する内容が研修で扱われている。本邦研修には略式手続に係る法令策定作業部会のメンバーも参加しており、帰国後に本邦研修の効果を草案の形で具体化する用意が行われている。この様にセミナーやワークショップの単発的な開催ではなく、計画に基づき一貫性・連続性のある取組が行われていることに特徴がある。

表 13 : 2011 年度のワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、トレーニング、サーベイへの参加状況

司法関係機関	部局/省級機関	ワーキングセッション・ワークショップ・セミナー(1)		トレーニング(2)		サーベイ(3)		合計((1)+(2)+(3))		全体に占める比率	
		開催回数	延べ参加者数(人日)	開催回数	延べ参加者数(人日)	開催回数	延べ参加者数(人日)	開催回数	延べ参加者数(人日)	開催回数	延べ参加者数(人日)
司法省	民事経済法局	11	365	1	24			12	389	16.7%	10.3%
司法省	担保取引登録局	5	202	1	76			6	278	8.3%	7.3%
司法省	民事判決執行総局	3	192	1	51	6	146	10	389	13.9%	10.3%
司法省	国家賠償局	3	187	2	142			5	329	6.9%	8.7%
司法省	司法行政局	1	28	3	216			4	244	5.6%	6.4%
司法省	司法学院	1	27					1	27	1.4%	0.7%
<b>司法省小計</b>		24	1,001	8	509	6	146	38	1,656	52.8%	43.7%
最高人民裁判所	ハノイ/その他	8	585					8	585	11.1%	15.4%
最高人民裁判所	バクニン省人民裁判所	2	5					2	5	2.8%	0.1%
<b>最高人民裁判所小計</b>		10	590					10	590	13.9%	15.6%
最高人民検察院	ハノイ	1	55					1	55	1.4%	1.5%
最高人民検察院	ハイフォン市人民検察院	12	660	2	244	4	80	18	984	25.0%	25.9%
<b>最高人民検察院小計</b>		13	715	2	244	4	80	19	1,039	26.4%	27.4%
<b>弁護士連合会</b>		1	230			4	277	5	507	6.9%	13.4%
<b>合計</b>		48	2,536	10	753	14	503	72	3,792	100.0%	100.0%

出所：プロジェクト事務所

注：延べ出席者数の算出にあたっては、ワークショップやセミナーが半日の場合も1日として算出した。

表 14 : 2012 年度のワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、トレーニング、サーベイへの参加状況

司法関係機関	部局/省級機関	ワーキングセッション・ワークショップ・セミナー(1)		トレーニング(2)		サーベイ(3)		合計((1)+(2)+(3))		合計に対する比率	
		開催回数	延べ参加者数(人日)	開催回数	延べ参加者数(人日)	開催回数	延べ参加者数(人日)	開催回数	延べ参加者数(人日)	開催回数	延べ参加者数(人日)
司法省	民事経済法局	15	777					15	777	21.1%	15.5%
司法省	担保取引登録局	5	293	2	130			7	423	9.9%	8.4%
司法省	民事判決執行総局	4	220					4	220	5.6%	4.4%
司法省	国家賠償局	3	178	2	145			5	323	7.0%	6.4%
司法省	司法行政局					3	52	3	52	4.2%	1.0%
司法省	国家司法学院	1	35					1	35	1.4%	0.7%
司法省小計		28	1,503	4	275	3	52	35	1,830	49.3%	36.4%
最高人民裁判所		5	609					5	609	7.0%	12.1%
最高人民裁判所	バクニン省裁判所	2	340					2	340	2.8%	6.8%
最高人民裁判所小計		7	949	0	0	0	0	7	949	9.9%	18.9%
最高人民検察院		4	448					4	448	5.6%	8.9%
最高人民検察院	ハイフオン市人民検察院	12	1,355			5	100	17	1,455	23.9%	29.0%
最高人民検察院小計		16	1,803	0	0	5	100	21	1,903	29.6%	37.9%
弁護士連合会		2	158			6	181	8	339	11.3%	6.8%
合計		53	4,413	4	275	14	333	71	5,021	100.0%	100.0%

出所：プロジェクト事務所

### 裨益対象者と規模について

本プロジェクトの詳細設計調査では、裨益対象者及び規模について以下の通り想定されていた。

- ・ ベトナム国の中央司法関係機関（MOJ、SPC、SPP、VBF）所属職員から構成されるワーキンググループメンバーと約 70 名
- ・ ワーキンググループメンバーらによるセミナー・研修実施や配布資料を通じてモニタリング・指導・助言・監督を受ける全国の省・県レベルの法曹および司法関連職員（数百人規模を想定）

中央司法関係機関の CP 数は 63 名であり、ほぼ詳細設計調査時の想定に合致している。また全国の省・県レベルの法曹及び司法関連職員については、既述の通り、プロジェクト開始より 2 年を経過した中間レビュー調査の段階で既に延べ 8,813 人日の参加を確認している（但し、法曹、司法関連職員に限定されていない）。セミナーやワークショップへの参加者はその内容によって異なるが、一例として 2012 年 5 月 2 日に開催された民法に係る本邦

研修（2012年2月26日～3月10日）の結果共有セミナーの参加者を以下に記載する。民法改正を担当するMOJ民事経済法局を中心に、国家担保取引登録局、民事判決執行総局の関係部局からも参加者がある。また、法曹、司法関係職員に止まらず、他の政府機関、ベトナム商工会議所（VCCI）、ベトナム国家銀行（SBV）などからの参加も見られる。

表 15：民法に係る本邦研修の結果共有セミナーの出身機関別参加者数

所属機関・組織	部局	参加者数（人）
MOJ	民事経済法局	19
	国家担保取引登録局	1
	民事判決執行総局	1
	MOJ のその他の部局	2
SPC		1
弁護士会・法律家協会		2
祖国戦線		1
ハノイ法律大学などの大学・研究機関		6
Vietnam Womens' Union（ベトナム女性連合）		1
VCCI		1
MOF（財務省）		1
MOC（建設省）		1
National Assembly（国会）		1
Office of Government(首相府)		1
SBV		1
不明		1
合計		41

出所：プロジェクト事務所

注：本セミナー（Seminar on results of civil code survey in Japan）は2012年5月2日でハノイの司法省で開催された。

## (2) 専門家によるコメントについて

CPがセミナーやワークショップを実施した後に纏める報告書においては、JICA 専門家のプレゼンテーションの内容や、JICA 専門家の意見が多数記載されている。また、執務参考資料や法規範文書においても専門家のコメントが反映されている。例えば、以下を挙げることができる。

- 1) JA 作成の刑事事件解決技能マニュアル改訂に反映されたコメントとして①公判廷における尋問技能において、当事者主義的な要素を考慮した尋問技能をマニュアルで紹介すべきこと、②判決書等に有罪・無罪を判断するための証拠評価を記載すべきである旨マニュアルにおいて指摘すべきこと、③マニュアルに検察院の一審判決に対する異議申立て事由を記載する際には、刑事裁判検察規則を引用すべきであることなどがある。
- 2) 担保取引に関する政府議定 163 号の一部を改正した政府議定 11 号に関しては、日本側のコメントを受けて、物的・人的担保に関して物的担保優先の考え方とともに、債権者平等の原則が採用された。

- 3) 民事判決執行法の施行に関する政府議定 58 号の改正 (2013 年 5 月成立予定) にあたり、①判決債務者の財産に関する情報、又は判決執行条件のある判決執行申立、②判決執行時点において財産の価値が変更した際の判決執行に関して行われたコメントが改正に反映される予定である。
- 4) (フェーズ 1 におけるコメントと思われるが) 行政訴訟法についても、SPC では①提訴対象は除外規定で対応すること、②内部行為、③臨時緊急対処法について日本側からの参考資料から取り入れられたとコメントしている。

## 2-3 アウトプットの達成状況

### (1) アウトプット 1 の達成状況

アウトプット 1 は、中央司法関係機関において、現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力が向上することである。全国レベルのサーベイ、セミナー、ワークショップ開催を通じて、現場の実務上の課題を分析し、これを執務参考資料に反映させ、現場での実務改善に活用するという指標で表される一連の活動の結果を、下表の「達成状況」のとおり検証することができるが、いくつかのケースでは、これらの活動結果が、合同通達の作成や組織で活用されるマニュアルの作成などという目に見える形で、具体的に組織の業務フローとして定着しつつある状況がわかる。中央司法関係機関における現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力向上は、この一連の活動が組織の業務フローとして定着することを通じて具体化されることから、中央司法関連機関の能力向上は着実に進展しているといえる。

表 16 : アウトプット 1 の達成状況 (2013 年 3 月現在)

アウトプット	指標	達成状況
1. 中央司法関係機関において、現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力が向上する。	<p>【MOJ】</p> <p>・MOJ における以下の業務の状況 (プロジェクト開始時との比較)</p> <p>➢ 情報収集や実務上の課題の分析が、定期的かつ広汎に行われる。</p> <p>➢ セミナーやワークショップが、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。</p> <p>・MOJ が職員向けに作成する執務参考資料に、現場の情報や実務上の課題の分析結果が反映される。</p> <p>・MOJ が職員向けに作成する</p>	<p>(1)担保取引に関する政府議定 163 号の一部を改正した政府議定 11 号 (2012 年 2 月成立) の起草の過程において、国家機関のみならず、民間企業からもドラフトに対する意見を聴取するためのセミナーをベトナム北部・中部・南部においてそれぞれ開催し、現場の実務上の課題が上記議定に反映された。担保財産処理に関する合同通達作成にあたっては民間企業から積極的に意見を聴取された。</p> <p>(2)国家賠償法に関し、全国的に展開されたセミナーを通じて提起された実務上の問題点に対応し、国家賠償業務処理に係る指標 (クライテリア) を作成し、Q&amp;A を含む事例集を準備中である。また、本中間レビュー調査時までには、国家賠償法を効果的に運用するための合同通達も 3 本が作成されているが、これら合同通達の作成過程においても実務上の問題点を把握するためのセミナーが開催されている。</p> <p>(3)民事判決執行法の施行に関する政府議定 58 号の改正 (2013 年 5 月末に成立予定) の過程において、北部・中部・南部でのセミナーを通じて実務上の問題点が考慮され、これらの問題点に対応すべくいくつかの措置がとられている。民事判決執行法の</p>

アウトプット	指標	達成状況
	<p>執務参考資料が、セミナーやワークショップで得られた教訓を踏まえて作成・改訂される。</p> <p>・MOJ が職員向けに作成する執務参考資料が、それを必要とする職員等にとってアクセス可能になる。</p>	<p>運用に関しては、全国的なサーベイ活動が展開され、これらサーベイ活動などから得られた問題点を取りまとめた総括報告書も2011年に作成されている。上記活動を通じて、民事判決執行法における改正事項も明らかになり、プロジェクト活動の結果が同法の改正にあたり活用される予定である。</p> <p>(4)セミナーやサーベイなどに関する結果をまとめた報告書が作成されている。</p>
	<p><b>【SPC】</b> SPCにおける以下の業務の状況(プロジェクト開始時との比較)</p> <p>➢ 情報収集や実務上の課題の分析が、定期的かつ広汎に行われる。</p> <p>➢ セミナーやワークショップが、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。</p> <p>・SPC が法曹及び法律関係職員向けに作成する執務参考資料に、現場の情報や実務上の課題の分析結果が反映される。</p> <p>・SPC が法曹及び法律関係職員向けに作成する執務参考資料が、セミナーやワークショップで得られた教訓を踏まえて作成・改訂される。</p> <p>・SPC が法曹及び法律関係職員向けに作成する執務参考資料が、それを必要とする法曹及び法律関係職員等にとってアクセス可能になる。</p>	<p>(1) SPC が AAA に指定したバクニン省裁判所が作成した刑事裁判手続マニュアルの作成の過程で、刑法及び刑事訴訟法上の実務上の問題点が明らかになった。</p> <p>(2) マニュアルは 1,100 部作成され、このうち 850 部がバクニン省以外の全国の裁判官に対しても、その要請に応じて配布されている。また裁判官のみならず、弁護士、裁判所書記官、学生などにも参考資料として活用されている。</p> <p>(3)麻薬事件処理のためのハンドブックの作成にあたっては、バクニン省人民裁判所が SPC と協議しつつ、AAA であるハイフォン市内においてセミナーを開催した。同セミナーにはハイフォン市人民検察院をはじめとした関係各機関が多数参加し、実務上の問題点も明らかとなり、同セミナーの結果が上記ハンドブックの作成に活かされている(2013年に執筆終了見込)。また、県級の裁判官の実務上の問題意識もハンドブックには反映されている。ハンドブックの作成にあたっては、省を超えて広く意見を聴取することで、より汎用性のあるハンドブックの作成が企図されている。</p> <p>(4)フェーズ 1 で完成した判決書マニュアルは、全国の裁判所に配布されているが、判決書の質の向上をめざし、SPC が北部、中部、南部でセミナーを開催する予定である。セミナーの結果を踏まえて、現場のニーズと意見を同マニュアルの改訂に反映し、全国の裁判所に改訂版を配布することになっている。</p> <p>(5)SPC の監督の下で、バクニン省裁判所において、同省内の人民参審員や書記官を対象とした刑事裁判実務に関するトレーニングコースが、裁判官の参加のもとに実施されるなど、裁判実務を支える人材全般の育成が対象者のニーズに併せて企画・実施されている。</p> <p>(6)セミナーや本邦研修に係る報告書がまとめられている。</p>
	<p><b>【SPP】</b> ・SPP における以下の業務の状況(プロジェクト開始時との比較)</p> <p>➢ 情報収集や実務上の課題の分析が、定期的かつ広汎に行われる。</p> <p>➢ セミナーやワークショップが、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。</p> <p>・SPP が法曹及び法律関係職員向けに作成する執務参考資料に、現場の情報や実務</p>	<p>(1)ハイフォン市人民検察院が刑事裁判における簡易手続に関して現地実情調査を行った。調査は市レベルの検察官だけではなく、県レベルの検察官を含み、また、裁判官、捜査官、弁護士をも対象とした。これを踏まえて、関係各機関を招待したワークショップ、セミナーが実施された。実情調査、ワークショップ、セミナーの結果、簡易手続に関する実務上・法律上の問題点が明らかとなり、同検察院において刑事訴訟法の簡易手続の改正に関する提言がまとめられて SPP に報告された。SPP がその提言を高く評価するとともに、改正刑事訴訟法の編纂委員の一人にハイフォン市人民検察院長官を選任するなど、地方の実務上の問題点を刑事訴訟法の改正により直接的に反映させようとしている。</p> <p>(2)2013年4月にハイフォン市人民検察院で開催された刑事訴訟法の特別手続に係るセミナーでは、SPP から改正刑事訴訟法の特別手続の起草グループの責任者が参加し、参加者(ハイフォン市内の省級及び県級検察官、捜査官等)から現場の問題点</p>

アウトプット	指標	達成状況
	<p>上の課題の分析結果が反映される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SPP が法曹及び法律関係職員向けに作成する執務参考資料が、セミナーやワークショップで得られた教訓を踏まえて作成・改訂される。</li> <li>・SPP が法曹及び法律関係職員向けに作成する執務参考資料が、それを必要とする法曹及び法律関係職員等にとってアクセス可能になる。</li> </ul>	<p>を直接聴取する機会があった。</p> <p>(3)SPPの監督の下で、ハイフォン市人民検察院において同市司法改革指導委員会、同市裁判所、同市弁護士会、および同市公安局とともに刑事訴訟活動における実務上の問題点を討論するための共同セミナーが開催され、関係各機関同士で積極的に実務上の意見交換が行われた。</p> <p>(4)SPP が、フェーズ 1 でのパイロットエリア(バクニン省人民検察院)での活動やAAAであるハイフォン市人民検察院での活動の経験を踏まえ、ラオカイ省人民検察院ならびにハイズオン省人民検察院でセミナーを開催した。</p> <p>(5)ハイフォン市人民検察院では、セミナーやトレーニングに関する活動の報告書をまとめ SPP に提出している。</p> <p>(6)ハイフォン市人民検察院の Web サイトや検察官向けの雑誌に、JICA プロジェクトの活動が掲載されている。Web サイトへのアクセス数は 3,124,789 回(2011 年 7 月から 2012 年 1 月 1 日)、4,687,567 回(2012 年 1 月 2 日から 2013 年 1 月 1 日)、2,570,796 回(2013 年 1 月 2 日から同年 4 月 18 日)と 2012 年以来増加傾向にある。</p>
	<p><b>【VBF】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・VBF における以下の業務の状況(プロジェクト開始時との比較)</li> <li>➢ 情報収集や実務上の課題の分析が、定期的かつ広汎に行われる。</li> <li>・ VBF が法曹向けに作成する執務参考資料に、現場の情報や実務上の課題の分析結果が反映される。</li> <li>・VBF が法曹向けに作成する執務参考資料が、セミナーやワークショップで得られた教訓を踏まえて作成・改訂される。</li> <li>・VBF が法曹向けに作成する執務参考資料が、それを必要とする法曹等にとってアクセス可能になる。</li> </ul>	<p>(1)VBF は、本邦研修、セミナーや JICA の支援で実施した地方サーベイに関する報告書をまとめられている。</p> <p>(2)VBF は報告書を Web サイト上で公開している。</p> <p>(3)VBF は地方弁護士会から定期的かつ広範に活動の現状について情報を入手している(地方弁護士会弁護士数、弁護士の実務研修生数、弁護士事務所数、法律会社数、支店数、個人で営業する弁護士数、刑事弁護人選任事件数(依頼による)、刑事弁護人選任事件数(訴訟執行機関の依頼による)、民事事件、経済事件、行政事件、労働事件、法律相談、その他の法律サービス、無料法律相談)。</p>

アウトプット 2 は適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案が適切に作成されることである。これらは現場の実務上の課題などを考慮した法規範文書の草案の作成や報告書の作成などの指標によって検証されることになっているが、下表「達成状況」に示す通り、法規範文書の改正・作成、報告書などの作成の過程で、実務に直接関与する関係者の参加を得て、全国レベルのセミナーや地方サーベイが開催されてきている。アウトプット 2 の達成に向けて、着実な進展が認められる。

表 17 : アウトプット 2 の達成状況 (2013 年 3 月現在)

アウトプット	指標	達成状況
(ア)適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案が適切に作成される。	<p>改正民法、不動産登記法及び担保取引登録法の(最終)草案が、以下の点を考慮したものに改善される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ベトナムの市場経済の発展に適合している。</li> <li>➢ 実務上の問題点を踏まえている。</li> </ul>	<p><b>【改正民法草案】</b> 改正民法にあたり、積極的にセミナーが開催され、そのセミナーにおいては関係各機関を招待しているほか、弁護士等の実務家も招待されている。また、本邦研修や日本の学者を招いた現地セミナーを通じて、民法改正に必要な知見を着実に集積している。改正民法の成立は 2013 年の憲法改正後、早くても 2015 年が予定されている。</p> <p><b>【不動産登記法草案】</b> 不動産登記法は立法計画との関係や他に優先すべき分野があるため、フェーズ 2 においては JICA とのプロジェクト活動は実施されていない。</p> <p><b>【担保取引登録法草案】</b> 全国的に展開されたセミナーを通じて、関連する国家機関や民間企業から意見を聴取し、これら意見を踏まえて、2012 年 2 月に担保取引に関する政府議定 163 号の一部を改正した政府議定 11 号が成立した。 また、担保財産処理の合同通達草案の起草(2013 年 5 月～6 月に成立予定)。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正民事訴訟法の草案が、以下の点を考慮して改善される。</li> <li>➢ ベトナムの市場経済の発展に適合している。</li> <li>➢ 実務上の問題点を踏まえている。</li> </ul>	<p><b>【改正民事訴訟法草案】</b> 民事訴訟における簡易手続に係る本邦研修及び日本から短期専門家を招いたセミナーでは、簡易手続のベトナムでの導入の可否や、同手続きの導入に伴う課題等について議論された。今後民事訴訟における簡易手続き導入の過程において、上記各活動での議論のほか、下級裁判所の裁判官の意見も集約し、実務上の問題点を踏まえながら、ベトナムにおいて簡易手続の導入が検討される予定である。また、民事訴訟における簡易裁判制度導入に向けて作成された各種報告書がある。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正裁判所組織法の草案が、以下の点を考慮して作成される。</li> <li>➢ 司法の中心機関としての裁判所の発展に寄与している。</li> <li>➢ 実務上の問題点を踏まえている。</li> </ul>	<p><b>【改正裁判所組織法】</b> 裁判所組織法に関しては、北部・中部・南部で同法のドラフトを検討するためのセミナーが開催され、現場の裁判官からの意見を集約し、現行法の問題点が明らかとなった。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正刑事訴訟法の草案が、以下の点を考慮して改善される。</li> <li>➢ 当事者主義の利点を選択的に取り入れている。</li> <li>➢ 実務上の問題点を踏まえている。</li> </ul>	<p><b>【改正刑事訴訟法】</b> 刑事訴訟法の改正作業が進んでいるが、その中で、簡易手続に関してハイフォン市人民検察院からの実務上の問題点を踏まえた提案が SPP になされたほか、弁護人の権利については、VBF による刑事訴訟法の弁護人に係る章の条文のドラフトを通じて、弁護士が直面する実務上の問題点が、改正刑事訴訟法の改正に反映される予定である。刑訴法の改正は 2015 年に予定されている。 ハイフォンにおいて、刑事訴訟における簡易手続きの改正に向けたサーベイ、セミナー、ワークショップが開催されており、報告書等が作成されている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正検察院組織法の草案が、以下の点を考慮して作成される。</li> <li>➢ 裁判所の組織と整合している。</li> </ul>	<p><b>【改正検察院組織法】</b> 刑事訴訟法および検察院組織法の改正については、地方において現場の検察官、裁判官、捜査官からの意見を聴取するためのセミナーを開催するなど、改正作業が進んでいる。現場の問題点がこれらの法律に反映される予定である。検察院組織法</p>

アウトプット	指標	達成状況
	<p>➤ 実務上の問題点を踏まえている。</p> <p>・行政事件訴訟法と整合する下位法規範文書に、違法な行政行為により侵害された国民の権利が、円滑かつ確実に保護される内容が含まれている。</p> <p>・民事判決執行法及び国家賠償法につき、それぞれの改正に向けた実務上の問題点及び改善策に関する報告書が作成される。</p> <p>・戸籍法制定に向けた実務上の問題点が整理される。</p>	<p>は、憲法改正後 2014 年末が予定されている。</p> <p><b>【行政事件訴訟法下位法規範文書】</b> 行政訴訟法に関して、同法下位規範の作成過程において、SPC は地方でのセミナーの開催を通じて、地方の裁判官からの意見聴取を行い、現場の裁判官の意見を反映した最高人民裁判所裁判官評議会決議 1 号及び 2 号が成立した(2011 年 7 月)が、下位規範の作成において地方の裁判官からの意見聴取が実施されたのはこれが初めてのことであった。</p> <p><b>【民事判決執行法】</b> 民事判決執行法の施行に関する政府議定 58 号の改正過程で、地方でのセミナーを通じて実務上の問題点が考慮され、同政府議定に協議結果が反映される予定である。政府議定 58 号の改正草案は 2013 年 5 月成立予定。総括報告書が作成された(2011 年)。なお、民事判決執行法改正は 2014 年の立法計画に組み入れられており、2014 年末には改正草案が国会に提出される予定。</p> <p><b>【国家賠償法】</b> 国家賠償法に関し、全国的に実施されたセミナーを通じて明らかとなった実務上の問題点に対応しながら、国家賠償法を効果的に運用するための合同通達が作成された。</p> <p><b>【戸籍法】</b> (1) 戸籍法制定に向けた地方でのサーベイ結果の報告書などが作成され、現場の実情や問題点が明らかにされた。 (2) 2013 年 1 月に実施した戸籍法制定に向けたサーベイ結果の報告書</p> <p>なお、戸籍法の制定は 2013 年国会立法計画に取り入れられ、2013 年 5 月に国会常務委員会に提出し、同年 11 月に国会で審議される予定。</p>

#### 2-4 プロジェクト目標の達成状況

プロジェクト目標の達成度をはかる指標として、(改正された)法規範文書の内容を踏まえて執務参考資料が作成・改訂されること、現場のニーズを踏まえた執務参考資料の作成方法や法規範文書の起草・改正方法が組織の業務フローに反映されること、現場からの情報や実務上の現場の課題の分析結果を踏まえて法規範文書が起草・改正されることが設定されている。執務参考資料の中には、既に法規範文書の改正を踏まえて改訂が進められている資料や、法規範文書の起草・改正方法が業務フローに反映されている、あるいはされつつある事例が、4つの中央司法関連機関で見られた。プロジェクトはプロジェクト目標の達成に向けて計画通り着実に進捗している。プロジェクトの終了時までにはプロジェクト目標は達成されると見込まれる。

表 18 : プロジェクト目標の達成状況 (2013 年 3 月現在)

プロジェクト目標	指標	達成状況
<p>中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえて、法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化される。</p>	<p>1. MOJ が職員向けに作成する執務参考資料が、(改正された)法規範文書の内容を踏まえて適切に作成・改訂される。</p>	<p>(1)国家賠償業務処理に係る指標(クライテリア)と国家賠償解決ハンドブック(クライテリアは作成済み、ハンドブックは作成準備中) (2)フェーズ1で作成されて執行官ハンドブックは、2014年に予定されている民事判決執行法の改正に併せて、地方の執行官の意見を反映させつつ、改訂が予定されている。</p>
	<p>2. SPC が法曹及び法律関係職員向けに作成する執務参考資料が、(改正された)法規範文書の内容を踏まえて適切に作成・改訂される。</p>	<p>(1)判決書マニュアル(改訂中)、バクニン省人民裁判所による刑事裁判手続マニュアル(2012年3月作成)と麻薬事件処理のためのハンドブック(2013年完成予定)。</p>
	<p>3. SPP が法曹及び法律関係職員向けに作成する執務参考資料が、(改正された)法規範文書の内容を踏まえて適切に作成・改訂される。</p>	<p>(1)フェーズ1で作成された検察官マニュアルに関しては、まだ運用状況の評価が行われていない。刑事訴訟法の改正後、評価・改訂が予定されている。</p>
	<p>4. VBF が法曹向けに作成する執務参考資料が、(改正された)法規範文書の内容を踏まえて適切に作成・改訂される。</p>	<p>(1)これまでにプロジェクトで支援を受けて作成された執務参考資料はないが、弁護士法施行に向けたVBFの定款(Charter/会規)が準備されつつある。同定款は地方弁護士会にも適用される予定であり、2014年5月の大会で承認が予定されている。</p>
	<p>5. 中央司法関係機関において、現場のニーズを踏まえて執務参考資料を作成するという方法が業務フローに反映される。</p>	<p>現地実情サーベイやセミナーののちに、結果をまとめた報告書が作成され、中央司法関係機関に提出されている。上記に言及した、ハンドブックやマニュアルなどの改正にあたって、現場のニーズを踏まえて執務参考資料を作成する方法が定着しつつある。</p>
	<p>6. 中央司法関係機関において、適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書を、現場からの情報や実務上の課題の分析結果を踏まえて適切に起草・改正する。</p>	<p>現地実情サーベイやセミナーののちに、結果をまとめた報告書が作成され、中央司法関係機関に提出されている。現場からの情報や実務上の課題の分析結果を踏まえて、以下の法規範文書が起草・改正、あるいは改正されつつある。</p>
	<p>7. 中央司法関係機関において、現場のニーズを踏まえて法規範文書を起草・改正するという方法が業務フローに反映される。</p>	<p>(1)MOJ:担保取引に関する政府議定163号の一部を改正した政府議定11号(2012年2月成立)と合同通達、国家賠償法を効果的に運用するための合同通達の作成、民事判決執行法の施行に関する政府議定58号の改正(2013年5月末成立予定)。 (2)SPC:行政訴訟法下位規範である最高人民裁判所裁判官評議会決議1号及び2号(2011年7月成立) (3)SPP:刑事訴訟法・検察院組織法改正の過程で現場の意見を踏まえつつ改正が進められている。具体的には、ハイフォン市人民検察院の簡易手続きに係る実情調査、セミナーなどを踏まえて、同検察院から刑事訴訟法改正に向けた提案がSPPに行われるとともに、刑事訴訟法改正委員会にハイフォン市人民検察院長官が選定されている。現場のニーズを法規範文書の改正に反映すべく採られた方法と考えられる。 (4)VBF:弁護士法及び刑事訴訟法の改正に係る提言が行われ、改正弁護士法ではそのいくつかの提案が採用された。また刑事訴訟法の弁護人に係る章はVBFが起草した。 このように現場のニーズを踏まえて法規範文書を起草・改正するという方法が組織の業務フローに反映されつつある。</p>

## 2-5 上位目標の達成見込み

上位目標に関しては、対応する指標の中で、AAA において既に達成されつつある指標もあり、プロジェクト終了後 3～5 年以内に（すなわち、政治局決議 49 号による司法改革戦略の目標年である 2020 年までに）実現することが見込まれる。

例えば、法規範文書の運用に関する実務上の問題への対応について、法曹および法律関係職員がアクセスできる執務参考資料に記載があることが指標として設定されているが、SPC の監督の下にバクニン省で作成された刑事裁判手続マニュアルは、裁判官による事件の検討、公判運営、判決宣告における統一性の確保を目的としており、実際に裁判官などの法律実務家が、参考資料として活用している。また、実務上の問題への対応について、中央司法関係機関から助言を受ける機会があることも指標の一つであるが、ハイフォン市人民検察院では、セミナーやワークショップの終了後、SPP への報告書を作成する過程で、SPP と意見交換しつつ作成を進めており、中央司法関係機関からの助言を受ける機会となっている。

表 19：上位目標の達成状況（2013 年 3 月現在）と見込み

上位目標	指標	達成状況と見込み
法曹及び法律関係職員が、中央司法関係機関から助言・監督を受け、より円滑かつ統一的な法規範文書の運用及び裁判・執行実務を行えるようになる。	法規範文書の運用に関する実務上の問題への対応について、法曹及び法律関係職員がアクセスできる執務参考資料に記載がある。	SPC の監督の下にバクニン省で作成された刑事裁判手続マニュアルは、裁判官による事件の検討、公判運営、判決宣告における統一性の確保を目的としており、実際に裁判官などの法律実務家が、参考資料として活用している。
	法規範文書の運用に関する実務上の問題への対応について、法曹及び法律関係職員が、中央司法関係機関から助言を受ける機会を有している。	ハイフォン市人民検察院では、セミナーやワークショップの終了後、SPP への報告書を作成する過程で、SPP と意見交換しつつ作成を進めており、中央司法関係機関からの助言を受ける機会となっている。
	法曹及び法律関係職員がアクセスできる執務参考資料が増加する。	バクニン省人民裁判所による刑事裁判手続マニュアルはこれまでに 850 部を配布。同裁判所 web site にも本マニュアルについて言及されている。また、麻薬事件処理マニュアルも 2013 年にアクセス可能になる予定。
		上記のとおり、上位目標は、プロジェクト終了後 3～5 年以内に達成が見込まれる。

## 2-6 実施プロセス

ベトナム側の実施体制は、MOJ 国際協力局をプロジェクトダイレクターとし、中央司法関係 4 機関から MOJ 国際協力局国際協力 II 地域課長、SPC 国際協力局長、SPP 国際協力局長、VBF 国際協力委員長の 4 名が、プロジェクト・マネージャーとしてアサインされている。そして司法関連機関ごとに CP がアサインされている。既述の通り CP は MOJ (27 名)、SPC (8 名)、SPP (21 名)、VBF (7 名) の合計 63 名である。なお、今回 AAA として活動を開始したハイフォン市人民検察院では JICA プロジェクト推進委員会が組成されており、そのメンバーには同市内の県級人民検察院のメンバーも含まれている。関係者間での効率

的なコミュニケーションを図るために、JCC が開催されている。フェーズ 1 以前のプロジェクトでは、JCC が有効に機能していなかったが、本プロジェクトでは既に 3 回の JCC (2012 年 1 月 13 日、2012 年 5 月 21 日、2013 年 2 月 1 日) を実施しており、CP 機関間の情報共有に努めている。ただ、CP 機関間では、JCC やプロジェクトに関する共通問題など、合同で活動が行われる場合にコミュニケーションが採られるとしているが、常時コミュニケーションが採られるまでには至っていない。

現地専門家は各機関の国際協力局を通じて、プロジェクトの実施支援、モニタリングを行っている。また JICA 本部、在外事務所とは直接長期専門家がコンタクトし、プロジェクト実施の調整を行っている。他方、日本側では研究会の開催、本邦研修の受け入れ、長期専門家の派遣調整などにあたり、大学、法務省法務総合研究所、最高裁判所、日本弁護士連合会からの協力を得てバックアップが行われている。

## 第3章 評価5項目による評価

### 3-1 妥当性

妥当性は以下の理由から高いと考えられる。

#### (1) ベトナム国の政策におけるプロジェクトの妥当性

本プロジェクトは、2005年のベトナム共産党中央委員会政治局決議第48号（2010年までのベトナム法律システムの構築と整備のための戦略及び2020年までの方針）及び第49号（2020年までの司法改革戦略）に沿った形で進められ、ベトナム政府の政策と合致している。例えば、第49号では、司法改革のための任務として①刑事法、民法、刑法と政策、そして司法訴訟手続きの整備、②司法機関の組織、システムの機能、任務、権限の明確化と整備、そして人民裁判所の組織と活動の構築と整備<sup>4</sup>（県レベルの裁判所の審理の権限の強化、各レベルの人民裁判所システムの段階的刷新や裁判所システムに符合した各レベルの検察院組織の条件整備、などが含まれる）、③司法補助の各制定の整備（弁護士の組織の要請と発展などが含まれる<sup>5</sup>）、④清潔で堅固な司法補助組織と司法幹部組織の構築などがあげられている。①に関しては、プロジェクトでは、例えば、改正民法・

<sup>4</sup> 人民裁判所の組織変更について：これまでの裁判制度は3級（県級、省級、最高裁）であったが、改正裁判所法の下では、現在の県級裁判所を統廃合して区域第一審裁判所を設立し、現在のハノイ、ダナン、ホーチミン市に所在する最高人民裁判所控訴部を最高人民裁判所から独立させて上審裁判所とする（5カ所に設置するという案も検討されている）ことにより、区域第一審裁判所、覆審裁判所（現在の省級裁判所）、上審裁判所、最高人民裁判所の4種類の裁判所の設立が検討されている。裁判制度の変更の背景には、県級裁判所により裁判数に大きなバラツキがあることから統廃合により業務の効率化を図るとともに、裁判官の専門性を高めることにつながると考えられている。さらに、最高人民裁判所控訴部を上審裁判所として独立させ、最高人民裁判所を監督審、再審業務に専念させるという最高人民裁判所の負担軽減も意図されている。ただ、特に山岳地域の住民の中には、県級裁判所の統廃合によりかえってアクセスが悪化する可能性のある住民も出てくるとの懸念も指摘されている。なお、裁判所組織法の改正は、2013年の憲法改正後に予定されており、また、同組織法改正に伴い、検察院組織法、民事執行判決法も改正されることになる。物的、人的リソースの確保も必要であることから、改正法の施行には時間を要すると見られている。

<sup>5</sup> 弁護士の過疎問題について：政治局決議49号のレビュー（2011年4月）では、同決議の実施にあたって直面した問題点の一つとして、弁護士の配置の不均衡が指摘されている。VBFによれば、弁護士数は2010年9月30日～2011年10月1日をカバーする期間のデータとして7,640人、うち約70%がハノイ、ホーチミンで活動を行っている。人口10万人あたりの弁護士数は8.1人、地域ごとにみた人口10万人あたりの弁護士数は下表のとおりであり、地域によって大きな違いがあることがわかる。

人口10万人あたりの弁護士数

単位：人

地域	人口10万人あたりの弁護士数
紅河デルタ	11.2
北部山岳地域	1.8
沿岸地域	2.8
中部高原	2.5
東南部	25.5
メコンデルタ	3.3
全国	8.5

出所：VBF

注：弁護士数は2011年9月30日～2012年10月1日までの統計人口は、2011年の統計（GSO）を参考にした。

地方省によっては省内の弁護士数が一桁台のところもある。すなわち、北部山岳地帯ではHa Giang省、Cao Bang省、Bac Kan省、Yen Bai省、Dien Bien省、Lai Chau省（弁護士数についてのVBFの報告はないが、1名との情報あり）、Son La省、Hoa Binh省、沿岸地域ではQuang Tri省、メコンデルタではHau Giang省の10省である。地方省人民委員会の中には、所得の一部補助により、弁護士の招聘に努めているところもある。例えば、Lai Chau省ではVBFの指導層が地方の人民委員会を訪問し、同省における弁護士会設立に関して協力要請を行った。この結果、同弁護士会会長の給与について、地方人民委員会から支援されることになった。Lai Chau省への弁護士の派遣はVBFが後押ししている。また、地方では弁護士(Luat su)の認知度は、法律家(Luat gia)に比較して低いといわれている。今後2020年を目標に弁護士を現在の約8千人から2万人に増員する計画がある（2011年7月5日「法律職の発展に関する首相決定1072号」）ように、VBFでは弁護士の質・量ともに高めるための取り組みが行われている。

改正民事訴訟法・改正刑事訴訟法などの草案の改善支援活動や民事判決執行法・国家賠償法に関する報告書の作成が実施されつつある。②については、中央司法関連機関における全国レベルでのモニタリング・指導・助言・監督能力の向上を目指すとともに、改正裁判所組織法・改正検察院組織法の草案の改善支援活動がプロジェクト活動に含まれている。③については VBF の能力強化が、④については、執行官、戸籍官、担保取引登録官に対するトレーニングが実施されている。

なお、政治局決議 49 号については、2011 年 4 月に 5 年間の結果について報告書がまとめられているが、方向性において大きな変更はない。

## (2) ターゲット・グループ (TG) のニーズとの合致

SPC と SPP はベトナム憲法上に規定された司法機関であり、特に SPC は先の政治局決議 49 号にて法の統一的運用に責任を持つことが記されている。MOJ は、中央官庁の一つとして所管事項に関する法規範文書の起案や政府が国会及び国会常務委員会に法律案、法令案及び草案の提出を決定する前に、それらの法令案および草案について意見を述べる責任を負っている<sup>6</sup>。また VBF は、2009 年 5 月に設立されたベトナム初の全国統一弁護士会であり、VBF のメンバーである法律家や弁護士会の正当な権利や利益を代表するとともにこれを守り、またベトナムの法律家の職業上の基準を設定し、倫理・能力の向上を担うといった役割を負っている<sup>7</sup>。したがって、これらの機関が本プロジェクトの TG として選定されたことは妥当であったと考える。

政治局決議 49 号では司法機関の効率性の向上と県級司法機関の能力向上に政策的な重点を置いていることなどを背景に、プロジェクトでは県級司法関係機関の効率化や職員の能力強化に着目している。このため、省級の司法関係機関に加えて、県級の司法関係機関を活動の対象とし、中央の司法関係機関が、全国の省・県レベルの法曹及び司法関連職員が直面する実務上の問題点を踏まえて、執務参考資料を作成するなどの活動を行うこととしている。

下表は、省級、県級裁判所別にみた第一審の新規受理事件件数の推移であるが、過去 3 年間にわたり、一審新規受理事件件数における県級人民裁判所のシェアは約 95% であり、その絶対数も過去 3 年間、概ね増加傾向を示している<sup>8</sup>。このように県級裁判所、県級検察院は全国の事件の多くを扱っており、県レベルの司法関係機関の質が結果を左右することになっている。県級司法関係機関の効率化や職員の能力強化に政策的な重点を置かれる中で、省レベルとともに県級司法機関もターゲットとしたことは適切であったと評価される。

<sup>6</sup> 遠藤聡「ベトナムの国会と立法過程」『外国の立法 231』2007 年 2 月、国立国会図書館調査及び立法考査局

<sup>7</sup> 日本弁護士連合会のホームページ掲載の VBF の Information Sheet による ([http://www.nichibenren.or.jp/bar\\_association/world.html](http://www.nichibenren.or.jp/bar_association/world.html))。2009 年の VBF 設立以前には、単位弁護士会がそれぞれバラバラに活動していたが、VBF がこれを中央で束ねる位置づけにある。なお、VBF の現会長は、SPC の元副長官である。

<sup>8</sup> 控訴審、監督審、再審を含む司法統計は 2011 年 10 月 1 日～2012 年 9 月 30 日のデータを表 27：ベトナム司法統計 裁判所における事件の受理及び既済割合に掲載。

表 20 : 第一審新規受理事件件数の推移

単位：件

	刑事事件			民事事件			婚姻・家族事件		
	09/10	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12
省級人民裁判所	4,785	4,551	5,378	2,244	1,901	1,959	2,736	2,798	2,743
県級人民裁判所 (A)	51,425	54,562	61,329	71,302	81,317	84,512	95,495	113,345	127,311
合計 (B)	56,210	59,113	66,707	73,546	83,218	86,471	98,231	116,143	130,054
(A)/(B) x 100	91.5%	92.3%	91.9%	96.9%	97.7%	97.7%	97.2%	97.6%	97.9%

	通商・商事事件			労働事件			行政事件		
	09/10	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12
省級人民裁判所	3,762	4,405	2,922	33	31	28	188	241	780
県級人民裁判所 (A)	3,456	4,258	9,671	2,328	2,079	2,831	783	1,247	3,922
合計 (B)	7,218	8,663	12,593	2,361	2,110	2,859	971	1,488	4,702
(A)/(B) x 100	47.9%	49.2%	76.8%	98.6%	98.5%	99.0%	80.6%	83.8%	83.4%

	全新規受理事件件数		
	09/10	10/11	11/12
省級人民裁判所	13,748	13,927	13,810
県級人民裁判所 (A)	224,789	256,808	289,576
合計 (B)	238,537	270,735	303,386
(A)/(B) x 100	94.2%	94.9%	95.4%

出所：SPC

注 1：全新規受理事件件数は、刑事事件、民事事件、家事事件、商事事件、労働事件、行政事件の総数。刑事事件の一審については、軍事裁判所による新規受理事件件数は含まれていない。また、商事事件に関連し、破産宣告に関する統計があるが、これは上記統計には含まれていない。なお、年度は10月1日から翌年9月30日までの期間に対応する。

注 2：裁判所数は、県級人民裁判所 630 カ所、省級人民裁判所 61 カ所、最高裁判所 1 カ所（支部 2 カ所）。松尾弘「開発プロセスにおける司法アクセスの改善への統合的アプローチ」慶應法学 23 号 2012 年 5 月。

### バクニン省、ハイフォン市を AAA に選定したことの適切性

SPC ではバクニン省人民裁判所について、ハノイやホーチミン市のように比較的整備された裁判所でなく、またプロジェクト実施に支障を来すような低いレベルにある裁判所でもない<sup>9</sup>、同裁判所の事例の他への適用にあたり、より汎用性のある事例と考えている。さらに、バクニン省人民裁判所の管理職は若く、高学歴であることから、プロジェクト成果の維持においても持続性があると考えている。これらは、プロジェクト活動の中で行われてきた刑事裁判手続きマニュアルの記載内容（現行刑訴法の留意点の指摘など）や麻薬事件処理のためのハンドブックの作成の過程で開催されたセミナーの運営方法（共同活動の実施）に具体的な形で表れていると考えられ、同省を AAA と選定した

<sup>9</sup> バクニン省（2011 年 106 万人、822.7km<sup>2</sup>）は、8 つの行政単位で構成される。運営指導調査報告書（2012 年 5 月）によると、裁判所は、年間約 3,000 件を処理している。裁判所は 150 人、中級裁判官 12 人（省級に配属）、部署は刑事部、民事部、行政部、経済部の 4 つが存在する。初級裁判官 45 名は県級裁判所（8 ヶ所）に配属されている。

ことは適切であったと考えられる。

一方ハイフォン市は、ベトナム国の5つの中央直轄市の一つであり、人口は約184万人（GSO, 2009年）、経済規模ではホーチミン市、ハノイ市について3番目である。麻薬事件や殺人事件などの多発、港湾都市であることから禁制品の密売も相当数行われていると報告されており、同市検察官には、多様な犯罪に適正かつ迅速に処理すべく、実務能力改善が課題になっていた。同市には麻薬中毒患者の更生施設である麻薬患者強制収容センターも置かれている。ハイフォン市人民検察院は、同市人民検察院が、AAAの対象地域として選定したことについて、SPPによる現場の活動重視の表れであるとともに、同市人民検察院が、SPPの期待に応じて、JICAと連携してプロジェクト活動を実施できる能力を有していた点にあるとしている。ハイフォン市が置かれている経済社会的な背景、ハイフォン市人民検察院のプロジェクト活動に対する理解から、ハイフォン市をAAAとして選定したことは妥当であったと判断される。

### TG 以外への波及効果

MOJが実施した民法改正に係るセミナーでは、MOJ関連部局からの参加者のほか、住宅法を所管する建設省（MOC）、土地法を所管する自然資源環境省（MONRE）、ハノイ法律大学、ベトナム商工会議所（VCCI）などからも参加し、現行民法の問題点など、複数の分野の参加者から、様々なコメントを得ている<sup>10</sup>。担保取引は民間企業の活動に密接に関連する分野であるが、同分野の合同通達作成に係るセミナー等では、銀行等も参加し、民間の立場からの問題提起が行われている。改正される法規範文書へのこれらの参加者からのコメントを反映することにより、民間企業をはじめとした様々なステークホルダーへの裨益効果が期待される。

#### (3) わが国の援助政策におけるプロジェクトの妥当性

日本政府の「対ベトナム社会主義共和国別援助方針（2012年12月）」では、3つの重点分野の1つとして「ガバナンス強化」が挙げられており、その中で、法制度の整備・執行能力の強化や、司法・行政機能の強化等の必要性が掲げられており、本プロジェクトはこれに資するものとして位置づけられる。

#### (4) 技術の優位性

プロジェクトでは、法規範文書改正に伴う多くの支援要請があげられる中で、日本における立法経験が、ベトナム国内事情との比較の上で有効に活用されることを念頭に、予算の制約の範囲内で、選択的に支援を行ってきている。法・司法制度改革支援プロジェクト フェーズ1に引き続き、常駐の法曹三者（検察官、裁判官、弁護士）からなる長期専門家チームによる支援が継続され、現地活動にあたって弾力的な対応や複数の視

<sup>10</sup> 2-2 活動実績（表15：民法に係る本邦研修の結果共有セミナーの出身機関別参加者数）に、2012年5月2日でハノイの司法省内で開催した民法に係る本邦研修の結果共有セミナーの出身機関別参加者数を掲載しているが、民法改正を担当するMOJ民事経済法局を中心に、国家担保取引登録局、民事判決執行総局の関係部局からも参加者がある。また、法曹、司法関係職員に止まらず、他の政府機関、VCCI、SBVなどからの参加も見られ、TG以外にも本邦研修の結果が広く共有されている。

点から実務的にも専門的にも細かいアドバイスが可能になっている。他ドナーの支援が、3年～5年の比較的短期の大きな投資<sup>11</sup>にて行われ、資金源と派遣される法律家の出身国が異なることもあるといわれる。一方、日本からの支援は市場経済化の下で経済活動の基本となる民法、民訴法などの制定・改正を中心とした技術協力を1990年代から切れ目なく行ってきたこと<sup>12</sup>、日本国内のバックアップ体制（本邦研修実施、研究会の開催、長期専門家の派遣調整など）の併存から、統一性のある支援を行うとともに、ベトナム側CPとの間で、相互の法令・文化への理解や人間関係に基づく良好な関係を構築してきたといえる。この結果、ベトナム側からは支援の質的水準について高い評価を受け、法規範文書などの改正提案や改正につながっている。長い支援を通じて信頼関係がベトナム側との間に醸成されるとともに、日本側にもベトナム法の知識の蓄積が積まれてきており、日本からの支援における技術的な優位性を認めることができる。

#### (5) プロジェクト・デザイン、アプローチの妥当性

プロジェクト実施の背景として、ベトナムにて、依然として法令が不明確であり、法令間の齟齬などが見られたこと、また、地方レベルでは制定された法律を十分に理解しないまま実務が行われていたことなどから、地方で生じている実務上の問題を中央司法関係機関が汲み上げ適切な指導・助言を行うとともに、制度的な改善策を講じる能力の向上が急務になっていたことが挙げられる。このような問題に対処すべく、本プロジェクトのフェーズ1では、バクニン省（パイロット地域）を中心とした地方での活動を通じて、現場における裁判・執行実務に係る問題を発掘し、解決策を検討するためのノウハウが中央司法関係機関に蓄積された。フェーズ2では、フェーズ1の経験を各機関の組織制度的能力として定着させるため、フェーズ1の対象地域とは異なる特性を持つ他の地方でも広くその経験が繰り返し活用されることが目指された。

フェーズ2では、2つの成果の実現を通じて、プロジェクト目標を達成することを狙っている。成果1の実現のための一連の活動として以下があげられる。まず、中央司法関係機関において、全国レベルで現場の実務に関するサーベイやモニタリングを通じて、現場の抱える課題を特定・分析する。次にこれを踏まえたセミナーやワークショップ、

<sup>11</sup> 例えば、EU、スウェーデン、デンマークの支援で実施されている Justice Partnership Programme (JPP)は、MOJが調整機関となり、SPC、SPP、MOJによる司法改革戦略の実施を支援するとともに、VBF、NGOの支援を行うプログラムである。2010年～2015年までの5年半の実施期間におけるJPPの予算は、18.7百万ユーロとされている。またカナダ国際開発庁(CIDA)の資金支援で実施された Judicial Development and Grassroots Engagement (JUDGE)は、SPCとMOJをカウンターパートとして、MOJのJA、SPCの Judicial Training Schoolの能力向上、SPCにおける公判運営や手続きの改革(court administration and procedural reform)、市民社会の関与とコミュニティーレベルでのアクセスの向上に関する活動を実施した。2006年～2011年までの5年半(のちに2012年7月まで1年間延長)の実施期間に、JUDGEの予算はカナダ側が12.5百万カナダドル(約11.7百万US\$)、ベトナム側が0.5百万カナダドルであった。

<sup>12</sup> 日本からの法整備支援プロジェクトは1996年度より第1フェーズ(1996年～1999年)が開始された。第1フェーズでは、特に市場経済化に対応した民法、商法などの各種法律の整備や人材育成に関する協力が展開された。第2フェーズ(2000年～2003年)では、それまでのMOJに加えて、SPCおよびSPPを協力機関として、立法作業への助言、法体系整備への助言、人材育成が行われた。特に民法共同改正研究は、改正民法草案の内容・質の向上や、関連他法令との整合性の確保などに貢献してきた。第3フェーズ(2003年～2007年)は、民法を中心とした民商事分野立法支援及び法曹強化(司法分野の人材育成のための制度的枠組みの確立を目標とした)を2本柱とした協力が行われている。ベトナム側協力機関は、MOJ、SPC、SPP、ベトナム国家大学ハノイ校、JAであった。2007年4月から2011年3月にかけて、MOJ、SPC、SPPを主なCPとし、裁判実務や法執行実務の改善を目的とした法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1を実施した。なお、第1フェーズに先立つ1990年代前半の準備期間においても本邦研修などの協力が実施されている。

トレーニングを実施し、得られた教訓をもとに執務参考資料などを作成・改訂する。さらに、作成・改訂された執務参考資料などを通じて現場の実務改善を図る。この一連の活動を通じて、中央司法関係機関による地方に対する指導・助言・監督能力を向上することが狙われている。成果 2 では、セミナーなどの開催を実施し、これにより適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法などの法規範文書の草案が適正に作成が考えられている。成果 1 の活動として予定されている現場で収集された課題の分析結果を、成果 2 で予定されている法規範文書の作成に反映し、また成果 2 の活動として予定されているセミナーの開催を通じて作成された法規範文書が、中央司法関係機関の作成する執務参考資料やトレーニングなどに反映されるという双方向のフィードバック・プロセスが予定されている。

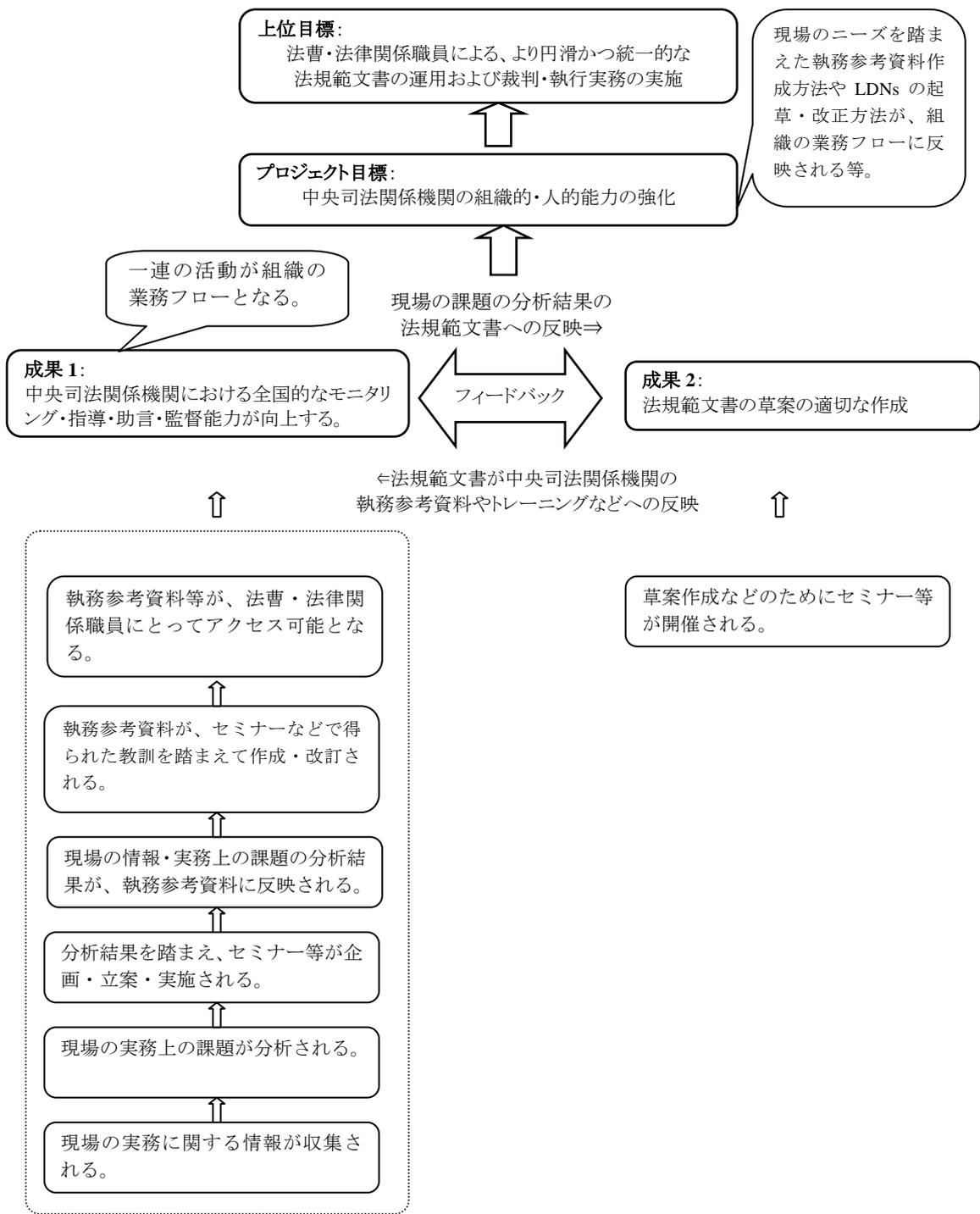


図 1：プロジェクトの基本的なデザイン（一部）

本プロジェクトは、JICA の法整備支援において初めて本格的に地方の実務改善に取り組んだフェーズ 1 の後継プロジェクトであり、全国の法曹及び司法関係職員の能力をさらに向上することを上位目標とし、プロジェクト目標として、フェーズ 1 のパイロット

地域で得られた地方・中央の連携のノウハウを活かして、このような一連の過程が組織内の業務フローとして定着することにより、現場のニーズを踏まえた、法規範文書の内容と運用、裁判・執行実務の改善のために、中央司法関係機関の組織的・人的能力が強化されることが設定された。組織の能力向上を重要視すべく、活動を通じて得られたノウハウや知見がプロジェクト終了後も組織内に共有される仕組みとして、活動内容を報告書にまとめ、また執務参考資料に反映し、作成した当該機関内で、そして他機関とも積極的に成果品を共有することが考えられていた。ベトナムの抱えていた開発課題（現場での実務上の問題）への対応にあたり、プロジェクト・デザイン、そしてアプローチは適切であったと評価される。

#### (6) 他の援助機関との協調

他の援助機関との協調については、以下の事例が確認された。

- 1) EU、デンマーク、スウェーデンの協力の下で VBF に対して行われている Justice Partnership Program (JPP) では、本プロジェクトと同様に地方弁護士会による実情調査が行われている。本プロジェクトでは、調査対象地域の重複を回避するとともに、専門家が相互に実情調査に参加し、実情調査の結果作成された報告書の英訳も共有している。調査方法と結果において情報の共有が行われている。
- 2) UNDP が取りまとめ役となっているドナー会議への情報提供など（具体的には、2011年9月に JICA プロジェクトの紹介、ドナーマッピングの作成時の情報提供があげられる）
- 3) UNDP と共産党中央司法改革指導委員会 (CCJRS) 共催による、区域第一審裁判所設立に関するワークショップ（2012年10月）への参加。本プロジェクトでは、過去に実施された地家裁支部・簡裁の適正配置に関するプレゼンテーションを行っている。
- 4) UNICEF と SPC 共催の家庭裁判所設立に向けたワークショップ（2012年5月）への協力。UNICEF からの依頼を受けて、本プロジェクトでは日本の家庭裁判所と少年事件の概要について記載したペーパーを作成し、ベトナム語訳版を提供した。
- 5) UNDP・VBF 共催「刑事訴訟法上の弁護権について」セミナー（2012年3月）を、日、独などから専門家を招聘し、実施。日本からは短期専門家によるベトナムの弁護士制度の問題点についての講義を行った。これらが VBF による刑訴改正への提言につながっている。

本プロジェクトでは、他の援助機関と協力関係が築かれ、相互に補完しつつ支援効果が高められている状況进行评估することができる。

### 3-2 有効性の予測

#### アウトプットとプロジェクト目標の達成予測

プロジェクトはアウトプットとプロジェクト目標の達成に向かって計画通り着実に進捗している。

成果 1 に関連し、各中央司法関係機関において、あるいはその指導の下で、現場の課題の特定や分析が行われ、執務参考資料に分析結果が反映されたり、セミナー・ワークショップで得られた教訓を踏まえて作成・改訂が行われている。またそれらの執務参考資料は、資料によってバラツキはあるものの概ねアクセス可能とされている。成果 2 に関連し、業務フローに従い、実務上の問題点を踏まえて、法規範文書の草案や草案作成に向けた報告書などが作成されてきている。成果 1 と成果 2 は相互にフィードバックのプロセスを経つつ、プロジェクト目標の達成に貢献している。

プロジェクトの終了時までアウトプットとプロジェクト目標は達成されると見込まれる。

プロジェクト目標の達成が見込まれる要因として以下の諸点を挙げるができる。

- 1) 司法改革の方向性と一致するため、目標達成に向けて強い推進力を利用できること。
- 2) 一連の活動が業務フローとして定着することの重要性について、ベトナム側中央司法関係機関関係者が十分理解していること。
- 3) 現地事情調査やセミナーなど一連の活動を効果的に実施する上での、ベトナム側の企画力の高さ。
- 4) 中央司法関係機関が 4 機関であり、全国レベルの活動の展開を背景に、本邦研修は 2 年間に 8 回と比較的高い頻度で実施されているが、現地セミナーなどの現地での活動による参加者の問題意識の醸成⇒本邦研修期間における問題点への対応⇒そして本邦研修の成果共有ワークショップと、単発的なワークショップではなく、本邦研修の前後を含め、連続性・一貫性のある取組が行われ、本邦研修の効果を一層高めていること。
- 5) 長期専門家を含む、プロジェクト関係者間の円滑な協力体制。例えば、バクニン省人民裁判所が麻薬事件処理マニュアルの作成にあたって SPC と協議しつつ、ハイフォン市でハイフォン人民検察院などの関係者の参加のもとで実施したセミナーや、刑訴法改正における SPP と VBF の協力が挙げられる。
- 6) 中央司法関係機関の幹部が、セミナーやサーベイに参加するなど、積極的に現場で実施に従事する関係者から現場で直面する問題を汲み取る機会を持つように、プロジェクト関係者の司法改革やプロジェクト活動への高いコミットメント。
- 7) ハイフォン市人民検察院による SPP への憲法や刑事訴訟法の改正提案にみられるように、現場のニーズが中央司法関連機関に伝えられるなど、ボトムアップ・アプローチが採られていること。
- 8) これまでの協力を通じて、日本側のベトナム法への理解が蓄積されていること。
- 9) フェーズ 1 の成果の活用：本プロジェクトではフェーズ 1 でのバクニン省での地方と中央の連携のノウハウといった成果を踏まえて計画された。SPC と SPP の活動に関しては、プロジェクトの効果を高めるべく、バクニン省のパイロット活動の結果の更なる全国展開が計画された。例えば、プロジェクトのフェーズ 1 の結果を活用し、省級のみならず県級の法律関係職員も対象とした共同活動がバクニン省だけでなく、ハイ

フォン市でも実施されており、効果が上がりつつある。MOJ の活動については、フェーズ 1 の結果を踏まえて、北部、中部、南部でセミナー・ワークショップが開催されており、プロジェクトの効果の発現が見られる（例えば、民法改正に伴うセミナー、民事判決執行官、戸籍官、担保取引登録官に対するトレーニングなど）。

また、成果以外のプロジェクト目標達成への貢献として、他の援助機関との協調が挙げられる。例えば、CIDA の資金支援による JUDGE や EU などによる JPP では、MOJ、SPC、SPP、VBF に対する支援が行われており、CP 機関の能力向上を行っているため、これらのプロジェクトも目標達成に正の影響を与えていると考えられる。また、他ドナーの支援においてもドイツ民法やフランス民法が紹介、説明されており、日本法の紹介と同様に、法規範文書などの改正などにあたり、ベトナム側に対する気づきを与えていると考えられる。プロジェクト目標の達成にあたり、留意点として MOJ 内での調整の円滑化が挙げられる。土地・建物を巡る権利関係の整理が民法の改正の重要課題とされている中であって、MOJ 内部で民法、担保取引に関する法規範文書など、民事判決執行法を担当する部局同士の調整についても十分とは言えない状況が報告されている。一方で、民事判決執行総局（CJED）が作成した執行における民法上の問題を検討した総括報告書が民事経済法局（CED）に提出されたり、民法改正の議論に担保登録取引局（NRAST）の副局長が参加するようになったことが、内部の垣根を越えた協力として報告されており、今後とも引き続き、MOJ 内部の部局同士の調整が円滑に進むように留意されるべき点と考える。

### プロジェクト目標達成のための外部条件

「助言・監督に関する中央司法関係機関のマンデートが変更されない。」「支援対象の実体法・手続法・組織法の立法化が遅延しない。」は、プロジェクト目標達成のための外部条件として中間レビュー時点でも有効である。前者に関して、中央司法関係機関の助言・監督に関するマンデートは、今後も引き続き変更はないと見込まれる。また、後者に関しては、民法や刑事訴訟法などの法規範文書の多くは、2013 年末に予定されている憲法改正を待つて成立が予定されており、憲法改正スケジュールの遅れは支援対象の実体法・手続法・組織法の改正に影響を与える可能性があるが、中間レビュー調査でのヒアリングによると、憲法改正スケジュールに変更はないと見込まれている。

### 3-3 効率性

効率性：効率性は高いと考えられる。

#### (1) 専門家の派遣について

支援に伴う予算などの制約の範囲内で、フェーズ 1 と同様に検察官、裁判官、弁護士という法曹三者を含む 4 名の長期専門家が常駐する体制が採られており、その限られた時間の中の的確な準備を行い、日本側とベトナム側を結ぶハブ機能を担いつつ、ベトナム

ム側に対しタイムリーな協力活動を実施する事が出来ている。CP 機関からも特に長期専門家に対して高い評価を受けているものの、一部の CP 機関からは専門家の専門分野は適切ながら、長期・短期専門家の派遣人員数が少ないこと、派遣期間が短いことが指摘され、専門家の増員、長期専門家の任期延長を求める要請を受けた。長期専門家の滞在期間に関して、ベトナムでの生活環境、職場環境に慣れるために最低でも 6 カ月～1 年間に要することから、専門家が効果的に活動できるのは 2 年目からであり、任期 2 年は短すぎるとの問題意識がある。

(2) カウンターパートの配置について

各機関により十分な数のカウンターパートが投入され、セミナーのカウンターパート資金や地方でのサーベイ費用、事務機器に要する消耗品などが部分的に負担されている。一部カウンターパートの異動が報告されているが、円滑な業務の引き継ぎが望まれるところである。

(3) 機材貸与について

コンピューター（ラップトップならびにデスクトップ）は 45 台貸与されている。内訳は MOJ 20 台（うち民事判決執行総局 10 台、地方の民事判決執行局 8 台など）、SPC 3 台、SPP 4 台、VBF 18 台（うち地方省弁護士会あるいは弁護士事務所に 15 台）である。フェーズ 1（2007 年 4 月～2011 年 3 月）では中間レビュー時（2009 年 5 月）までにコンピューターは合計 4 台貸与されており、設置場所はバクニン省人民裁判所とバクニン省人民検察院であった。

政治局決議第 49 号では、MOJ での統一的な判決執行のための整備について触れているが、同省では、民事判決執行局を総局に格上げし、民事判決執行総局を頂点に、地方に執行局（県や中央直轄市レベルで 63 カ所）やさらに支所（市・区・県レベルで 694 カ所）を配置し、民事判決執行を管理する体制が敷かれている。体制が整備されて執行がしやすくなったといわれるものの、現状ではオペレーション上の機器が不足しており、プロジェクトでも現地サーベイの実施時に、ベトナム側の要請を受けてコンピューターなどが供与されている。同様に、VBF による地方弁護士会の現地調査においてもコンピューターは提供され、VBF と地方弁護士会、そして地方弁護士会間のネットワークづくりに活用されている。機材の必要性と中央と地方の円滑なコミュニケーションや関係強化の支援のために、予算の枠内で機材が有効に供与されていると考える。

(4) 本邦研修とワークショップやセミナーとの連続性と一貫性のある取り組みについて本邦研修はこれまで 8 回実施されており、各回の研修員数は平均 12 名/回、一回あたりの研修期間は平均約 11 日である、合計 96 人の参加者のうち地方からの参加者は 44 人（45.8%）であった。フェーズ 1 の中間レビューまでの本邦研修の実績は、合計 4 回、各回の研修員数は平均約 12 名/回、一回あたりの研修期間は平均 11 日、合計 46 人の参加者のうち地方からの参加者は 16 人（16 人/46 人=34.8%）であった。

フェーズ 2 の研修期間はフェーズ 1 同様に、比較的参加しやすい期間が設定されているとともに、平均 12 名のグループは、研修員間でのディスカッションを深めるために適切な規模であるといえる。出身機関別の本邦研修の受け入れ実績（表 7：本邦研修受け入れ実績）を見ると、テーマ別に、地方・中央機関双方から実務経験のある関係者が参加していることがわかる。フェーズ 1 と比較して、地方からの参加者が増加（特に地方弁護士会の参加<sup>13</sup>による影響が大きい）しているが、フェーズ 2 では全国レベルで広がりのある活動が展開されているといえる。また、当該テーマに関する知識と理解を深めると共に、研修生が一定期間本邦研修を共にすることにより、現場の抱える問題を直接協議し、深めるといった地方・中央機関の連携強化にも貢献したと考えられる。

本邦研修は、プロジェクトの全体活動の中でも有効に活用されていると考えられる。特に評価される点は、現地セミナー、ワークショップ、本邦研修、そして本邦研修後の成果共有セミナーが、連続的かつ一貫的に行われ、効率的・効果的に法規範文書、下位法規範文書の改正に寄与していることである。例えば、民法改正に関しては、ベトナム人ワーキンググループと現地専門家との間で、ワーキング・セッションを通じた情報交換が積極的に行われており、これらの活動を通じて、明らかとなった論点を本邦研修で取扱い、日本の学者から必要な情報提供が行われている。その後、同様のワーキング・セッションが現地においてベトナム側ワーキンググループとの間で引き続き実施され、2013 年 3 月には上記現地活動で明らかとなった問題点を議論するためのセミナーを、日本の学者を招聘し、北部・南部で開催している。また、民事判決執行法に関しては、フェーズ 1、そして 2011 年に実施された地方でのサーベイ活動に基づき、民事判決執行法施行に関する総括報告書が作成され、実務上の問題点が明らかにされている。サーベイなどで明確になった実務上の問題点を議論するための本邦研修（2013 年 1 月）も実施された。現場のニーズに応えるため、司法省では民事判決執行法の施行に関する政府議定 58 号の改正草案が作成され、同草案に対しては、地方において意見集約のためのセミナーを行っている。なお、民法、国家賠償法、刑事訴訟法の研究のために実施された本邦研修では、実施後 3 か月を目処に、その結果を共有するためのセミナーが開催され、幅広く結果がベトナム側関係者に共有されている。そして、本邦研修には、法案の起草グループの一員が参加することもあり（例えば、刑事訴訟法）、人選においても効率・効果の高い研修が企画されている。

なお、セミナー、ワークショップについて、今後さらに効率性を高めるための留意点として関係機関間の調整を挙げることができる。意見聴取のために開催されているセミナーやワークショップなどの関係機関の参加者について、適切な人選が行われない場合、執務参考資料や法規範文書の改正が適切に行われないケースが予想される。例えば、民法改正のワークショップなどが開催され、MOC（住宅法を所管）、MONRE（土地法を所管）などから関係者が出席している。民法改正のワークショップの場合、MOJ 民事経済法局が参加機関をリストアップし、同省国際協力局から招待状が発出されるが、プロジ

<sup>13</sup> 地方弁護士会の会長が研修参加者の多くを占めているが、この背景には、地方で発言力のある実力者を本邦研修に送りたいとする思惑もある。一方、研修には高齢者が参加し、なかなか若年層が参加できない点も指摘されている。

エクト側でも MOJ に対して、影響力のある参加者の出席を求めているものの、参加者の人選を行う関係機関において、ワークショップの趣旨を理解し、適切な人選が行われているのか不明である。プロジェクト事務所では、セミナー、ワークショップへの他機関からの参加者について適切な人選は、関係者間で引き続き留意すべき点といえる。

(5) 現地活動に関する費用について

CP 機関からは、ベトナムにおける経済状況が大きく変化する中、以前に合意した予算額が現状に合致していないとのコメントや研修対象者が全国的に広がっている状況を考えると、プロジェクト予算は十分でないとのコメントを受けている。ただ、現状の範囲でプロジェクト活動を実施する上では、適切な規模と考えられる<sup>14</sup>。

ワーキング・セッション、ワークショップ、セミナー、トレーニングコースの平成 23 年度、平成 24 年度 2 年間の開催費について、以下の通りその一日あたりの平均単価 (3,490 US\$/日)、一会議あたり平均単価 (3,899US\$/回)、人日あたりの平均 (56US\$/人日) を求めた。また、サーベイ活動の費用については、一サーベイ日あたり平均単価 (918US\$/日)、1 サーベイあたり平均単価 (2,262US\$/回) である。

表 21 : 現地業務費 (ワーキングセッション・ワークショップ・セミナー・トレーニングコース)

	現地業務費 (US\$)	開催日数 (日)	開催回数 (回)	延べ参加者数 (人日)	一日あたりの平均単価 (US\$/日)	一会議あたり平均単価 (US\$/回)	人日あたりの平均 (US\$/人日)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(A)/(B)	(A)/(C)	(A)/(D)
平成 23 年度	208,785	65	58	3,269	3,212	3,600	64
平成 24 年度	239,633	64	57	4,226	3,774	4,204	57
合計	448,418	129	115	7,977	3,490	3,899	56

表 22 : 現地業務費 (サーベイ費用)

	現地業務費 (US\$)	サーベイ日数 (日)	開催回数 (回)	延べ参加者数 (人日)	一サーベイ日あたり平均単価 (US\$/日)	1 サーベイあたり平均単価 (US\$/回)	人日あたりの平均 (US\$/人日)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(A)/(B)	(A)/(C)	(A)/(D)
平成 23 年度	35,963	36	14	503	999	2,569	71
平成 24 年度	27,365	33	14	333	829	1,955	82
合計	63,328	69	28	836	918	2,262	76

出所：プロジェクト事務所

注：ワーキング・セッション (10 人程度)・ワークショップ (30 人程度)・セミナー (50 人以上)・トレーニングコース (ベトナム人講師による国家賠償法に関するトレーニングなど) は、参加者の規模やその内容により異なる呼称が用いられている。費用には、日当、宿泊費、文房具、交通費、論文発表、必要に応じて会議室借上費の計上などが含まれる。なお、上記の算出にあたって、ワークショップが半日開催された場合は 0.5 日として算出した。

<sup>14</sup> ちなみに、フェーズ 1 の中間レビュー段階の 2007 年度と 2008 年度のワーキング・セッション、ワークショップ、現地セミナーの開催費、サーベイ活動の費用は 278,495US\$と、フェーズ 2 の中間レビュー時の 62.1%であった。

JPP の 2012 年度の Work Plan 上では、Component II（VBF に対する活動）において、類似のワークショップ開催費が予算計上されている。Work Plan 上では具体的な費目が判明しないため、大凡の比較であるが、例えば、Round table discussions of Sub-committee on Law on Lawyers（参加者数 20 名、延べ 2 日）にて 90.5 百万 VND（4,349US\$<sup>15</sup>）を予定。したがって、一日あたりの平均金額は 2,175US\$、参加者一人日あたり 108US\$と算出される。また、Roundtable discussions of Sub-committee on Criminal Procedure（参加者数 15 名、延べ 2 日間）にて 100.3 百万 VND（4,813US\$）を予定している。したがって、一日あたりの平均金額は 2,407US\$、参加者一人日あたり 159US\$と算出される。本プロジェクトでは、上表のとおり一日あたりのワークショップの費用は平均 3,490US\$、参加者一人日あたりの費用は 56US\$であり、一回当たりのワークショップ参加者数が多いこともその要因であるが、ワークショップ開催費は一人日あたりでは効率の高いセミナーの運営が行われているといえる<sup>16</sup>。

#### (6) 中央司法関係機関の調整機関としての JCC の役割

本プロジェクトでは、JCC が初めて開催され、これまで 3 回開催されてきた。関係機関の情報共有や活動の調和を図る上で有効に機能していると考えられる。

カウンターパート機関間では、JCC やプロジェクトに関する共通問題など、合同で活動が行われる場合にコミュニケーションが採られるとしているが、常時コミュニケーションが採られるまでには至っていない。なお、現地でのインタビューでは、CP 機関の一機関より、JCC をプロジェクト全体の指導・管理機関と捉えるのではなく、あくまでも情報共有と活動の調和を図る機関として位置づけ、これまで同様に、各機関が専門家と連携して計画を作成した方が効率的であるとのコメントを受けており、必要に応じて CP 機関が相互に連携するという緩い体制が適しているとも考えられる。

#### 成果（アウトプット）達成のための外部条件

活動からアウトプットに至る外部条件として「ベトナムの立法計画に、対象法規範文書が含まれる」があげられている。本外部条件は、成果（アウトプット）達成のための外部条件として中間レビュー時点でも有効である。不動産登記法は中間レビュー時点では、他の優先すべき分野もあり現状の立法計画から外れたため、同法に係るプロジェクト活動は行われていないが、このように対象とする法規範文書が、ベトナムの立法計画から外れた場合、成果達成の阻害要因となる可能性がある。中間レビュー調査では、立

<sup>15</sup> SBV が公表した 2013 年 5 月 2 日の Interbank Exchange Rate 20,828 VND/US\$を適用した。

<sup>16</sup> 事業費全体について他のドナー支援事業との比較は、プロジェクト目標・アウトプットの定量化が難しく、プロジェクト目標・アウトプットと総投入コストを定量的に比較できないため、推定に止めざるを得ない。例えば、EU、スウェーデン、デンマークの支援で実施されている JPP は、2010 年~2015 年まで 5 年半のプロジェクトであり、事業費は合計 18.7 百万ユーロ（22.5 億円）である。同プロジェクトの 3 つのコンポーネントのうち、SPC、SPP、MOJ による司法改革戦略の実施支援（Component I）は 10.1 百万ユーロ（12.2 億円）、VBF への支援（Component II）は 2.8 百万ユーロ（3.4 億円）であり、本プロジェクト（3.9 億円）と比較するとその事業費ははるかに大きい。CP 機関の中には、JICA プロジェクトの事業費は大きくはないものの、支援内容が活動に直接的な利益をもたらしていることから、当該機関に課せられた責務の実現に貢献している旨を報告している機関もある（例えば、SPC による 2013 年 2 月の JCC 時の報告）。他の類似プロジェクトと比較すると投入に見合ったプロジェクト目標やアウトプットが同等、あるいはそれ以上に効率的に達成されていると推定される。

法計画を確認できなかったが、不動産登記法以外で、本プロジェクトで対象としている法規範文書が立法計画から外れたことは報告されていない。

なお、事前評価段階の前提条件は設定されていない。

### 3-4 インパクトの予測

#### (1) 上位目標に関する直接的効果

上位目標に関しては、2-5 上位目標の達成見込みにて記載した通り、指標の中には AAA にて達成されつつある指標もあり、プロジェクト終了後 3~5 年以内に実現することが見込まれる。プロジェクト終了後 3~5 年は、政治局決議 49 号による司法改革戦略の目標年である 2020 年に対応し、上位目標達成に向けて、より強い推進力の働きが予想される。

留意点としては、中央の司法関係機関の円滑な連携・調整が行われること、2013 年の憲法改正後、裁判所組織法、検察院組織法、民事判決執行法の改正や施行に向けた整備（特に、人民裁判所の組織変更に伴って必要とされる施設の整備や職員のトレーニング等）が円滑に進むことがあげられる。

#### (2) 上記目標以外の正のインパクトとして、以下の点が達成あるいは予想される。

##### 1) フック副首相の訪日と 1992 年憲法改正草案への提言

2013 年末に予定されている 1992 年憲法改正を含む重要政策へのプロジェクトの正のインパクトが見られる。2012 年 7 月フック副首相が、最高裁判所長官、国会の立法委員会のリー委員長、司法省のクオン大臣、そして立法関係の高官とともに日本を公式訪問した。副首相の滞在期間中、総理大臣、衆議院議長、最高裁判所長官を表敬訪問するとともに、日本の副首相、政治家、学者、教授と協議・面談の場を持った。過去 20 年間に亘る両国の法・司法分野における協力は、戦略的パートナーシップの形成に貢献しつつあり、双方はこれまでの協力関係を高く評価することになった。そして、法・司法分野における協力の更なる深化に関連した内容について協議が行われた。一行は日本の大学の学者・教授陣と憲法上の理論とガバナンス・システムに関する協議を行い、憲法改正を巡るいくつかの重要な論点について有益な情報と経験を共有したが、一行の日本訪問にあたり、プロジェクトの専門家からは日本側関係機関・憲法学者にベトナム憲法の現状や改革の方向性などの基礎情報・情報分析が提供されており、日本における司法調査の成功につながっている。

また、プロジェクトの活動においても、憲法条文の改正に結びつく可能性のあるいくつかの点について協議が行われている。例えば、ハイフォン市人民検察院では、刑事事件における簡易手続に関する現地サーベイやセミナーを開催してきた。簡易手続では単独裁判官による処理が 1 つの重要なポイントになっているが、現行の 1992 年憲法 131 条では、人民裁判所における合議制を規定しているため、現行憲法の枠内では単独審の実現は困難である。本件に関して、ハイフォン市人民検察院は、簡易手続に係る現地サーベイやそれに基づくセミナーの結果を踏まえ、単独審を可能ならしめる

べく、SPP に対して憲法 131 条の改正提案を行った。憲法の現行改正草案では、単独審を許容しており、ハイフォン市人民検察院の提言が直接的に草案の内容に影響を与えたのか否かは定かではないものの、現地での実情を踏まえ、単独審導入に向けて憲法改正を後押ししていると考えられることができる。

## 2) 南々協力の実施

2013 年 1 月には、「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」刑事訴訟法ワーキンググループ 15 名を招聘し、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会等からベトナムにおける刑事司法改革の取り組み（訴訟進行機関の役割の明確化、弁護人の役割強化、裁判の迅速化等）を紹介すると共に、JICA の協力を得て司法学院が作成した刑事事件解決マニュアルやトレーニングブックを紹介する等、南々協力を通じ、ベトナムにおける JICA プロジェクトの成果を他国に普及する取り組みが行われた。また「妥当性」にて言及した政治局決議第 49 号（2020 年までの司法改革戦略）では、司法共助など、司法に関する国際協力の強化について触れ、同決議のレビューでは、具体的に、同国最高人民裁判所がラオス国最高人民裁判所との間で法律及び司法分野における協力に関する合意書又は覚書の締結に言及されている。

## 3) 刑事手続きにおける被疑者または被告人の正当な権利の行使や正当な利益の保護

VBF や地方弁護士会の能力強化を通じ、弁護人がより広く活用されることにより、刑事手続きにおいて被疑者または被告人の正当な権利の行使や正当な利益の保護が期待される。VBF が行った刑訴法改正への提言には、必要的弁護の適用範囲を広げること含まれるとされており、弁護士数の増加や能力強化と相まって、今後弁護人選任率の増加が見込まれる。

表 23：刑事事件における弁護士の裁判審理における弁護活動

年 <sup>注1</sup>	弁護士が参加した事件件数(件)	刑事事件数(件)	弁護人選任率 (A)/(B)*100
2009 年	16,000	約 78,000	20.5%
2010 年	14,000	約 68,000	20.6%
2007-2011 年	64,173 <sup>注2</sup>	299,574	21.4%

出所：VBF

注 1：明示されていないが、年度統計（10 月 1 日～翌年 9 月 30 日）と考えられる。

注 2：全国 62 の弁護士会のうち、59 の弁護士会からの回答をまとめたもの。弁護士が参加した事件件数のうち顧客の依頼によるものは 32,752 件（10.9%）、訴訟執行機関の要請（刑訴法 57 条 2 項に基づく必要的弁護事件の場合）によるものは 31,421 件（10.5%）である。

注 3：上記統計とは別に、VBF より 54 の地方弁護士会の統計報告（2010 年 9 月 30 日から 2011 年 10 月 1 日まで）として、刑事弁護人選任事件数（依頼による）9,740 件、刑事弁護人選任事件数（訴訟執行機関の依頼による）7,767 件、合計 17,507 件と報告を受けている。

## 4) 国民の司法制度への信頼と法規範理解の促進

バクニン省人民裁判所では、SPC の指導のもの、裁判官の見解、公判廷の運営、判決の言い渡しなどの統一を図るべく、刑事裁判手続きマニュアルを作成し、関係者に

配布している。同裁判所では、マニュアル活用の効果として、判決書が国民に示されることによって国民が法律を理解することが可能となり、裁判所の判断が国民に受け入れやすくなると考えている。上位目標の達成により国民の司法制度への信頼を高め、国民の法規理解の促進につながるインパクトが期待される。

#### 5) ベトナム六法の編纂

法整備プロジェクトで翻訳したベトナムの法律をベトナム六法として編纂し（法整備プロジェクトのみならず、JETRO や公正取引員会で翻訳した法律も含められる予定）、印刷・配布すると共に、JETRO のホームページ等で掲載する事を予定しており、ベトナムに進出している日系企業の活動に裨益する事が期待される。

#### 6) 法の適用の予測可能性を高め、市場経済化の支援を促進させること

法曹および法律関係職員が、より円滑かつ統一的な法規範文書の運用及び裁判・執行実務を行うことにより、法の適用の予測可能性が高められると考えられる。特に、プロジェクトでは、経済活動の基本法として民法改正に向けた支援、そして民事訴訟法の改正に向けた支援（特に、簡易手続き）、担保取引に関する政府議定 163 号の一部を改正した政府議定 11 号、民事判決執行法の施行に関する政府議定 58 号の改正の支援が行われてきたが、これらの法規範が円滑・統一的に運用されることは、市場経済化の支援を促進するものと予想される<sup>17</sup>。

今回の調査では、担保取引、民事判決執行、破産宣告とこれを含む裁判所の司法統計に関して以下の通りのデータ（一部を掲載）を入手した<sup>18</sup>。中間レビュー時において、

<sup>17</sup> フェーズ 2 の開始前の報告書であるが、法務省委託調査「ベトナム法制度調査研究報告書」2011 年 3 月によると、ホーチミンの日系企業へのアンケート調査（137 社より回答を受領）では、ベトナムで債権を保全するため、土地使用権や動産などに担保権を設定して登録したことが「ある」企業は 5 社、「ない」企業は 97 社、「不明」が 27 社であった。「ない」と答えた企業のうち、27 社は他の方法で債権を保全し、4 社が担保制度を使いにくいと答え、「その他」と答えた企業には、担保の必要がない（35 社）、担保制度に実効性がない、担保権の実行が実質的に可能か否か不明、債権回収などの実行機関が不明などと回答されている。またベトナムで紛争を解決するにあたり、裁判手続きを利用したことがあるか、または、裁判手続きの利用の検討をしたことがあるのかという設問については、10 社が利用したことがあると答え、検討したことがあるが利用しなかった企業は 18 社、利用の検討をしたこともない企業が 107 社であった。企業からは、判例拘束性が存在せず見可能性がない、裁判所の独立性や公平性への懸念があるなどの理由が挙げられている。

<sup>18</sup> 上記統計データがカバーする期間のマクロ経済データについてみると、以下の通り GDP の実質成長率について、2010 年は当初の目標である 6.5%を上回り、6.8%成長を達成しているが、IMF によると、2011 年は 5.9%（推定値）、2012 年 6.0%、2013 年 6.3%とそれぞれ予測されている。この間、2011 年は消費者物価指数（CPI）に見るとおり急速な物価上昇を経験しており、本国通貨の不安定化などを受けて、政府は 2011 年の経済運営に関し、マクロ経済の安定化とインフレ対策を最重要課題として挙げ、金融の引き締めを行っている。同年の国内金融の伸び率は急激に低下している。なお、Economic Intellegent Unit (EIU) は SBV の報告を引用し、同国の貸出のうち 8%を上回る金額が Non-Performing Loan (NPL) と分類され、貸出の伸びが抑えられていることに言及しつつ、実際は同国の NPL は政府が認めている以上の水準であると広く懸念されている状況を報告している（Country Report Vietnam、December 2012）。

ベトナムのマクロ経済データ

項目	GDP 実質成長率	CPI (期間平均)	M2 伸び率	公的部門以外への貸付の伸び率 (期末残高ベース)	短期貸付金利 (名目)
2009	5.3%	6.7%	29.0%	39.6%	12.7%
2010	6.8%	9.2%	33.3%	32.4%	14.0%
2011(推定)	5.9%	18.7%	12.1%	14.3%	16.4%
2012(予測)	6.0%	10.8%	21.6%	16.8%	-
2013(予測)	6.3%	7.4%	18.1%	14.4%	-

出所：IMF, “Staff report for 2012 Article IV Consultation”, 2012.

プロジェクトのインパクトはデータ上で判然としないものの、今後予定されている事後評価にあたり、プロジェクトの中・長期的インパクトを判断する上で参考になると考えられる。

表 24：担保取引関連統計

	動産担保取引 (航空機、船舶を除く)		航空機に関する 担保取引		船舶に関する 担保取引		土地所有権・土地に 密着する資産	
	登録件数	情報提供件数 (問い合わせ件数)	登録件数	情報提供件数 (問い合わせ件数)	登録件数	情報提供件数 (問い合わせ件数)	登録件数	情報提供件数 (問い合わせ件数)
2010年	215,092	3,734	26	0	453	26		
2011年	196,907	2,612	13	0	455	10	1,358,921	10,903
2012年	139,924 <sup>注1</sup>	219,313 <sup>注1・2</sup>	27	1	305	35	1,228,677 <sup>注3</sup>	7,244 <sup>注3</sup>

出所：MOJ 担保登録取引局

注1：2012年3月19日～2013年3月29日までの実績

注2：うち情報提供申請（問い合わせ）件数は4,236件、自己調査件数は215,157件

注3：2012年は9カ月間の実績

表 25：民事判決執行関連統計

年	執行終了の総 数(件)(A)	執行条件のある事 件件数合計(件)(B)	比率 (A)/(B)*100
2008年	351,373	406,896	86.4%
2009年	304,641	411,225	74.1%
2010年	351,373	406,896	86.4%
2011年	379,990	431,979	88.0%
2012年	395,284	446,255	88.6%

出所：MOJ 民事判決執行総局

表 26：破産宣告に関する事件の受理件数

年度 <sup>注1</sup>	受理事件数(既存+新規受理)(件)			解決済み事件件数 <sup>注2</sup> (件)		
	省級人民裁判所	県級人民裁判所	合計	省級人民裁判所	県級人民裁判所	合計
2009/2010	108	0	108	97	0	97
2010/2011	133	0	133	118	0	118
2011/2012	337	5	342	263	5	268

出所：SPC

注1：年度は10月1日から翌年9月30日までの期間に対応する。

注2：解決済み事件件数には、(1)破産手続きの開始を決定した事件数、(2)破産手続きの開始を不決定した事件数、(3)不受理の事件数が含まれる。

表 27 : ベトナム司法統計 裁判所における事件の受理及び既済割合

ベトナム司法統計															
裁判所における事件の受理 (旧受・新受合計事件数) 及び既済割合 (2011年10月1日から2012年9月30日まで)															
裁判所	刑事事件		民事事件		婚姻及び家族		通商・商事・破産宣告			労働事件		行政事件		受理数合計	
	第一審 受理数	既済割合	第一審 受理数	既済割合	第一審 受理数	既済数	第一審 受理数	既済割合	破産宣告 受理数	既済割合	第一審 受理数	既済割合	第一審 受理数		既済割合
省級人民裁判所	5,526	97.8%	3,832	49.3%	3,095	83.6%	3,887	80.6%	337	78.0%	35	85.7%	838	72.7%	17,550
<b>県級人民裁判所</b>	<b>62,321</b>	<b>99.0%</b>	<b>97,475</b>	<b>86.1%</b>	<b>133,476</b>	<b>96.1%</b>	<b>10,328</b>	<b>85.8%</b>	<b>5</b>	<b>100.0%</b>	<b>3,057</b>	<b>91.9%</b>	<b>4,334</b>	<b>74.4%</b>	<b>310,996</b>
郡区・区域軍事裁判所	284	92.6%													284
合計	68,131	98.9%	101,307	84.7%	136,571	95.8%	14,215	84.4%	342	78.4%	3,092	91.8%	5,172	74.1%	328,830
裁判所	控訴審		控訴審		控訴審		控訴審		控訴審		控訴審		控訴審		
省級人民裁判所	12,232	97.0%	9,903	91.0%	2,691	96.3%	603	93.9%			441	93.2%	796	93.0%	26,666
最高人民裁判所控訴部	2,495	88.5%	485	83.1%	47	87.2%	534	85.6%			0	0.0%	176	78.4%	3,737
中央軍事裁判所	54	87.0%													54
合計	14,781	95.5%	10,388	90.7%	2,738	96.2%	1,137	90.0%			441	93.2%	972	90.3%	30,457
裁判所	監督審		監督審・再審		監督審・再審		監督審		監督審		監督審		監督審		
省級人民裁判所	143	87.4%	334	96.7%	114	99.0%	20	75.0%			7	100.0%	4	100.0%	622
最高人民裁判所	61	49.2%	804	78.6%	54	79.6%	80	60.0%			4	100.0%	29	89.7%	1,032
合計	204	76.0%	1,138	83.9%	168	92.9%	100	63.0%			11	100.0%	33	90.9%	1,654
第一審・控訴審・監督審・再審合計															
<b>県級裁判所</b>	<b>62,321</b>		<b>97,475</b>		<b>133,476</b>		<b>10,328</b>		<b>5</b>		<b>3,057</b>		<b>4,334</b>		<b>310,996</b>
省級裁判所	17,901		14,069		5,900		4,510		337		483		1,638		44,838
軍事裁判所	338														338
最高裁判所控訴部	2,495		485		47		534		0		0		176		3,737
最高裁	61		804		54		80		0		4		29		1,032

出所:SPC

7) 文化面の相互理解の深化

日本人関係者とベトナム人関係者間の文化面における相互理解の一層の深化が期待される。

(3) 負のインパクトの予想

人民裁判所の組織変更により県級裁判所が統廃合され、区域第一審裁判所となった場合、山岳地域の住民（特に少数民族）にとっては司法アクセスの悪化となる可能性がある。

上位目標達成のための外部条件

上位目標達成のための外部条件として、「中央司法関係機関の連携・調整を阻害する事情が生じない」があるが、上位目標達成のための外部条件として、中間レビュー時点でも有効である。中間レビュー時点では、連携・調整を阻害する事情は確認されなかった。

3-5 自立発展性の見込み

自立発展性：自立発展性は見込まれるが、今後注視する必要がある。

プロジェクト便益の持続性を確保するためには、引きつづき活動を注視するとともに、ベトナム側で必要な措置が執られるように努力していくことが求められる。

(1) 技術面

中央の司法関係機関において、現場のニーズを踏まえた上での、執務参考資料の作成及び法規範文書の起草の業務フローが定着しつつある。

ベトナム側では日本法の知見をベトナム国内の現地事情に照らし、取捨選択した上で法規範文書などの改正や実務の運用改善に活かしている。ベトナム側の現地事情への対応にあたり、日本法の知見がベトナム側に新たな気づきを与えるとともに、活動の効果の持続性を高める取り組みにつながっていると考える。

## (2) 政策・制度面

5項目評価の妥当性で記載した通り、政治局決議第48号及び第49号は2020年までの方針と戦略をそれぞれ定めているため、本プロジェクトで実施している活動への政策的支援は、今後も持続する見込みである。

## (3) 組織・財政面

CP機関は、地方でのサーベイやセミナー等の実施経費などを一部負担してきている。今後とも、活動経費がCP機関においても確保されることを注視する必要がある。

## 3-6 結論

本プロジェクトは、ベトナムの開発政策やニーズに合致するとともに、適切なアプローチがとられていることから妥当性は高い。既に成果（アウトプット）やプロジェクト目標に対応する一部の指標が充たされつつあり、プロジェクト終了までにプロジェクト目標の達成が見込まれる。プロジェクトではこれまで専門家の派遣、本邦研修の実施、ワークショップやセミナーの実施など効率的に進められてきている。プロジェクト終了後3～5年以内に、上位目標は達成されると見込まれるとともに、中間レビュー調査時までも憲法改正提案、南々協力の推進など計画時予期していなかった正のインパクトが認められる。自立発展性は認められるが、プロジェクト便益の持続性を確保するためには、引きつづき活動を注視するとともに、ベトナム側で必要な財政措置が執られるように努力していくことが求められる。

## 第4章 提言と教訓

### 4-1 提言

(1) 該当する法規範文書や執務参考資料によりその関与の程度に違いはあるものの、4つの実施機関の協力・連携は、法規範文書や執務参考資料が作成される際に、極めて重要である。例えば、SPPが刑事訴訟法の改正草案を作成する過程で、SPP、SPC、VBFが刑事訴訟法に関連する活動について、可能な範囲で、これまで以上に協力しながら実施することが望まれる。

(2) プロジェクトに関与する関係機関間における日常的な情報共有を一層促進する事が望まれる（一例として、各機関のプロジェクト活動を紹介する Web-site に相互にリンクを設定する等）。

(3) 裁判所組織法ならびに検察院組織法の改正にあたっては、県級の組織の再編が検討されていることから、県級の法律実務家の意見を聴取し、彼らが日常直面する実務上の問題の解決に向けた効果的な措置が採られることが望まれる。

### (4) PDM の変更

上記協議の結果ならびにプロジェクトの進捗と計画を踏まえ、付属資料1の通り、PDMの変更合意した。主な変更点は以下の通り。

1) 破産法支援については、2004年に成立した破産法を運用する上で、実務上の問題が明らかになっているため、同法改正に協力する事は本プロジェクトの目的にも合致することを勧告し、PDM上の活動に組み込むこととする。

2) 不動産登記法、担保取引登録法への協力については、プロジェクトの成果物として必ずしも法律の草案が出来る事を想定していない事から、該当するプロジェクト活動について下位法規範文書の草案を作成する旨を織り込む。

3) いくつかの指標の入手手段もこれまで2年間の活動の検証を踏まえて修正する。

### 4-2 教訓

(1) 現場の実務上の課題を踏まえて法規範文書等を作成し、現場の実務改善を図るという活動を中央組織の業務フローに体系的に定着させる活動は、地方レベルの実務上の課題に対処するための開発アプローチとして効果的であった。

(2) 法整備支援分野の人的・組織的能力の向上にあたり、長期的な協力と国内のバックアップ体制を踏まえた日本の技術力の優位性の上にプロジェクトを構築することは、効果的かつ持続性のある結果につながる可能性が高い。

## 第5章 今後の協力に関する協議

日本政府による次回の要望調査の前に、プロジェクト終了後の将来的な協力の方向性について意見交換することが、中間レビュー調査団と中央司法関係機関の双方により合意された。



## 付 属 資 料

1. 変更後 PDM
2. 評価グリッド
3. 日本・ベトナム両側からの投入実績
4. 報告書のリスト (一部)
5. 中間レビューミニッツ



## 付属資料 1 : 変更後 PDM

**Project Design Matrix Ver. 2.0 (as of April 26, 2013)**

**Project Title: Technical Assistance for the Legal and Judicial System Reform Phase II**

**Implementing Organization: Ministry of Justice (MOJ), Supreme People’s Court (SPC), Supreme People’s Procuracy (SPP), Vietnam Bar Federation (VBF)**

**Duration of the Project: Four (4) years**

**Target Group: Legal professionals and judicial officials of MOJ, SPC, SPP and VBF**

**Project Site: Hanoi**

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	
(Overall Goal)			
<p>Legal professionals and judicial officials achieve increased capacity for efficient and consistent implementation of the Legal Normative Documents (LNDs), and the adjudication and execution practices based on the advice and supervision of the Central Judicial Authorities/Organization*.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Measures for addressing practical issues concerning the implementation of LNDs are prescribed in Reference Materials** that are accessible to legal professionals and judicial officials.</li> <li>- Legal professionals and judicial officials are guaranteed opportunities to receive advice from the Central Judicial Authorities/Organization on measures addressing practical issues concerning the implementation of LNDs.</li> <li>- Reference Materials that legal professionals and judicial officials have access to increase in number.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Reference Materials and LNDs including those specified in Means of Verification of Outputs 1 and 2.</li> <li>- Records of advice from the Central Judicial Authorities/Organization to legal professionals and judicial officials.</li> <li>- Interviews with legal professionals and judicial officers in Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Interviews with legal professionals and judicial officers in organizations related to Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Interview with Japanese Experts.</li> </ul>	

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	
(Project Purpose)			
<p>The Central Judicial Authorities/Organization achieve improved institutional and human resource capacities in order to improve, based on practical challenges and the developmental needs of Vietnam: (i) LNDs; (ii) the implementation of LNDs; and (iii) adjudication and execution practices.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- MOJ's Reference Materials for judicial officials are produced/amended in an adequate manner based on the [amended] LNDs.</li> <li>- SPC's Reference Materials for legal professionals and judicial officials are produced/amended in an adequate manner based on the [amended] LNDs.</li> <li>- SPP's Reference Materials for legal professionals and judicial officials are produced/amended in an adequate manner based on the [amended] LNDs.</li> <li>- VBF's Reference Materials for legal professionals and judicial officials are produced/amended in an adequate manner based on the [amended] LNDs.</li> <li>- The Central Judicial Authorities/Organization incorporate practical measures for producing Reference Materials based on practical needs into their workflows.</li> <li>- The Central Judicial Authorities/Organization draft/amend provisions of the LNDs, including substantial laws, procedural laws and organizational laws, which will serve as the foundation for the judicial system, in an adequate manner based on practical information and the results of analyses of practical problems.</li> <li>- The Central Judicial Authorities/Organization incorporate practical measures for drafting/amending the LNDs based on practical needs into their workflows.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Reference Materials and LNDs including those specified in Means of Verification of Outputs 1 and 2.</li> <li>- Newspapers and magazines published by the Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Websites of the Central Judicial Authorities/Organization</li> <li>- Reports written by the Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Interviews with legal professionals and judicial officers in the Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Interviews with Japanese Experts.</li> </ul>	<p>Coordination among the Central Judicial Authorities/Organization will not be inhibited by unexpected events.</p>

Narrative Summary		Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	
(Outputs)				
(1)	The Central Judicial Authorities/Organization improve their capacities for monitoring, guiding, advising, and supervising nationwide local practices.	<ul style="list-style-type: none"> <li>- The following practical situation of MOJ comes to exist as compared with the beginning of the Project:                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Information gathering and analysis of operational challenges are regularly and widely conducted; and</li> <li>- Seminars and workshops are planned, designed, and held successfully in terms of operational challenges and participants' needs.</li> </ul> </li> <li>- Reference Materials for officers reflect practical information and the results of the analysis of practical issues.</li> <li>- Reference Materials for officers are compiled and revised based on lessons learned from seminars and workshops.</li> <li>- Reference Materials for officers are accessible to those in need of them.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Reference materials (The Manual for Criminal Trial Procedures and the draft Handbook for Drug Cases of Bac Ninh Provincial People's Court, the Handbook for Solving Civil Cases and the Handbook for Solving Criminal Cases of the Judicial Academy, Decree No. 11 which amended some provisions of Decree No. 163, the Joint Circular on disposal of securitized property, criteria for the application of the State Compensation Law, Resolution No. 1 and Resolution No. 2 of the Judges' Council of the Supreme People's Court for enforcement of Administrative Litigation Law, the draft of amended Decree No.58 and etc.).</li> <li>- Newspapers and magazines published by the Central Judicial Authorities/Organization (Newspaper published by MOJ, Procuracy Magazine and etc.).</li> <li>- Websites of the Central and Local Judicial Authorities/Organizations (HP of Hai Phong City People's Procuracy and etc.).</li> <li>- Reports written by the Central Judicial Authorities/Organization (Reports of activities in 2011 and</li> </ul>	Mandates of Central Judicial Authorities/Organization to provide advice and supervision are not changed.
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- The following situation of SPC comes to exist as compared with the beginning of the project:                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Information gathering and the analysis of operational challenges are regularly and widely conducted; and</li> <li>- Seminars and workshops are planned, designed, and held successfully in terms of operational challenges and participants' needs.</li> </ul> </li> <li>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials reflect information gathering and analysis of operational challenges.</li> <li>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials are drafted and revised based on lessons learned from seminars and workshop.</li> <li>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials are accessible to those in need of them.</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- The following practical situation of SPP comes to exist as compared with the beginning of the project:                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Information gathering and the analysis of operational challenges</li> </ul> </li> </ul>			

	Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	
		<p>are regularly and widely conducted; and</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Seminars and workshops are planned, designed, and held successfully in terms of operational challenges and participants' needs.</li> <li>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials reflect information gathering and analysis of operational challenges.</li> <li>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials are drafted and revised based on lessons learned from seminars and workshops.</li> <li>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials are accessible to those in need of them.</li> </ul> <hr/> <p>- The following practical situation of VBF comes to exist as compared with the beginning of the project:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Information gathering and the analysis of operational challenges are regularly and widely conducted; and</li> <li>- Reference materials for legal professionals and judicial officials reflect information gathering and analysis of operational challenges.</li> <li>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials are drafted and revised based on lessons learned from seminars and workshops; and</li> <li>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials are accessible to those in need of them.</li> </ul>	<p>2012, presentation material of JCCs and etc.).</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Newspapers and magazines published by organizations related to the Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Websites of organizations related to the Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Reports written by organizations related to The Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Interviews with legal professionals and judicial officers in the Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Interviews with legal professionals and judicial officers in organizations related to the Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Interviews with Japanese Experts.</li> </ul>	
(2)	<p>Draft provisions of LNDs, including substantial laws, procedural laws and organizational laws, which will serve as the foundation for the judicial system, are prepared in an adequate manner.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- The (final) drafts of the revised Civil Code, the Law on Immovable Property Registration, and the Law on Registration of Secured Transactions are improved in terms of the following points: <ul style="list-style-type: none"> <li>- Conforming to the developments in the market economy of Vietnam; and</li> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> </ul> </li> <li>- The draft of the revised Civil Procedure Code is improved in terms of the following points: <ul style="list-style-type: none"> <li>- Conforming to the developments in the market economy of</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- The draft of the revised Civil Code and relevant reports.</li> <li>- The draft of the Law on Immovable Registration and relevant reports.</li> <li>- The draft of the Law on Registration of Secured Transactions and subordinate LNDs (Decree No. 11 which amended some provisions of Decree No. 163, and the Joint Circular</li> </ul>	<p>Legislation of the respective LNDs will be pursued without significant delays.</p>

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	
	<p>Vietnam; and</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> </ul> <p>- The draft of the revised Law on Organization of the People’s Court is prepared in terms of following points:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Contributing to development of the courts as the central organization of the judiciary; and</li> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> </ul> <p>- The draft of the revised Criminal Procedure Code is improved in terms of the following points:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Adopting advantageous element(s) of the adversary-accusatorial system; and</li> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> </ul> <p>- The draft of the revised Law on Organization of the People’s Procuracy Office is prepared in terms of the following points:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Conforming to the organization of the courts; and</li> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> </ul> <p>- The subordinate LNDs conforming to the Administrative Litigation Law includes adequate/sufficient measures to protect the rights of citizens infringed on by illegal administrative acts in practically possible manner.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Reports on the Law on Enforcement of Civil Judgments and the State Compensation Law, respectively, describing practical issues and measures to reform them in view of the amendments to the current legislation are prepared.</li> </ul> <p>- Subordinate LNDs on the Law on Enforcement of Civil Judgments are prepared in terms of the following points.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> <li>-Contributing to smooth implementation of the Law on Enforcement of Civil Judgments</li> </ul> <p>- Subordinate LNDs on the State Compensation Law are prepared in terms of the following points.</p>	<p>on disposal of securitized property).</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- The draft of the revised Civil Procedure Code and relevant reports (Reports on summary procedure in civil cases).</li> <li>- The draft of the revised Law on Organization of the People’s Court and relevant reports.</li> <li>- The draft of the revised Criminal Procedure Code and relevant reports.</li> <li>- The draft of the revised Law on Organization of the People’s Procuracy Office and relevant reports.</li> <li>- Subordinate LNDs of the Administrative Litigation Law (Resolution No. 1 and Resolution No. 2 of the Judges' Council of the Supreme People's Court for enforcement of Administrative Litigation Law).</li> <li>- Reports concerning the Law on Enforcement of Civil Judgments and subordinate LNDs (Reports on reviewing 3 year’s enforcement of the Law on Enforcement of Civil Judgments, The draft of amended Decree No.58).</li> <li>- Reports concerning the State Compensation Law and subordinate LNDs.</li> <li>- Reports concerning the Law on</li> </ul>	

Narrative Summary		Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> <li>- Contributing to smooth implementation of the State Compensation Law</li> <li>- Practical issues concerning personal status registration are streamlined for the purpose of prospective legislation on personal status registration.</li> </ul>	Immovable Property Registration. - Reports concerning personal status registration (Report on the survey for the legislation of the Personal Status Registration Law.). -Interviews with the counterparts. - Interviews with the experts.	
(Activities)		(Inputs)		
(1-1-1)	SPC and SPP collect information necessary for the effective implementation of the Project, including judicial statistics and judgments unless otherwise provided for by LNDs, and further analyze practical issues on adjudication.	Inputs from the Japanese side: - Long-term Experts (a Chief Advisor (Prosecutor), a Judge, an Attorney-at-law, a Project Coordinator); - Short-term Experts; - Advisory Groups; - Opportunities for study tours in Japan; - Conference rooms for workshops and seminars in Japan; - JICA-NET seminar; - Expenses for the above; and - Expenses for seminars and workshops in Vietnam.	Inputs from the Vietnamese side: - Project Director; - Project Managers; - Members of Working Groups; - Conference rooms for workshops and seminars; - Materials necessary for administrative work for the Project; - Expenses for the above items, other than the expenses that are borne by the Japanese side; and - Expenses for communications and coordination related to the Project.	The legislation plan will continue to contain the concerned LNDs.
(1-1-2)	MOJ, SPC, SPP and VBF collect the information on local practice necessary for the effective implementation of the Project and analyze practical issues.			
(1-2-1)	MOJ holds seminars and conducts training courses for local officials; namely execution officers, registrars for secured transactions, public notaries, and personal status registration officers.			
(1-2-2)	MOJ prepares reports on the issues discussed in and lessons learned from seminars and training courses for the purposes of sharing information among officials and institutions involved in the project within three (3) months from the date of the respective seminars and training courses.			
(1-2-3)	MOJ prepares Reference Materials and revises JA textbooks based on the issues discussed in and lessons learned from the seminars and training courses.			
(1-3-1)	SPC plans and holds seminars and trainings to address practical challenges in adjudication practice.			
(1-3-2)	SPC prepares reports on the issues discussed in and lessons learned from seminars and training courses for the purposes of sharing information			

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification		
	among legal professionals, judicial officials and authorities/organizations involved in the Project, within three (3) months from the date of the respective seminars and training courses.			
(1-3-3)	SPC prepares Reference Materials based on the issues discussed in and lessons learned from the seminars and trainings.			
(1-4-1)	SPP plans and holds seminars and trainings to address practical challenges in investigations, prosecution and court proceedings.			
(1-4-2)	SPP prepares reports on the issues discussed in and lessons learned from seminars and trainings courses for the purposes of sharing information among legal professionals, judicial officials and authorities/organizations involved in the Project within three (3) months from the date of the respective seminars and training courses.			
(1-4-3)	SPP prepares Reference Materials based on the issues discussed in and lessons learned from the seminars and trainings.			
(1-5-1)	VBF plans and holds seminars and trainings to address practical challenges in legal practice.			
(1-5-2)	VBF prepares reports on the issues discussed in and lessons learned from seminars and training courses for the purposes of sharing information among legal professionals, judicial officials and authorities/organizations involved in the Project within three (3) months from the date of the respective seminars and training courses.			
(1-5-3)	VBF prepares Reference Materials based on issues discussed in and lessons learned from the seminars and trainings.			
(1-5-4)	VBF holds seminars to analyze the issues of the Project-related LNDs, compile the opinions of members, and make proposals for the improvement of these LNDs.			
(1-6)	MOJ, SPC, SPP and VBF conduct ‘joint activities’ wherein legal professionals and judicial officials from each concerned authorities/organizations jointly participate in order to share practical issues and address challenges which are faced by legal professionals and			

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	
	legal officials.		
(1-7)	SPC gathers necessary information and compiles issues to facilitate their study on the concept of ‘court precedents’ and thereby to secure consistent implementation of LNDs.		
(1-8)	SPP gathers necessary information and compiles issues on criminal policy including criminology and crime statistics. (Activity relating to Criminology Center)		
(1-9)	MOJ, in consultation with all members of JCC, convenes JCC meetings at least once a year to report their activities and upcoming schedule.		
(1-10)	MOJ, SPC, SPP, and VBF disseminate their reports mentioned in 1-2-2, 1-3-2, 1-4-2 and 1-5-2 as wide a distribution as possible.		
(2-1)	MOJ holds seminars to develop a final draft of the revised Civil Code.		
(2-2)	MOJ holds seminars to develop a final draft of the Law on Immovable Property Registration, and the Law on Registration of Secured Transactions or subordinate LNDs.		
(2-3)	SPC holds seminars to develop a final draft of the revised Civil Procedure Code.		
(2-4)	SPC holds seminars to develop a final draft of the revised Law on the Organization of the People’s Court.		
(2-5)	SPC holds seminars to develop a final draft of the revised Bankruptcy Law.		
(2-6)	SPP holds seminars to develop a final draft of the revised Criminal Procedure Code.		
(2-7)	SPP holds seminars to develop a final draft of the revised Law on the Organization of the People’s Procuracy Office.		

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	
(2-8)	SPC holds seminars to develop a final draft of subordinate LNDs on the Administrative Litigation Law, which reflect the concepts of the Law.		
(2-9)	MOJ holds seminars to gather necessary information and to analyze issues on the Law on Enforcement of Civil Judgments, the State Compensation Law, and the Personal Status Registration Law.		

\*The 'Central Judicial Authorities/Organization'\* means MOJ, SPC, SPP and VBF.

\*\* The 'Reference Materials'\*\* means materials including circulars, resolutions, manuals and handbooks, which legal professionals and judicial officers of the Central Judicial Authorities/Organization or related authorities/organizations refer to in their daily practices.



付属資料 2 : 評価グリッド

評価グリッド

5項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
1.妥当性					
1-1 必要性	社会のニーズに合致しているのか？		LNA、共産党決議 48号、49号、共産党決議レビュー文書	資料レビュー	ベトナム国の政策におけるプロジェクトの妥当性 本プロジェクトは、2005年のベトナム共産党中央委員会政治局決議第48号（2010年までのベトナム法律システムの構築と整備のための戦略及び2020年までの方針）及び第49号（2020年までの司法改革戦略）に沿った形で進められ、ベトナム政府の政策と合致している。例えば、第49号では、司法改革のための任務として①刑事法、民法、刑法と政策、そして司法訴訟手続きの整備、②司法機関の組織、システムの機能、任務、権限の明確化と整備、そして人民裁判所の組織と活動の構築と整備 <sup>(注1)</sup> （県レベルの裁判所の審理の権限の強化、各レベルの人民裁判所システムの段階的刷新や裁判所システムに符合した各レベルの検察院組織の条件整備、などが含まれる）、③司法補助の各制定の整備（弁護士の組織の要請と発展などが含まれる <sup>(注2)</sup> ）、④清潔で堅固な司法補助組織と司法幹部組織の構築などがあげられている。①に関しては、プロジェクトでは、例えば、改正民法・改正民事訴訟法・改正刑事訴訟法などの草案の改善支援活動や民事判決執行法・国家賠償法に関する報告書の作成が実施されつつある。②については、中央司法関連機関における全国レベルでのモニタリング・指導・助言・監督能力の向上を目指すとともに、改正裁判所組織法・改正検察院組織法の草案の改善支援活動がプロジェクト活動に含まれている。③についてはVBFの能力強化が、④については、執行官、戸籍官、担保取引登録官に対するトレーニングが実施されている。  なお、政治局決議49号については、2011年4月に5年間の結果について報告書がまとめられているが、方向性において大きな変更はない。  （注1）人民裁判所の組織変更について：これまでの裁判制度は3級（県級、省級、最高裁）であったが、改正裁判所法の下では、現在の県級裁判所を統廃合して区域第一審裁判所を設立し、現在のハノイ、ダナン、ホーチミン市に所在する最高人民裁判所控訴部を最高人民裁判所から独立させて上審裁判所とする（5カ所に設置するという案も検討されている由）ことにより、区域第一審裁判所、覆審裁判所（現在の省級裁判所）、上審裁判所、最高人民裁判所の4種類の裁判所の設立が検討されている。裁判制度の変更の背景には、県級裁判所により裁判数に大きなバラツキがあることから統廃合により業務の効率化を図るとともに、裁判官の専門性を高めることにつながると考えられている。さらに、最高人民裁判所控訴部を上審裁判所として独立させ、最高人民裁判所を監督審、再審業務に専念させるという最高人民裁判所の負担軽減も意図されている。ただ、特に山岳地域の住民の中には、県級裁判所の統廃合によりかえってアクセスが悪化する可能性のある住民も出てくるとの懸念も指摘されている。なお、裁判所組織法の改正は、2013年の憲法改正後に予定されており、また、同組織法改正に伴い、検察院組織法、民事執行判決法も改正されることになる。物的、人的リソースの確保も必要であることから、改正法の施行には時間を要すると見られている。 （注2）弁護士の過疎問題について：政治局決議49号のレビュー（2011年4月）では、同決議の実施にあたって直面した問題点の一つとして、弁護士の配置の不均衡が指摘されている。VBFによれば、弁護士数は2010年9月30日～2011年10月1日をカバーする期間のデータとして7,640人、うち約70%がハノイ、ホーチミンで活動を行っている。人口10万人あたりの弁護士数は8.1人、地域ごとに見た人口10万人あたりの弁護士数は下表のとおりであり、地域によって大きな違いがあることがわかる。  人口10万人あたりの弁護士数 単位：人
	TGのニーズに合致しているのか？		MOJ、SPC、SPC、VBF、専門家	インタビュー	
1-2 優先度	開発政策との整合性	ベ国長期開発計画における法・司法改革の位置づけ、協力の対象である法令の国会での立法計画、権限委譲/機構変更、改革などの進捗状況	共産党決議48号、49号、共産党決議レビュー文書	資料レビュー 質問票調査	

地域	人口10万人あたりの弁護士数
紅河デルタ	11.2
北部山岳地域	1.8
沿岸地域	2.8
中部高原	2.5
東南部	25.5
メコンデルタ	3.3
全国	8.5

出所：VBF  
注：弁護士数は2011年9月30日～2012年10月1日までの統計  
人口は、2011年の統計（GSO）を参考にした。

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果																																																																						
	大項目	小項目																																																																									
					<p>地方省によっては省内の弁護士数が一桁台のところもある。すなわち、北部山岳地帯では Ha Giang 省、Cao Bang 省、Bac Kan 省、Yen Bai 省、Dien Bien 省、Lai Chau 省（弁護士数についての VBF の報告はないが、1 名との情報あり）、Son La 省、Hoa Binh 省、沿岸地域では Quang Tri 省、メコンデルタでは Hau Giang 省の 10 省である。地方省人民委員会の中には、所得の一部補助により、弁護士の招聘に努めているところもある。例えば、Lai Chau 省では VBF の指導層が地方の人民委員会を訪問し、同省における弁護士会設立に関して協力要請を行った。この結果、同弁護士会会長の給与について、地方人民委員会から支援されることになった。Lai Chau 省への弁護士の派遣は VBF が後押ししている。また、地方では弁護士(Luat su)の認知度は、法律家 (Luat gia) に比較して低いといわれている。今後 2020 年を目標に弁護士を現在の約 8 千人から 2 万人に増員する計画がある (2011 年 7 月 5 日「法律職の発展に関する首相決定 1072 号」) ように、VBF では弁護士の質・量ともに高めるための取り組みが行われている。</p>																																																																						
		事前評価以降、プロジェクトを取り巻く変化はあったのか? (政策、経済、社会など)	SPC、SPC、MOJ、VBF	質問票調査	<p>以下の通り経済環境の変化はあったが、プロジェクトの妥当性に変わりはない。</p> <p>(1) 経済状況</p> <p>GDP の実質成長率について、2010 年は当初の目標である 6.5% を上回り、6.8% 成長を達成。IMF によると、2011 年は 5.9% (推定値)、2012 年 6.0%、2013 年 6.3% とそれぞれ予測されている。この間、2011 年は消費者物価指数 (CPI) に見るとおり急速な物価上昇を経験しており、自国通貨の不安定化などを受けて、政府は 2011 年の経済運営に関し、マクロ経済の安定化とインフレ対策を最重要課題として挙げ、金融の引き締めを行っている。同年の国内金融の伸び率は急激に低下している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>2009 年</th> <th>2010 年</th> <th>2011 年(推定)</th> <th>2012 年(予測)</th> <th>2013 年(予測)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GDP 実質成長率</td> <td>5.3%</td> <td>6.8%</td> <td>5.9%</td> <td>6.0%</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>CPI(期間平均)</td> <td>6.7%</td> <td>9.2%</td> <td>18.7%</td> <td>10.8%</td> <td>7.4%</td> </tr> <tr> <td>M2 伸び率</td> <td>29.0%</td> <td>33.3%</td> <td>12.1%</td> <td>21.6%</td> <td>18.1%</td> </tr> <tr> <td>公的部門以外への貸付の伸び率(期末残高ベース)</td> <td>39.6%</td> <td>32.4%</td> <td>14.3%</td> <td>16.8%</td> <td>14.4%</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金利(名目)</td> <td>12.7%</td> <td>14.0%</td> <td>16.4%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所: IMF, “Staff report for 2012 Article IV Consultation,” 2012.</p> <p>この間、2011/12 年度は、破産宣告に関する事件の事件件数は増加している。</p> <p>破産宣告に関する事件の受理件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">受理事件数 (既存 + 新規受理)</th> <th colspan="3">解決済み事件件数</th> </tr> <tr> <th>09/ 0</th> <th>10/11</th> <th>11/12</th> <th>09/10</th> <th>10/11</th> <th>11/12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省級人民裁判所</td> <td>108</td> <td>133</td> <td>337</td> <td>97</td> <td>118</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td>県級人民裁判所</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>108</td> <td>133</td> <td>342</td> <td>97</td> <td>118</td> <td>268</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所: SPC</p> <p>注: 解決済み事件件数には、(1)破産手続きの開始を決定した事件数、(2)破産手続きの開始を不決定した事件数、(3)不受理の事件数が含まれる。</p>	項目	2009 年	2010 年	2011 年(推定)	2012 年(予測)	2013 年(予測)	GDP 実質成長率	5.3%	6.8%	5.9%	6.0%	6.3%	CPI(期間平均)	6.7%	9.2%	18.7%	10.8%	7.4%	M2 伸び率	29.0%	33.3%	12.1%	21.6%	18.1%	公的部門以外への貸付の伸び率(期末残高ベース)	39.6%	32.4%	14.3%	16.8%	14.4%	短期貸付金利(名目)	12.7%	14.0%	16.4%	-	-		受理事件数 (既存 + 新規受理)			解決済み事件件数			09/ 0	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12	省級人民裁判所	108	133	337	97	118	263	県級人民裁判所	0	0	5	0	0	5	合計	108	133	342	97	118	268
項目	2009 年	2010 年	2011 年(推定)	2012 年(予測)	2013 年(予測)																																																																						
GDP 実質成長率	5.3%	6.8%	5.9%	6.0%	6.3%																																																																						
CPI(期間平均)	6.7%	9.2%	18.7%	10.8%	7.4%																																																																						
M2 伸び率	29.0%	33.3%	12.1%	21.6%	18.1%																																																																						
公的部門以外への貸付の伸び率(期末残高ベース)	39.6%	32.4%	14.3%	16.8%	14.4%																																																																						
短期貸付金利(名目)	12.7%	14.0%	16.4%	-	-																																																																						
	受理事件数 (既存 + 新規受理)			解決済み事件件数																																																																							
	09/ 0	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12																																																																					
省級人民裁判所	108	133	337	97	118	263																																																																					
県級人民裁判所	0	0	5	0	0	5																																																																					
合計	108	133	342	97	118	268																																																																					
	日本の援助政策・JICA 国別事業実施計画との整合性	我が国の対越援助方針・計画における法・司法分野の位置づけ	対ベトナム国別援助方針(平成 24 年 12 月)	資料レビュー	<p>日本政府の「対ベトナム社会主義共和国別援助方針 (2012 年 12 月)」では、3 つの重点分野の 1 つとして「ガバナンス強化」が挙げられており、その中で、法制度の整備・執行能力の強化や、司法・行政機能の強化等の必要性が掲げられており、本プロジェクトはこれに資するものとして位置づけられる。</p>																																																																						
1-3 手段としての適切性	戦略、アプローチとしての適切性	<p>「現場の問題・ニーズの発見～対策の検討・実施・文書化～現場へのフィードバック」のサイクルを、各機関の業務フローとして定着させ、組織制度的能力の強化を図るアプローチの適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バクニン省、ハイフォン市を Advanced Activity Area(AAA)に選定したことの適切性</li> <li>・県級人民裁判所、県級人民検察院を対象にした事の適切性</li> </ul>	MOJ、SPC、SPC、VBF、専門家	質問票調査、インタビュー	<p>(1)アプローチの適切性</p> <p>以下の具体例に示す通り、業務フローが目に見える形で成果を生み出しつつあり、業務フローの改善が、中央司法関係機関の能力向上に寄与していると考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① MOJ で民法改正にあたり北部、南部でセミナーを開催し、サーベイ結果の報告と現場で直面する実務上の課題の聴取が行われ、また担保取引に関する政府議定 163 号の一部を改正した政府議定 11 号の草案作成や、民事判決執行法の施行に関する政府議定 58 号の改正の過程において、セミナーを通じて特定した現場の実務上の問題点を踏まえた改正が行われつつある。</li> <li>② SPC の指導の下にバクニン省裁判所が、現場の課題やニーズに基づきつつ、全国レベルでより汎用性のある「麻薬処理手続きに係るハンドブック」の作成を行っている。</li> <li>③ SPP の指導の下で、ハイフォン市人民検察院が、現場の実情調査やセミナーを踏まえて、刑事訴訟法第 34 章の簡易手続に関する改正提言や憲法 131 条(裁判における合議制)改正への提案を行っている。</li> <li>④ VBF では、地方の弁護士会の実情調査を通じて、地方の弁護士会の抱える問題を吸い上げるとともに、地方への指導や助言能力を高めている。</li> </ol>																																																																						

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果																																																																				
	大項目	小項目																																																																							
					<p>地方の現場での問題、課題を考察した上で、中央司法関連機関がこれを法規範文書等に反映し、現場の実務改善を図るという一連の活動を組織の業務フローに定着することを旨とするアプローチは、現場での実務上の問題への対応という開発課題に対するアプローチとして適切であったと判断される。</p> <p>(2)バクニン省、ハイフォン市を AAA に選定したことの適切性 SPC ではバクニン省人民裁判所について、ハノイやホーチミン市のように比較的整備された裁判所ではなく、またプロジェクト実施に支障を来すような低いレベルにある裁判所でもない<sup>(注3)</sup>、同裁判所の事例の他への適用にあたり、より汎用性のある事例と考えている。さらに、バクニン省人民裁判所の管理職は若く、高学歴であることから、プロジェクト成果の維持においても持続性があると考えている。これらは、プロジェクト活動の中で行われてきた、刑事裁判手続きマニュアルの記載内容(現行刑法法の留意点の指摘など)や麻薬事件処理のためのハンドブックの作成の過程で開催されたセミナーの運営方法(共同活動の実施)に具体的な形で表れていると考えられ、同省を AAA と選定したことは適切であったと考えられる。</p> <p>(注3)バクニン省(2011年 106万人、822.7km<sup>2</sup>)は、8つの行政単位で構成される。運営指導調査報告書(2012年5月)によると、裁判所は、年間約 3,000 件を処理している。裁判所は 150 人、中級裁判官 12 人(省級に配属)、部署は刑事部、民事部、行政部、経済部の 4 つが存在する。初級裁判官 45 名は県級裁判所(8ヶ所)に配属されている。</p> <p>一方ハイフォン市は、ベトナム国の 5 つの中央直轄市の一つであり、人口は約 184 万人(GSO, 2009 年)、経済規模ではホーチミン市、ハノイ市について 3 番目である。麻薬事件や殺人事件などの多発、港湾都市であることから禁制品の密売も相当数行われていると報告されており、同市検察官には、多様な犯罪に適正かつ迅速に処理すべく、実務能力改善が課題になっていた。同市には麻薬中毒患者の更生施設である麻薬患者強制収容センターも置かれている。ハイフォン市人民検察院は、同市人民検察院が、AAA の対象地域として選定したことについて、SPP による現場の活動重視の表れであるとともに、同市人民検察院が、SPP の期待に応じて、JICA と連携してプロジェクト活動を実施できる能力を有していた点にあるとしている。ハイフォン市が置かれている経済社会的な背景、ハイフォン市人民検察院のプロジェクト活動に対する理解から、ハイフォン市を AAA として選定したことは妥当であったと判断される。</p> <p>(3)県級人民裁判所、県級人民検察院を対象にした事の適切性 政治局決議 49 号では司法機関の効率性の向上と県級司法機関の能力向上に政策的な重点を置いていることなどを背景に、プロジェクトでは県級司法関係機関の効率化や職員的能力強化に着目している。このため、省級の司法関係機関に加えて、県級の司法関係機関を活動の対象とし、中央の司法関係機関が、全国の省・県レベルの法曹及び司法関連職員が直面する実務上の問題点を踏まえて、執務参考資料を作成するなどの活動を行うこととしている。</p> <p>下表は、省級、県級裁判所別にみた第一審の新規受理事件件数の推移であるが、過去 3 年間にわたり、一審新規受理事件件数における県級人民裁判所のシェアは約 95%であり、その絶対数も過去 3 年間、概ね増加傾向を示している。このように県級裁判所、県級検察院は全国の事件の多くを扱っており、県レベルの司法関係機関の質が結果を左右することになっている。県級司法関係機関の効率化や職員的能力強化に政策的な重点を置かれる中で、省レベルとともに県級司法機関もターゲットとしたことは適切であったと評価される。</p> <p style="text-align: center;">第一審新規受理事件件数の推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="9">単位：件</th> </tr> <tr> <th colspan="3">刑事事件</th> <th colspan="3">民事事件</th> <th colspan="3">婚姻・家族事件</th> </tr> <tr> <th>09/10</th> <th>10/11</th> <th>11/12</th> <th>09/10</th> <th>10/11</th> <th>11/12</th> <th>09/10</th> <th>10/11</th> <th>11/12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省級人民裁判所</td> <td>4,785</td> <td>4,551</td> <td>5,378</td> <td>2,244</td> <td>1,901</td> <td>1,959</td> <td>2,736</td> <td>2,798</td> <td>2,743</td> </tr> <tr> <td>県級人民裁判所 (A)</td> <td>51,425</td> <td>54,562</td> <td>61,329</td> <td>71,302</td> <td>81,317</td> <td>84,512</td> <td>95,495</td> <td>113,345</td> <td>127,311</td> </tr> <tr> <td>合計 (B)</td> <td>56,210</td> <td>59,113</td> <td>66,707</td> <td>73,546</td> <td>83,218</td> <td>86,471</td> <td>98,231</td> <td>116,143</td> <td>130,054</td> </tr> <tr> <td>(A)/(B) x 100</td> <td>91.5%</td> <td>92.3%</td> <td>91.9%</td> <td>96.9%</td> <td>97.7%</td> <td>97.7%</td> <td>97.2%</td> <td>97.6%</td> <td>97.9%</td> </tr> </tbody> </table>		単位：件									刑事事件			民事事件			婚姻・家族事件			09/10	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12	省級人民裁判所	4,785	4,551	5,378	2,244	1,901	1,959	2,736	2,798	2,743	県級人民裁判所 (A)	51,425	54,562	61,329	71,302	81,317	84,512	95,495	113,345	127,311	合計 (B)	56,210	59,113	66,707	73,546	83,218	86,471	98,231	116,143	130,054	(A)/(B) x 100	91.5%	92.3%	91.9%	96.9%	97.7%	97.7%	97.2%	97.6%	97.9%
	単位：件																																																																								
	刑事事件			民事事件			婚姻・家族事件																																																																		
	09/10	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12																																																																
省級人民裁判所	4,785	4,551	5,378	2,244	1,901	1,959	2,736	2,798	2,743																																																																
県級人民裁判所 (A)	51,425	54,562	61,329	71,302	81,317	84,512	95,495	113,345	127,311																																																																
合計 (B)	56,210	59,113	66,707	73,546	83,218	86,471	98,231	116,143	130,054																																																																
(A)/(B) x 100	91.5%	92.3%	91.9%	96.9%	97.7%	97.7%	97.2%	97.6%	97.9%																																																																

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果																																																																																		
	大項目	小項目																																																																																					
					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">通商・商事事件</th> <th colspan="3">労働事件</th> <th colspan="3">行政事件</th> </tr> <tr> <th>09/10</th> <th>10/11</th> <th>11/12</th> <th>09/10</th> <th>10/11</th> <th>11/12</th> <th>09/10</th> <th>10/11</th> <th>11/12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省級人民裁判所</td> <td>3,762</td> <td>4,405</td> <td>2,922</td> <td>33</td> <td>31</td> <td>28</td> <td>188</td> <td>241</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>県級人民裁判所 (A)</td> <td>3,456</td> <td>4,258</td> <td>9,671</td> <td>2,328</td> <td>2,079</td> <td>2,831</td> <td>783</td> <td>1,247</td> <td>3,922</td> </tr> <tr> <td>合計 (B)</td> <td>7,218</td> <td>8,663</td> <td>12,593</td> <td>2,361</td> <td>2,110</td> <td>2,859</td> <td>971</td> <td>1,488</td> <td>4,702</td> </tr> <tr> <td>(A)/(B) x 100</td> <td>47.9%</td> <td>49.2%</td> <td>76.8%</td> <td>98.6%</td> <td>98.5%</td> <td>99.0%</td> <td>80.6%</td> <td>83.8%</td> <td>83.4%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">全新規受理事件件数</th> </tr> <tr> <th>09/10</th> <th>10/11</th> <th>11/12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省級人民裁判所</td> <td>13,748</td> <td>13,927</td> <td>13,810</td> </tr> <tr> <td>県級人民裁判所 (A)</td> <td>224,789</td> <td>256,808</td> <td>289,576</td> </tr> <tr> <td>合計 (B)</td> <td>238,537</td> <td>270,735</td> <td>303,386</td> </tr> <tr> <td>(A)/(B) x 100</td> <td>94.2%</td> <td>94.9%</td> <td>95.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：SPC  注 1：全新規受理事件件数は、刑事事件、民事事件、家事事件、商事事件、労働事件、行政事件の総数。刑事事件の一審については、軍事裁判所による新規受理事件件数は含まれていない。また、商事事件に関連し、破産宣告に関する統計があるが、これは上記統計には含まれていない。なお、年度は10月1日から翌年9月30日までの期間に対応する。  注 2：裁判所数は、県級人民裁判所 630 カ所、省級人民裁判所 61 カ所、最高裁判所 1 カ所（支部 2 カ所）。松尾弘「開発プロセスにおける司法アクセスの改善への統合的アプローチ」慶應法学 23 号 2012 年 5 月。</p>		通商・商事事件			労働事件			行政事件			09/10	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12	省級人民裁判所	3,762	4,405	2,922	33	31	28	188	241	780	県級人民裁判所 (A)	3,456	4,258	9,671	2,328	2,079	2,831	783	1,247	3,922	合計 (B)	7,218	8,663	12,593	2,361	2,110	2,859	971	1,488	4,702	(A)/(B) x 100	47.9%	49.2%	76.8%	98.6%	98.5%	99.0%	80.6%	83.8%	83.4%		全新規受理事件件数			09/10	10/11	11/12	省級人民裁判所	13,748	13,927	13,810	県級人民裁判所 (A)	224,789	256,808	289,576	合計 (B)	238,537	270,735	303,386	(A)/(B) x 100	94.2%	94.9%	95.4%
	通商・商事事件			労働事件			行政事件																																																																																
	09/10	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12	09/10	10/11	11/12																																																																														
省級人民裁判所	3,762	4,405	2,922	33	31	28	188	241	780																																																																														
県級人民裁判所 (A)	3,456	4,258	9,671	2,328	2,079	2,831	783	1,247	3,922																																																																														
合計 (B)	7,218	8,663	12,593	2,361	2,110	2,859	971	1,488	4,702																																																																														
(A)/(B) x 100	47.9%	49.2%	76.8%	98.6%	98.5%	99.0%	80.6%	83.8%	83.4%																																																																														
	全新規受理事件件数																																																																																						
	09/10	10/11	11/12																																																																																				
省級人民裁判所	13,748	13,927	13,810																																																																																				
県級人民裁判所 (A)	224,789	256,808	289,576																																																																																				
合計 (B)	238,537	270,735	303,386																																																																																				
(A)/(B) x 100	94.2%	94.9%	95.4%																																																																																				
		・複数の機関(司法省、裁判所、検察院、弁護士会)を協力機関として包括的に支援してきたことの適切性(相乗効果の有無など)	MOJ、SPC、SPC、VBF、専門家	質問票調査、インタビュー	(1)いずれの機関も、ベトナムの司法制度改革において重要な役割が期待されるとともに、支援を対象とする法規範文書などの草案作成、施行に関与する機関であり、複数の機関を包括的に支援したアプローチは適切であったといえる。  (2)SPC の指導の下で、バクニン省人民裁判所が、麻薬事件処理のためのハンドブック作成の過程で、2012 年 6 月にハイフォン市でワークショップを開催した。同ワークショップでは、裁判所、検察院、捜査機関、民事判決執行機関からも参加者・発表者を募って開催され、中央司法関係機関による共同活動とは言えないものの、省や組織を超えて、実務上の共通の問題に対し、複数の機関が協議を重ね、成果を上げた。この例が示す通り、複数の機関を包括的に支援するアプローチは、それぞれの立場から共通の問題を検討し、意見を交換する場を提供し、適切な執務参考資料の作成を図る上でも、適切であったといえる。																																																																																		
	ターゲットグループ(TG)の選定の適切性	TG(司法省、SPC、SPP、バクニン省の省級人民裁判所、県級人民裁判所、ハイフォン市省級人民検察院、同市県級人民検察院、ベトナム弁護士連合会)の適切性	MOJ、SPC、SPC、VBF	質問票調査	既述の通り、(1)いずれの機関も、ベトナムの司法制度改革において重要な役割が期待されるとともに、支援を対象とする法規範文書などの草案作成、施行に関与する機関であること、(2)バクニン省人民裁判所とハイフォン市人民検察院は、プロジェクト活動を積極的に推進する能力が認められるとともに、他省への適用を図る上で汎用性のあるモデルを提示することができると考えられること、(3)県級裁判所、検察院が、全国の事件の相当数を扱っていること、などを理由にターゲットとしたことは適切であった。																																																																																		
	TG 以外への波及効果	TG 以外への波及効果には現在どのような効果が予想されるのか?	専門家	セミナー、ワークショップなどの参加者実績と今後の予定	MOJ が実施した民法改正に係るセミナーでは、MOJ 関連部局からの参加者のほか、住宅法を所管する建設省(MOC)、土地法を所管する自然資源環境省(MONRE)、ハノイ法律大学、ベトナム商工会議所(VCCI)などからも参加し、現行民法の問題点など、複数の分野の参加者から、様々なコメントを得ている。担保取引は民間企業の活動に密接に関連する分野であるが、同分野の合同通達作成に係るセミナー等では、銀行等も参加し、民間の立場からの問題提起が行われている。改正される法規範文書へのこれらの参加者からのコメントを反映することにより、民間企業をはじめとした様々なステークホルダーへの裨益効果が期待される。																																																																																		
1-4 援助協調	他ドナーとの援助協調	どのような相乗効果があったのか?	プロジェクト実績表	資料レビュー インタビュー	1) EU、デンマーク、スウェーデンの協力の下で VBF に対して行われている Justice Partnership Program (JPP) では、本プロジェクトと同様に地方弁護士会による実情調査が行われている。本プロジェクトでは、調査対象地域の重複を回避するとともに、専門家が相互に実情調査に参加し、実情調査の結果作成された報告書の英訳も共有している。調査方法と結果において情報の共有が行われている。 2) UNDP が取りまとめ役となっているドナー会議への情報提供など(具体的には、2011 年 9 月に JICA プロジェクトの紹介、ドナーマッピングの作成時の情報提供があげられる) 3) UNDP と共産党中央司法改革指導委員会(CCJRS) 共催による、区域第一審裁判所設立に関するワークショップ(2012 年 10 月)への参加。本プロジェクトでは、過去に実施された地家裁支部・簡裁の適正配置に関するプレゼンテーションを行っている。 4) UNICEF と SPC 共催の家庭裁判所設立に向けたワークショップ(2012 年 5 月)への協力。UNICEF からの依頼を受けて、本プロジェクトでは日本の家庭裁判所と少年事件の概要について記載したペーパーを作成し、ベトナム語訳版を提供した。																																																																																		

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
					5) UNDP・VBF 共催「刑事訴訟法上の弁護権について」セミナー（2012年3月）を、日、独などから専門家を招聘し、実施。日本からは短期専門家によるベトナムの弁護士制度の問題点についての講義を行った。これらが VBF による刑罰改正への提言につながっている。
1-5 日本の援助の優位性	日本の技術の優位性	法案起草、裁判実務、検察実務、弁護士実務等に関して、ベトナム国に於ける日本の技術の優位性はあるか。	MOJ、SPC、SPC、VBF、専門家	資料レビュー 質問票調査 インタビュー	<p>プロジェクトでは、法規範文書改正に伴う多くの支援要請があげられる中で、日本における立法経験が、ベトナム国内事情との比較の上で有効に活用されることを念頭に、予算の制約の範囲内で、選択的に支援を行ってきた。法・司法制度改革支援プロジェクト フェーズ 1 に引き続き、常駐の法曹三者（検察官、裁判官、弁護士）からなる長期専門家チームによる支援が継続され、現地活動にあたって弾力的な対応や複数の視点から実務的にも細かいアドバイスが可能になっている。他ドナーの支援が、3 年～5 年の比較的短期の大きな投資<sup>(注4)</sup> にて行われ、資金源と派遣される法律家の出身国が異なることもあるといわれる。一方、日本からの支援は市場経済化の下で経済活動の基本となる民法、民訴法などの制定・改正を中心とした技術協力を 1990 年代から切れ目なく行ってきたこと、日本国内のバックアップ体制（本邦研修実施、研究会の開催、長期専門家の派遣調整など）の併存から、統一性のある支援を行うとともに、ベトナム側 CP との間で、相互の法令・文化への理解や人間関係に基づく良好な関係を構築してきたといえる。この結果、ベトナム側からは支援の質的水準について高い評価を受け、法規範文書などの改正提案や改正につながっている。長い支援を通じて信頼関係がベトナム側との間に醸成されるとともに、日本側にもベトナム法の知識の蓄積が積み重ねられてきており、日本からの支援における技術的な優位性を認めることができる。</p> <p>（注 4）例えば、EU、スウェーデン、デンマークの支援で実施されている Justice Partnership Programme (JPP) は、MOJ が調整機関となり、SPC、SPP、MOJ による司法改革戦略の実施を支援するとともに、VBF、NGO の支援を行うプログラムである。2010 年～2015 年までの 5 年半の実施期間における JPP の予算は、18.7 百万ユーロとされている。またカナダ国際開発庁 (CIDA) の資金支援で実施された Judicial Development and Grassroots Engagement (JUDGE) は、SPC と MOJ をカウンターパートとして、MOJ の JA、SPC の Judicial Training School の能力向上、SPC における公判運営や手続きの改革 (court administration and procedural reform)、市民社会の関与とコミュニティーレベルでのアクセスの向上に関する活動を実施した。2006 年～2011 年までの 5 年半（のちに 2012 年 7 月まで 1 年間延長）の実施期間に、JUDGE の予算はカナダ側が 12.5 百万カナダドル（約 11.7 百万 US\$）、ベトナム側が 0.5 百万カナダドルであった。</p>
2.有効性					
2-1 目標達成 予測	目標の達成の見込みはあるか？		MOJ、SPC、SPP、VBF、専門家	質問票調査 インタビュー	達成度グリッドの通り。（本文表 18：プロジェクト目標の達成状況）
	目標の達成の貢献要因・阻害要因はあるか？	貢献要因は何か？	MOJ、SPC、SPP、VBF、専門家	質問票調査、 インタビュー	<p>以下の諸点を貢献要因としてあげることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 司法改革の方向性と一致するため、目標達成に向けて強い推進力を利用できること。</li> <li>2) 一連の活動が業務フローとして定着することの重要性について、ベトナム側中央司法関係機関関係者が十分理解していること。</li> <li>3) 現地事情調査やセミナーなど一連の活動を効果的に実施する上で、ベトナム側の企画力の高さ。</li> <li>4) 中央司法関係機関が 4 機関であり、全国レベルの活動の展開を背景に、本邦研修は 2 年間に 8 回と比較的高い頻度で実施されているが、現地セミナーなどの現地での活動による参加者の問題意識の醸成⇒本邦研修期間における問題点への対応⇒そして本邦研修の成果共有ワークショップと、単発的なワークショップではなく、本邦研修の前後を含め、連続性・一貫性のある取組が行われ、本邦研修の効果を一層高めていること。</li> <li>5) 長期専門家を含む、プロジェクト関係者間の円滑な協力体制。例えば、バクニン省人民裁判所が麻薬事件処理マニュアルの作成にあたって SPC と協議しつつ、ハイフォン市でハイフォン人民検察院などの関係者の参加のもとで実施したセミナーや、刑罰法改正における SPP と VBF の協力が挙げられる。</li> <li>6) 中央司法関係機関の幹部が、セミナーやサーベイに参加するなど、積極的に現場で実施に従事する関係者から現場で直面する問題を汲み取る機会を持つように、プロジェクト関係者の司法改革やプロジェクト活動への高いコミットメント。</li> <li>7) ハイフォン市人民検察院による SPP への憲法や刑事訴訟法の改正提案にみられるように、現場のニーズが中央司法関係機関に伝えられるなど、ボトムアップ・アプローチが採られていること。</li> <li>8) これまでの協力を通じて、日本側のベトナム法への理解が蓄積されていること。</li> <li>9) フェーズ 1 の成果の活用：本プロジェクトではフェーズ 1 でのバクニン省での地方と中央の連携のノウハウといった成果を踏まえて計画された。SPC と SPP の活動に関しては、プロジェクトの効果を高めるべく、バクニン省のパイロット活動の結果の更なる全国展開が計画された。例えば、プロジェクトのフェーズ 1 の結果を活用し、省級のみならず県級の法律関係職員も対象とした共同活動がバクニン省だけでなく、ハイフォン市でも実施されており、効果が上がりつつある。MOJ の活動については、フェーズ 1 の結果を踏まえて、北部、中部、南部でセミナー・ワークショップが開催されており、プロジェクトの効果の発現が見られる（例えば、民法改正に伴うセミナー、民事判決執行官、戸籍官、担保取引登録官に対するトレーニングなど）。</li> </ol>
		阻害要因は何か？	MOJ、SPC、SPP、VBF、専門家	質問票調査、 インタビュー	プロジェクト目標の達成にあたり、留意点として MOJ 内での調整の円滑化が挙げられる。土地・建物を巡る権利関係の整理が民法の改正の重要課題とされている中において、MOJ 内部で民法、担保取引に関する法規範文書など、民事判決執行法を担当する部局同士の調整についても十分とは言えない状況が報告されている。一方で、民事判決執行総局 (CJED) が作成した執行における民法上の問題を検討した総括報告書が民事経済法局 (CED) に提出されたり、民法改正の議論に担保登録取引局 (NRAST) の副局長が参加するようになったことが、内部の垣根を越えた協力として報告されており、今後とも引き続き、MOJ 内部の部局同士の調整が円滑に進

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
					<p>むよように留意されるべき点と考える。</p> <p>プロジェクト目標達成のための外部条件 「助言・監督に関する中央司法関係機関のマンドートが変更されない。」「支援対象の実体法・手続法・組織法の立法化が遅延しない。」は、プロジェクト目標達成のための外部条件として中間レビュー時点でも有効である。前者に関して、中央司法関係機関の助言・監督に関するマンドートには、今後も引き続き変更はないと見込まれる。また、後者に関しては、民法や刑事訴訟法などの法規範文書の多くは、2013 年末に予定されている憲法改正を待って成立が予定されており、憲法改正スケジュールの遅れは支援対象の実体法・手続法・組織法の改正に影響を与える可能性があるが、中間レビュー調査でのヒアリングによると、憲法改正スケジュールに変更はないと見込まれている。</p>
2-2 因果関係	成果は目標達成に十分か？	プロジェクト成果ごとの貢献度	MOJ、SPC、SPP、VBF、専門家	質問票調査、インタビュー	<p>成果 1:「中央司法関係機関において、現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力が向上する」 各中央司法関係機関において、あるいはその指導の下で、現場の課題の特定や分析が行われ、執務参考資料に分析結果が反映されたり、セミナー・ワークショップで得られた教訓を踏まえて作成・改訂が行われている。またそれらの執務参考資料は、資料によってバラツキはあるものの概ねアクセス可能とされている。</p> <p>成果 2:「適切な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法などの法規範文書の草案が適切に作成される」 業務フローに従い、実務上の問題点を踏まえて、法規範文書の草案や草案作成に向けた報告書などが作成されてきている。</p> <p>成果 1 と成果 2 は相互にフィードバックのプロセスを経つつ、プロジェクト目標の達成に貢献している。</p>
		プロジェクト成果以外に目標達成に影響を与えている要因は何か？	MOJ、SPC、SPP、VBF、専門家	質問票調査、インタビュー	<p>成果以外のプロジェクト目標達成への貢献として、他の援助機関との協力が挙げられる。例えば、CIDA の資金支援による JUDGE や EU などによる JPP では、MOJ、SPC、SPP、VBF に対する支援が行われており、CP 機関の能力向上を行っているため、これらのプロジェクトも目標達成に正の影響を与えていると考えられる。また、他ドナーの支援においてもドイツ民法やフランス民法が紹介、説明されており、日本法の紹介と同様に、法規範文書などの改正などにあたり、ベトナム側に対する気づきを与えていると考えられる。</p>
3.効率性					
3-1 実績	実績の検証	投入は計画どおりか(計画値との比較)？	専門家	資料レビュー インタビュー	<p>日本側 長期専門家の派遣以外の計画は、プロジェクトの進捗と効果的な実施を勘案し、弾力的な対応を可能にすべく緩やかに規定されている。</p> <p>(1) 専門家派遣 長期専門家 4 名、すなわち総括・法司法制度改革(検察官)、裁判実務改善(裁判官)、弁護士能力強化(弁護士)、業務調整員が派遣される計画に対して、実績はチーフ・アドバイザー総括(検察官)、裁判実務改善(裁判官)、起草支援/弁護士能力強化(弁護士)、業務調整員と、分野の名称に若干変更はあるが、実質的にはほぼ計画どおり同分野で 4 名の専門家(途中交代があったため延べ 5 名)が派遣されている。</p> <p>短期専門家は、プロジェクトの効果的な実施を念頭に、必要に応じて派遣される予定であった。これまでに 7 名の短期専門家が派遣されている(UNDP 主催「刑事司法プロセスにおける弁護人の役割」、弁護士スキルアップのためのセミナー、民事簡易手続き、ベトナム法整備 PJ 支援、民法改正の分野)。</p> <p>(2) 機材貸与 当初計画では、予算配分の枠内で、プロジェクトにおける技術移転に必要とされる限りにおいて供与されることになっており、これまでラップトップ/デスクトップ(45 台)、コピー機(3 台)、デジタルカメラ(1 台)、ビデオ(1 台)、スキャナー(5 台)、プリンター(4 台)、電話(2 台)、ファックス(2 台)、プロジェクター(2 台)などのオフィス機器が、MOJ、バクニン省人民裁判所、ハイフォン市人民検察院、VBF、地方弁護士会に供与されている。供与資材の合計額は 42,305US\$。</p> <p>(3) 国内支援委員会 研究会の設置と開催(ベトナム民法改正共同研究会(8 回)、部会名:ベトナム裁判実務改善研究会(7 回))</p> <p>(4) 本邦研修 8 回</p> <p>(5) 現地活動に関する費用 ワーキングセッション・ワークショップ・セミナー・トレーニング、サーベイ活動費用、マニュアルなどの印刷費、プロジェクト事務所経費について、在外事業強化費として 1,085,194US\$支出されている。</p> <p>ベトナム側 (1) カウンターパートの配置 MOJ(国際協力局(4 名)、民事経済法局(3 名)、国家担保取引登録局(5 名)、民事判決執行総局(4 名)、国家賠償局(5 名)、司法行政局(2 名)、国家司法学院(4 名)、小計 27 名)、SPC(SPC(6 名)、バクニン省人民裁判所(2 名)、小計 8 名)、SPP(SPP(5 名)、ハイフォン市人民検察院(16 名)、小計 21 名)、VBF(7 名)、CP 合計 63 名。</p> <p>(2) カウンターパート資金 SPP は 2011 年に 35,000US\$、2012 年に 43,000US\$を負担。ハイフォン人民検察院は 2011 年度と 2012 年度の合計で 83.2 百万</p>

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
					VNDを支出(セミナー・ワークショップ開催費、調査費用、PCなどの消耗品などに要する費用)。MOJ、SPCのCP資金額は不明。その他、ベトナム側からは、金銭で表すことのできない負担として、会議室や設備機材、車両の活用があげられている。
3-2 実施のプロ セス	実施の体制	プロジェクトのマネジメント体制(モニタリング、JICA 本 部と在外事務所との連携、プロジェクト内のコミュニケー ション)	MOJ、SPC、SPP、 VBF、専門家	質問票調査、 インタビュー	ベトナム側の実施体制は、MOJ 国際協力局をプロジェクトダイレクターとし、中央司法関係 4 機関から MOJ 国際協力局国際協力 II 地 域課長、SPC 国際協力局長、SPP 国際協力局長、VBF 国際協力委員長の 4 名が、プロジェクトマネージャーとしてアサインされている。 そして司法関連機関ごとに CP がアサインされている。CP は MOJ (27 名)、SPC (8 名)、SPP (21 名)、VBF (7 名) の合計 63 名である。 なお、今回 AAA として活動を開始したハイフォン市人民検察院では JICA プロジェクト推進委員会が組成されており、そのメンバーに は同市内の県級人民検察院のメンバーも含まれている。カウンターパート機関間では、JCC やプロジェクトに関する共通問題など、合 同で活動が行われる場合にコミュニケーションが採られるとしているが、常時コミュニケーションが採られるまでには至っていない。な お、現地でのインタビューでは、CP 機関の一機関より、JCC をプロジェクト全体の指導・管理機関と捉えるのではなく、あくまでも情報共 有と活動の調和を図る機関として位置づけ、これまで同様に、各機関が専門家と連携して計画を作成した方が効果的であるとのコメン トを受けている。  現地専門家は各機関の国際協力局を通じて、プロジェクトの実施支援、モニタリングを行っている。また JICA 本部、在外事務所とは直 接長期専門家がコンタクトし、プロジェクト実施の調整を行っている。他方、日本側では研究会の開催、本邦研修の受け入れ調整など にあたり、大学、法務省法務総合研究所、最高裁判所、日本弁護士連合会のバックアップ体制が採られている。
	活動からアウトプットに至 る外部条件は、現時点 でも適応可能か？	MOJ、SPP、SPC、その他の関係機関との間で効率的 なコミュニケーションと調整が確保のためにどのような メカニズムが存在しているのか？そのメカニズムは機 能しているのか？	MOJ、SPC、SPP、 VBF、専門家	質問票調査、 インタビュー	関係者間での効率的なコミュニケーションを図るために、JCC が開催されている。フェーズ 1 以前のプロジェクトでは、JCC が有効に機 能していなかったが、本プロジェクトでは既に 3 回の JCC (2012 年 1 月 13 日、2012 年 5 月 21 日、2013 年 2 月 1 日) を実施しており、 CP 機関間の情報共有に努めている。  活動からアウトプットに至る外部条件として「ベトナムの立法計画に、対象法規範文書が含まれる」があげられている。本外部条件は、 成果(アウトプット)達成のための外部条件として中間レビュー時点でも有効である。不動産登記法は中間レビュー時点では、他の優先 すべき分野もあり現状の立法計画から外れたため、同法に係るプロジェクト活動は行われていないが、このように対象とする法規範文 書が、ベトナムの立法計画から外れた場合、成果達成の阻害要因となる可能性がある。中間レビュー調査では、立法計画を確認でき なかったが、不動産登記法以外で、本プロジェクトで対象としている法規範文書が立法計画から外れたことは報告されていない。
	外部条件の影響はあつ たのか？				
	技術移転の方法に問題 はなかったか？	ワークショップへは積極的な参加が見られるか、また WG 参加者のうち、中央機関の幹部の参加はどの程 度か？日本国内作業部会からのフィードバックの方法 など	専門家	プロジェクト実 績表	全てのセミナー等に中央機関の幹部が出席するわけではないが、MOJ 次官や最高人民裁判所副長官等の高官がセミナー等に参加 する事が有る。ハイフォン市人民検察院が 2013 年 4 月に実施した刑事訴訟法の特別手続に関するセミナーに、起草委員会の責任者 が参加し、県級を含む参加者から現場の実務に係る問題点を直接ヒアリングしている。
	ワークショップなどを通じた技術移転の方法は適切 か？		MOJ、SPC、SPP、 VBF、関係者の認識	質問票調査、 インタビュー	以下の例の通り、ワークショップを通じた技術移転の方法は適切であると判断される。 (1)セミナーやワークショップにおいて、JICA 専門家からコメントや日本の事例の紹介などの情報提供、プレゼンテーションが行われ、 ベトナム側関係者間の議論に深みを与えたとともに新たな気づきを与えている。例えば、パクニン省人民裁判所による刑事裁判手続き マニュアルの作成の過程で、実務上の問題点を盛り込むために、2011 年 8 月ワークショップが開催されているが、JICA 専門家から同ド ラフトへのコメントが行われるとともに、日本の当事者主義の刑事訴訟に関する説明が行われている。 (2)セミナーやワークショップでは、関係者による論文発表も行われている。 (3)セミナーやワークショップの実施後には、ベトナム側担当者により報告書が作成され、司法関係機関の幹部に提出されている。例え ば、ハイフォン市人民検察院では、2012 年 4 月「JICA プロジェクトの 2011 年第 2 段階における簡易手続に係わる視察、セミナーの報 告書」を作成している。同報告書の構成は①活動の名称、②時間、場所、③視察、WS 及びセミナーの参加者、④趣旨目的、⑤議論 事項、⑥議論の具体的な事項、⑦成果、⑧成果の活用、⑨JICA 専門家の貢献度に関する評価 からなり、セミナーの趣旨に従って明 確な論理で議論の具体的な内容とそこからの成果と成果の活用が報告されている。ハイフォン市人民検察院の説明では、報告書を作 成する過程で、事前に SPP と意見交換し、その後、報告書を提出するというプロセスを経ている。このようなプロセスは、以前にも行われ ていたことであるが、JICA プロジェクトへの参加を通じて、質的な向上が図られているというコメントを受けている。 (4)SPC は意見聴取に関するセミナーやワークショップに関し、特定の問題について多くの意見が出される場合、SPC はセミナー参加 者の意見からその問題への関心を確認するとともに、新しい執務参考資料の作成にあたってのヒントを得ることにつながるとしている。
	法案、テキストなどの策定過程で、日本側のコメント、 提供参考資料はどのように利用、反映されているか？		MOJ、SPC、SPP、 VBF、関係者の認識	質問票調査、 インタビュー	CP がセミナーやワークショップを実施した後に纏める報告書においては、JICA 専門家のプレゼンテーションの内容や、JICA 専門家の 意見が多数記載されている。例えば、 (1) JA 作成の刑事事件解決技能マニュアル改訂に反映されたコメントとして①公判廷における尋問技能において、当事者主義的な 要素を考慮した尋問技能をマニュアルで紹介すべきこと、②判決書等に有罪・無罪を判断するための証拠評価を記載すべきであ る旨マニュアルにおいて指摘すべきこと、③マニュアルに検察院の一审判決に対する異議申立て事由を記載する際には、刑事 裁判検察規則を引用すべきであることなどがある。 (2) 担保取引に関する政府議定 163 号の一部を改正した政府議定 11 号に関しては、日本側のコメントを受けて、物的・人的担保に関 して物的担保優先の考え方とともに、債権者平等の原則が採用された。 (3) 民事判決執行法の施行に関する政府議定 58 号の改正 (2013 年 5 月成立予定) にあたり、①判決債務者の財産に関する情報、 又は判決執行条件のある判決執行申立、②判決執行時点において財産の価値が変更した際の判決執行 に関して行われたコメン トが改正に反映される予定である。

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
					(4) (Phase 1 におけるコメントと思われるが)行政訴訟法についても、SPC では①提訴対象は除外規定で対応すること、②内部行為、③臨時緊急対処法について日本側からの参考資料から取り入れられたとコメントしている。
	ベトナム側協力機関のオーナーシップはあるのか？	プロジェクト関係部局の職員、幹部のプロジェクトに対する認識、主体性、参加度についての評価	専門家	資料レビュー インタビュー	本プロジェクトに対するCP機関側幹部のコメントは強く、本邦研修や現地でのセミナーに多数参加している。例えば、MOJの本邦研修(民法、国家賠償法)では次官が参加、最高人民検察院の本邦研修(日越刑事司法実務比較検討)では最高人民検察院副長官が参加、最高人民裁判所の本邦研修(裁判所組織法、民事訴訟における簡易手続き)では副長官が参加、ベトナム弁護士連合会の本邦研修(弁護士過疎対策等、刑事弁護)では副会長が参加している。また、既述のとおり、改正刑訴の特別手続の起草グループの責任者がハイフォン市人民検察院で開催されたセミナーに参加し、県級を含む参加者から現場の実務に係る問題点を直接ヒアリングしている。ワーキングセッション、ワークショップ、セミナー、トレーニングの参加者は過去2年間の合計で延べ8,813人日である。
3-3 アウトプットの達成度	アウトプットの産出状況は適切か？	アウトプット1の産出状況について	MOJ、SPC、SPP、VBF、専門家	質問票調査、インタビュー	達成度グリッドの通り。(表 10:成果 1 に関連する活動の実績・進捗状況のとおり)
		アウトプット2の産出状況について	MOJ、SPC、SPP、VBF、専門家	質問票調査、インタビュー	達成度グリッドの通り。(表 11:成果 2 に関連する活動の実績・進捗状況のとおり)
3-2 因果関係	アウトプット産出のために十分な活動があったのか？ 達成されたアウトプットから見て、投入の質、量、タイミングは適切か？	専門家派遣人数、専門分野、派遣時期は適切か？	活動実績表、報告書、専門家、MOJ、SPC、SPP、VBF	資料レビュー 質問票調査、インタビュー	本プロジェクトでは、チーフ・アドバイザー(総括(検察官)、裁判実務改善(裁判官)、起草支援/弁護士能力強化(弁護士)、業務調整員の4名の長期専門家が派遣されており、CP機関からは高い評価を受けている。 一方、一部のCP機関からは、専門家の専門分野は適切であるが、長期・短期専門家の派遣人員数が少ないこと、派遣期間が短いことが指摘されている。長期専門家の滞在期間に関して、ベトナムでの生活環境、職場環境に慣れるために最低でも6カ月~1年間を要することから、専門家が効果的に活動できるのは2年目からであり、任期2年は短すぎるとのコメントを受けている。ここでも専門家の増員、長期専門家の任期延長を求める要請を受けた。
		供与機材の種類、量、設置時期は適切か？	活動実績表、報告書、専門家、MOJ、SPC、SPP、VBF	資料レビュー 質問票調査 インタビュー	コンピューター(ラップトップならびにデスクトップ)は45台購入されている。内訳はMOJ 20台(うち民事判決執行総局10台、地方の民事判決執行局8台など)、SPC3台、SPP4台、VBF18台(うち地方省弁護士会あるいは弁護士事務所15台)である。 共産党決議第49号では、MOJでの統一した判決執行のための整備について触れているが、同省では、民事判決執行局を総局に格上げし、民事判決執行総局を頂点に、地方に執行局(県や中央直轄市レベルで63カ所)やさらに支所(市・区・県レベルで694カ所)を配置し、民事判決執行を管理する体制が敷かれている。ただ、現状ではオペレーション上の機器が不足しており、プロジェクトでも現地サーベイの実施時に、ベトナム側の要請を受けてコンピューターなどが供与されている。 同様に、VBFによる地方弁護士会の現地調査においてもコンピューターは提供され、VBFと地方弁護士会、そして地方弁護士会間のネットワークづくりに活用されている。 機材の必要性と中央と地方の円滑なコミュニケーションや関係強化の支援のために、予算の枠内で機材が有効に供与されていると考える。
		研修員受け入れ人数、分野、研修内容、研修期間、受け入れ時期は適切か？	研修員受け入れ実績表、受け入れ機関報告書(評価報告書)、専門家、MOJ、SPC、SPP、VBF	資料レビュー 質問票調査 インタビュー	本邦研修はこれまで下記の通り8回実施されており、各回の研修員数は平均12名/回、一回あたりの研修期間は平均約11日である、合計96名の参加者のうち地方からの参加者は44人(45.8%)であった。フェーズ1の中間レビューまでの本邦研修の実績は、合計4回、各回の研修員数は平均約12名/回、一回あたりの研修期間は平均11日、合計46名の参加者のうち地方からの参加者は16人(16人/46人=34.8%)であった。 フェーズ2の研修期間はフェーズ1同様に、比較的参加しやすい期間が設定されているとともに、平均12名のグループは、研修員間でのディスカッションを深めるために適切な規模であるといえる。出身機関別の本邦研修の受け入れ実績を見ると、テーマ別に、地方・中央機関双方から実務経験のある関係者が参加していることがわかる。フェーズ1と比較して、地方からの参加者が増加(特に地方弁護士会の参加による影響が大きい)しているが、フェーズ2では全国レベルで広がりのある活動が展開されているといえる。また、当該テーマに関する知識と理解を深めると共に、研修生が一定期間本邦研修を共にすることにより、現場の抱える問題を直接協議し、深めるといった地方・中央機関の連携強化にも貢献したと考えられる。 本邦研修の実施にあたっては、ベトナムでの現地セミナーやワークショップ、本邦研修、そして本邦研修後の成果共有セミナーが、連続的かつ一貫的に行われ、効率的・効果的に法規範文書、下位規範文書の改正に寄与していると考えられる。
		研修員受け入れ人数、分野、研修内容、研修期間、受け入れ時期は適切か？	研修員受け入れ実績表、受け入れ機関報告書(評価報告書)、専門家、MOJ、SPC、SPP、VBF	資料レビュー 質問票調査 インタビュー	本邦研修はこれまで下記の通り8回実施されており、各回の研修員数は平均12名/回、一回あたりの研修期間は平均約11日である、合計96名の参加者のうち地方からの参加者は44人(45.8%)であった。フェーズ1の中間レビューまでの本邦研修の実績は、合計4回、各回の研修員数は平均約12名/回、一回あたりの研修期間は平均11日、合計46名の参加者のうち地方からの参加者は16人(16人/46人=34.8%)であった。 フェーズ2の研修期間はフェーズ1同様に、比較的参加しやすい期間が設定されているとともに、平均12名のグループは、研修員間でのディスカッションを深めるために適切な規模であるといえる。出身機関別の本邦研修の受け入れ実績を見ると、テーマ別に、地方・中央機関双方から実務経験のある関係者が参加していることがわかる。フェーズ1と比較して、地方からの参加者が増加(特に地方弁護士会の参加による影響が大きい)しているが、フェーズ2では全国レベルで広がりのある活動が展開されているといえる。また、当該テーマに関する知識と理解を深めると共に、研修生が一定期間本邦研修を共にすることにより、現場の抱える問題を直接協議し、深めるといった地方・中央機関の連携強化にも貢献したと考えられる。 本邦研修の実施にあたっては、ベトナムでの現地セミナーやワークショップ、本邦研修、そして本邦研修後の成果共有セミナーが、連続的かつ一貫的に行われ、効率的・効果的に法規範文書、下位規範文書の改正に寄与していると考えられる。
	カウンターパートの人数、配置状況、能力は適切か？	各機関別CP配置実績表、専門家、MOJ、	資料レビュー インタビュー	CPはMOJ(27名)、SPC(8名)、SPP(16名)、VBF(7名)の合計63名が配置されており、人数、配置状況は適切である。また能力についても特段問題は報告されていない。一部異動に伴い、業務の引き継ぎに支障が生じているケースが報告されており、今後、円滑	

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果																																								
	大項目	小項目																																											
			SPC, SPP, VBF		な業務の引き継ぎが課題である。																																								
		プロジェクト予算は適正規模か？	コスト負担実績表、 専門家、MOJ, SPC, SPP, VBF	資料レビュー 質問票調査 インタビュー	CP 機関からは、ベトナムにおける経済状況が大きく変化中、以前に合意した予算額が現状に合致していないとのコメントや研修対象者が全国的に広がっている状況を考えると、プロジェクト予算は十分でないとのコメントを受けている。ただ、現状の範囲でプロジェクト活動を実施する上では、適切な規模と考えられる。																																								
		カウンターパートの能力向上は貢献しているか？	専門家	資料レビュー インタビュー	CP をはじめとした CP 機関の能力向上がプロジェクト目標への大きな貢献要因である。例えば、以下の点を挙げることができる。 ・MOJ は担保取引に関する政府議定 163 号の一部を改正した政府議定 11 号の起草や民事執行法の施行に関する政府議定 58 号の改正などの過程で、セミナーを開催し、現場の実務上の課題を踏まえた草案の作成を行っている。 ・SPC の指導・助言を受けて、バクニン省人民裁判所では実務上の問題に対応すべく、刑事裁判手続きマニュアルや麻薬事件処理ハンドブックが作成されつつある。 ・SPP は AAA であるハイフォン市人民検察院(同検察院内に JICA プロジェクト指導委員会を組成)での活動を踏まえてハイズオン市人民検察院やラオカイ市人民検察院での活動を展開している。 ・VBF はサーベイ(CP である VBF 会長も参加)を通じて、地方の弁護士会の能力向上を支援してきている。また、弁護士法や刑事訴訟法の改正にあたっての立法提言能力など、人的・組織的能力を高めている。																																								
3-4 コスト	類似プロジェクトと比較して、妥当なコストか？	アウトプットは総投入コストに見合ったものか？	過去の類似案件資料、専門家	資料レビュー	事業費全体について他のドナー支援事業との比較は、プロジェクト目標・アウトプットの定量化が難しく、プロジェクト目標・アウトプットと総投入コストを定量的に比較できないため、推定に止めざるを得ない。例えば、EU、スウェーデン、デンマークの支援で実施されている JPP は、2010 年~2015 年まで 5 年半のプロジェクトであり、事業費は合計 18.7 百万ユーロ(22.5 億円)である。同プロジェクトの 3 つのコンポーネントのうち、SPC、SPP、MOJ による司法改革戦略の実施支援(Component I)は 10.1 百万ユーロ(12.2 億円)、VBF への支援(Component II)は 2.8 百万ユーロ(3.4 億円)であり、本プロジェクト(3.9 億円)と比較するとその事業費ははるかに大きい。CP 機関の中には、JICA プロジェクトの事業費は大きくはないものの、支援内容が活動に直接的な利益をもたらしていることから、当該機関に課せられた責務の実現に貢献している旨を報告している機関もある(例えば、SPC による 2013 年 2 月の JCC 時の報告)。他の類似プロジェクトと比較すると投入に見合ったプロジェクト目標やアウトプットが同等、あるいはそれ以上に効率的に達成されていると推定される。																																								
		プロジェクト目標の達成度は、投入コストに見合ったものか？	過去の類似案件資料、専門家	資料レビュー インタビュー																																									
	1 回の研修実施に係るユニットコストは妥当か？	専門家、類似案件の評価報告書	資料レビュー インタビュー	プロジェクトにおけるワークショップ開催費用とサーベイ費用の単価は、以下の通り算出することができる。 現地業務費(ワーキングセッション・ワークショップ・セミナー・トレーニングコース)																																									
					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現地業務費 (US\$)</th> <th>開催日数 (日)</th> <th>開催回数 (回)</th> <th>延べ参加者数 (人日)</th> <th>一日あたりの平均単価 (US\$/日)</th> <th>一会議あたりの平均単価 (US\$/回)</th> <th>人日あたりの平均 (US\$/人日)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(A)</th> <th>(B)</th> <th>(C)</th> <th>(D)</th> <th>(A)/(B)</th> <th>(A)/(C)</th> <th>(A)/(D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>208,785</td> <td>65</td> <td>58</td> <td>3,269</td> <td>3,212</td> <td>3,600</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>239,633</td> <td>64</td> <td>57</td> <td>4,226</td> <td>3,774</td> <td>4,204</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>448,418</td> <td>129</td> <td>115</td> <td>7,977</td> <td>3,490</td> <td>3,899</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table>		現地業務費 (US\$)	開催日数 (日)	開催回数 (回)	延べ参加者数 (人日)	一日あたりの平均単価 (US\$/日)	一会議あたりの平均単価 (US\$/回)	人日あたりの平均 (US\$/人日)		(A)	(B)	(C)	(D)	(A)/(B)	(A)/(C)	(A)/(D)	平成 23 年度	208,785	65	58	3,269	3,212	3,600	64	平成 24 年度	239,633	64	57	4,226	3,774	4,204	57	合計	448,418	129	115	7,977	3,490	3,899	56
	現地業務費 (US\$)	開催日数 (日)	開催回数 (回)	延べ参加者数 (人日)	一日あたりの平均単価 (US\$/日)	一会議あたりの平均単価 (US\$/回)	人日あたりの平均 (US\$/人日)																																						
	(A)	(B)	(C)	(D)	(A)/(B)	(A)/(C)	(A)/(D)																																						
平成 23 年度	208,785	65	58	3,269	3,212	3,600	64																																						
平成 24 年度	239,633	64	57	4,226	3,774	4,204	57																																						
合計	448,418	129	115	7,977	3,490	3,899	56																																						
					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現地業務費 (US\$)</th> <th>サーベイ日数 (日)</th> <th>開催回数 (回)</th> <th>延べ参加者数 (人日)</th> <th>一サーベイあたりの平均単価 (US\$/日)</th> <th>1 サーベイあたりの平均単価 (US\$/回)</th> <th>人日あたりの平均 (US\$/人日)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(A)</th> <th>(B)</th> <th>(C)</th> <th>(D)</th> <th>(A)/(B)</th> <th>(A)/(C)</th> <th>(A)/(D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>35,963</td> <td>36</td> <td>14</td> <td>503</td> <td>999</td> <td>2,569</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>27,365</td> <td>33</td> <td>14</td> <td>333</td> <td>829</td> <td>1,955</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>63,328</td> <td>69</td> <td>28</td> <td>836</td> <td>918</td> <td>2,262</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table>		現地業務費 (US\$)	サーベイ日数 (日)	開催回数 (回)	延べ参加者数 (人日)	一サーベイあたりの平均単価 (US\$/日)	1 サーベイあたりの平均単価 (US\$/回)	人日あたりの平均 (US\$/人日)		(A)	(B)	(C)	(D)	(A)/(B)	(A)/(C)	(A)/(D)	平成 23 年度	35,963	36	14	503	999	2,569	71	平成 24 年度	27,365	33	14	333	829	1,955	82	合計	63,328	69	28	836	918	2,262	76
	現地業務費 (US\$)	サーベイ日数 (日)	開催回数 (回)	延べ参加者数 (人日)	一サーベイあたりの平均単価 (US\$/日)	1 サーベイあたりの平均単価 (US\$/回)	人日あたりの平均 (US\$/人日)																																						
	(A)	(B)	(C)	(D)	(A)/(B)	(A)/(C)	(A)/(D)																																						
平成 23 年度	35,963	36	14	503	999	2,569	71																																						
平成 24 年度	27,365	33	14	333	829	1,955	82																																						
合計	63,328	69	28	836	918	2,262	76																																						
					<p>出所:プロジェクト事務所 注:ワーキング・セッション(10 人程度)・ワークショップ(30 人程度)・セミナー(50 人以上)・トレーニングコース(ベトナム人講師による国家賠償法に関するトレーニングなど)は、参加者の規模やその内容により異なる呼称が用いられている。費用には、日当、宿泊費、文房具、交通費、論文発表、必要に応じて会議室借上費の計上などが含まれる。なお、上記の算出にあたって、ワークショップが半日開催された場合は 0.5 日として算出した。</p> <p>JPP の 2012 年度の Work Plan 上では、Component II (VBF に対する活動)において、類似のワークショップ開催費が予算計上されている。Work Plan 上では具体的な費目が判明しないため、大凡の比較であるが、例えば、Round table discussions of Sub-committee on Law on Lawyers (参加者数 20 名、延べ 2 日)にて 90.5 百万 VND(4,349US\$)を予定。したがって、一日あたりの平均金額は</p>																																								

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
					2,175US\$、参加者一人日あたり108US\$と算出される。また、Roundtable discussions of Sub-committee on Criminal Procedure (参加者数15名、延べ2日間)にて100.3百万VND(4,813US\$)を予定している。したがって、一日あたりの平均金額は2,407US\$、参加者一人日あたり159US\$と算出される。本プロジェクトでは、上表のとおり一日あたりのワークショップの費用は平均3,490US\$、参加者一人日あたりの費用は56US\$であり、一回当たりのワークショップ参加者数が多いこともその要因であるが、一日あたりでは効率の高いセミナーの運営が行われているといえる。
3-5 効率 性の障害 要因	投入のアウトプットへの 効率的な転換の障害と なった要因はあるか？	適切に運用、活用されていない活動があれば、その 原因と対応策は何か？	MOJ、SPC、SPP、 VBF、専門家	質問票調査、 インタビュー	不動産登記法は中間レビュー時点では、他の優先すべき分野もあり現状の立法計画から外れたため、同法に係るプロジェクト活動は 行われていない。
4.インパクト(予測)					
4-1 上位 目標の達 成予測	上位目標の達成の見込 み	投入、アウトプットの実績、活動の状況に照らして、上 位目標は、プロジェクトの効果として発現が見込まれる か(事後評価で効果の検証が可能か？)	MOJ、SPC、SPP、 VBF、専門家	質問票調査 インタビュー	達成度グリッドの通り(本文表19:上位目標の達成状況と見込み)。
	上位目標の達成により 越国の社会経済開発計 画へのインパクトは見込 めるか？		MOJ、SPC、SPP、 VBF、専門家	資料レビュー インタビュー	(1) バクニン省人民裁判所では、SPCの指導のもの、裁判官の見解、公判廷の運営、判決の言い渡しなどの統一を図るべく、刑事裁判 手続マニュアルを作成し、関係者に配布している。同裁判所では、マニュアル活用の効果として、判決書が国民に示されるこ とによって国民が法律を理解することが可能となり、裁判所の判断が国民に受け入れやすくなると考えている。上位目標の達成に より国民の司法制度への信頼を高め、国民の法規範理解の促進につながるインパクトが期待される。 (2) 法曹および法律関係職員が、より円滑かつ統一的な法規範文書の運用及び裁判・執行実務を行うことにより、法の適用の予測可 能性を高められると考えられる。特に、プロジェクトでは、経済活動の基本法として民法改正に向けた支援、そして民事訴訟法の 改正に向けた支援(特に、簡易手続)、担保取引に関する政府議定163号の一部を改正した政府議定11号、民事判決執行法 の施行に関する政府議定58号の改正の支援が行われてきたが、これらの法規範が円滑・統一的に運用されることは、市場経済 化の支援を促進するものと予想される。
	目標の達成の貢献要 因・阻害要因はあるか？	上位目標の達成を阻害する要因は何か？	MOJ、SPC、SPP、 VBF、専門家	質問票調査、 インタビュー	留意点としては、中央の司法関係機関の円滑な連携・調整が行われること、2013年の憲法改正後、裁判所組織法、検察院組織法、民 事判決執行法の改正や施行に向けた整備(特に、人民裁判所の組織変更に伴って必要とされる施設の整備や職員のトレーニング等) が円滑に進むことがあげられる。
	上位目標の達成に貢献する要因は何か？	MOJ、SPC、SPP、 VBF、専門家	質問票調査、 インタビュー	プロジェクト終了後3～5年は、政治局決議49号による司法改革戦略の目標年である2020年に対応し、上位目標達成に向けて、より 強い推進力の働きが予想される。	
4-2 因果 関係	上位目標とプロジェクト 目標は乖離していない か？		MOJ、SPC、SPP、 VBF、専門家	質問票調査、 インタビュー	乖離していない。中央司法関係機関の組織的・人的能力が強化されれば、その助言・監督を受けて、法曹及び法律関係職員がより円 滑かつ統一的な法規範文書の運用及び裁判・執行実務を行えるようになるという直接的な因果関係を認めることができる。
4-3 波及 効果	上位目標以外の正負の インパクトは生じたか？		MOJ、SPC、SPP、 VBF、専門家	質問票調査、 インタビュー	(1)ベトナムへの長年の法整備支援の結果等を踏まえ、2012年1月には憲法改正支援の要請が有り、2012年7月の日本への調査 団の受入(フック副首相が団長であり、最高裁判官、司法大臣等の多数の越政府高官が参団)に繋がる等、当初予定していなか った政策的なインパクトも見受けられる。プロジェクトからは日本側にベトナムに関する基本情報を提供している。 プロジェクトの活動において、具体的に憲法条文の改正に結びつく可能性のある取組として、ハイフォン市人民検察院の活動が 挙げられる。同検察院では、刑事事件における簡易手続に関する現地サーベイやセミナーを開催してきた。簡易手続では単独裁 判官による処理が1つの重要なポイントになっているが、現行の1992年憲法131条では、人民裁判所における合議制を規定して いるため、現行憲法の枠内では単独審の実現は困難である。本件に関して、ハイフォン市人民検察院は、簡易手続に係る現地サ ーベイやそれに基づくセミナーの結果を踏まえ、単独審を可能ならしめるべく、SPPに対して憲法131条の改正提案を行った。憲法 の現行改正草案では、単独審を許容しており、ハイフォン市人民検察院の提言が直接的に草案の内容に影響を与えたのか否かは 定かではないものの、現地での実情を踏まえ、単独審導入に向けて憲法改正を後押ししていると考えられる。 (2)2013年1月には、「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」刑事訴訟法ワーキンググループ15名を招聘し、最高人民検察院、ベ トナム弁護士連合会等からベトナムにおける刑事司法改革の取り組み(訴訟進行機関の役割の明確化、弁護士の役割強化、裁判の 迅速化等)を紹介すると共に、JICAの協力を得て司法学院が作成した刑事事件解決マニュアルやトレーニングブックを紹介する 等、南々協力を通じ、ベトナムにおけるJICAプロジェクトの成果を他国に普及する取り組みが行われた。また「妥当性」にて言及した ベトナム共産党中央委員会政治局決議第49号(2020年までの司法改革戦略)では、司法共助など、司法に関する国際協力の強 化について触れ、同決議のレビューでは、具体的に、同国最高人民裁判所がラオス国最高人民裁判所との間で法律及び司法分 野における協力に関する合意書又は覚書の締結に言及されている。 (3)法整備プロジェクトで翻訳したベトナムの法律をベトナム六法として編纂し(法整備プロジェクトのみならず、JETROや公正取引員 会で翻訳した法律も含められる予定)、印刷・配布すると共に、JETROのホームページ等で掲載する事を予定しており、ベトナムに 進出している日系企業の活動に裨益する事が期待される。 (4) VBFや地方弁護士会の能力強化を通じ、弁護人がより広く活用されることにより、刑事手続において被疑者または被告人の正 当に権利の行使や正当な利益の保護が期待される。VBFが行った刑訴法改正への提言には、必要の弁護の適用範囲を広げるこ とも含まれるとされており、弁護士数の増加と相まって、今後弁護人選任率 <sup>(注9)</sup> の増加が見込まれる。

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
					(注5) VBFによると2007年～2011年5年間に於ける刑事事件の審理における弁護士選任率は21.4%(64,173件/299,574件)、うち顧客の依頼によるもの10.9%(32,752件)、訴訟執行機関の要請(刑訴法57条2項に基づく必要の弁護事件の場合)によるもの10.5%(31,421件)である。 (5)日本人関係者とベトナム人関係者間の文化面における相互理解の一層の深化が期待される。
	ジェンダー、民族、社会階層により異なった影響が生じているか?		MOJ、SPC、SPP、VBF、専門家	質問票調査、インタビュー	(1)人民裁判所の組織変更により県級裁判所が統廃合され、区域第一審裁判所となった場合、山岳地域の住民(特に少数民族)にとっては司法アクセスの悪化となる可能性がある。
5.自立発展性					
5-1 政策・制度面	中央機関による、地方機関に対する実務上の課題を踏まえた指導、助言、及び支援はプロジェクト終了後も継続するか。		MOJ、SPC、SPP、VBF、専門家	質問票調査、インタビュー	5項目評価の妥当性で記載した通り、政治局決議第48号及び第49号は2020年までの方針と戦略をそれぞれ定めているため、本プロジェクトで実施している活動への政策的支援は、今後も持続する見込みである。なお、中央司法機関の助言・監督に関するマニフェストは、今後も変更はないと考えられる。
5-2 組織財政面	協力終了後も効果を上げていくための活動を実施するに足る組織能力・財政面での能力はあるか(人材配置、意思決定プロセスなど)		MOJ、SPC、SPP、VBF、専門家	質問票調査、インタビュー	中央の司法関係機関において、現場のニーズを踏まえた上での、執務参考資料の作成及び法規範文書の起草の業務フローが定着しつつあり、その組織の能力向上は着実に進展していると考えられる。CP機関は、地方でのサーベイやセミナー等の実施経費などを一部負担してきている。今後とも、活動経費がCP機関においても確保されることを注視する必要がある。
5-3 技術面	プロジェクトで用いられる技術移転の手法は受容されつつあるか(技術レベル、社会的・慣習的要因など)		MOJ、SPC、SPP、VBF、専門家	質問票調査、インタビュー	中央の司法関係機関において、現場のニーズを踏まえた上での、執務参考資料の作成及び法規範文書の起草の業務フローが定着しつつある。 ベトナム側では日本法の知見をベトナム国内の現地事情に照らし、取捨選択した上で法規範文書などの改正や実務の運用改善に活かしている。ベトナム側の現地事情への対応にあたり、日本法の知見がベトナム側に新たな気づきを与えたとともに、活動の効果の持続性を高める取り組みにつながっていると考える。



## 付属資料 3 : 日本・ベトナム両側からの投入実績

### I. ベトナム側投入

#### 1. カウンターパート配置

##### (1) プロジェクトダイレクター

Ms. Dang Hoang Oanh, 司法省国際協力局 局長

##### (2) プロジェクトマネジャー

Ms. Dinh Thi Bich Ngoc, 司法省国際協力局国際協力 II 地域課長

Mr. Ngo Cuong, 最高人民裁判所国際協力局長

Mr. Le Tien, 最高人民検察院国際協力局長

Dr. Luu Tien Dzung, ベトナム弁護士連合会国際協力委員長

##### (3) MOJ 担当カウンターパート

###### ① 国際協力局

番号	氏名	役職	出身母体(機関)	備考	本邦研修
1	Đặng Hoàng Oanh	局長	司法省国際協力局		
2	Nguyễn Minh Phương	副局長	司法省国際協力局		
3	Đinh Thị Bích Ngọc	課長	司法省国際協力局国際協力 II 地域課		
4	Trần Hải Yến	専門官	司法省国際協力局国際協力 II 地域課		(2)

###### ② 民事経済法局

番号	氏名	役職	出身母体(機関)	備考	本邦研修
1	Dương Đăng Huệ	局長	司法省民事経済法局		
2	Nguyễn Am Hiếu	副局長	司法省民事経済法局		(2)
3	Nguyễn Hồng Hải	課長・法律専門官	司法省民事経済法局関連法課		(2)

###### ③ 国家担保取引登録局

番号	氏名	役職	出身母体(機関)	備考	本邦研修
1	Vũ Đức Long	局長	司法省国家担保取引登録局		
2	Hồ Quang Huy	副局長	司法省国家担保取引登録局		(2)
3	Hoàng Thúy Hằng	主任専門官	司法省国家担保取引登録局		
4	Nguyễn Thị Hạnh	専門官	司法省国家担保取引登録局		
5	Nguyễn Thu Hằng	専門官	司法省国家担保取引登録局		

###### ④ 民事判決執行総局

番号	氏名	役職	出身母体(機関)	備考	本邦研修
1	Nguyễn Thanh Thủy	副総局長	司法省民事判決執行総局		
2	Nguyễn Thị Phương Hoa	副事務局長	司法省民事判決執行総局		(7)
3	Trần Thị Lệ Duyên	専門官	司法省民事判決執行総局		
4	Lê Quang Anh	専門官	司法省民事判決執行総局		

⑤ 国家賠償局

番号	氏名	役職	出身母体(機関)	備考	本邦研修
1	Nguyễn Thanh Tĩnh	局長	司法省国家賠償局		
2	Trần Việt Hưng	副局長	司法省国家賠償局		(4)
3	Lê Thái Phương	専門官	司法省国家賠償局		(4)
4	Trần Minh Trọng	専門官	司法省国家賠償局		
5	Nguyễn Thu Hằng	専門官	司法省国家賠償局		

⑥ 司法行政局

番号	氏名	役職	出身母体(機関)	備考	本邦研修
	Nguyễn Quốc Cường	副局長	司法省司法行政局		
	Lương Thị Lanh	副局長	司法省司法行政局		

⑦ 国家司法学院

番号	氏名	役職	出身母体(機関)	備考	本邦研修
1	Nguyễn Thái Phúc	院長	司法省国家司法学院		
2	Lê Minh Anh	副院長	司法省国家司法学院		
3	Lê Lam Chi	国際協力副部長	司法省国家司法学院		
4	Nguyễn Thị Trang	専門官	司法省国家司法学院		

(4) 最高人民裁判所 担当カウンターパート

番号	氏名	役職	出身母体(機関)	備考	本邦研修
1	Ngô Cường	局長	最高人民裁判所国際協力局		
2	Bùi Văn Thành	専門官	最高人民裁判所国際協力局		
3	Mai Phương Linh	専門官	最高人民裁判所国際協力局		
4	Trần Văn Tăng	副所長	最高人民裁判所裁判理論研究所		(3)
5	Chu Thành Quang	民事商事労働研究課長	最高人民裁判所裁判理論研究所		
6	Bùi Thị Dung Huyền	刑事行政法課長	最高人民裁判所裁判理論研究所		

バクニン省人民裁判所 担当カウンターパート

番号	氏名	役職	出身母体(機関)	備考	本邦研修
1	Nguyễn Trí Tuệ	長官	バクニン省人民裁判所		
2	Phạm Minh Tuyên	副長官	バクニン省人民裁判所		

(5) 最高人民検察院 担当カウンターパート

番号	氏名	役職	出身母体(機関)	備考	本邦研修
1	Lê Tiến	局長	最高人民検察院国際協力局		
2	Hoàng Thị Thúy Hòa	国際プロジェクト管理課長	最高人民検察院国際協力局		(6)
3	Nguyễn Cẩm Tú	国際プロジェクト管理室専門官	最高人民検察院国際協力局		
4	Phạm Thùy Dương	国際プロジェクト管理室専門官	最高人民検察院国際協力局		
5	Nguyễn Thị Thủy	副所長	最高人民検察院検察理論研究所		

ハイフォン市人民検察院 担当カウンターパート

番号	氏名	役職	出身母体(機関)	備考	本邦研修
1	Nguyễn Văn Quang	長官	ハイフォン市人民検察院		(6)
2	Bùi Đăng Dung	副長官	ハイフォン市人民検察院		(6)
3	Nguyễn Thị Lan	副長官	ハイフォン市人民検察院		
4	Vũ Mạnh Hùng	副長官	ハイフォン市人民検察院		(6)
5	Nguyễn Tuấn Khanh	5 課長	ハイフォン市人民検察院		(6)
6	Cao Lâm Khánh	1A 課長	ハイフォン市人民検察院		
7	Nguyễn Thái Bình	2 課長	ハイフォン市人民検察院		(6)
8	Nguyễn Sơn Hà	事務局長	ハイフォン市人民検察院		
9	Nguyễn Tô Hoa	レーチャン区検察院長官	ハイフォン市人民検察院		(6)
10	Lưu Xuân Sang	人事組織室課長	ハイフォン市人民検察院		
11	Trần Thị Nết	副事務局長	ハイフォン市人民検察院		
12	Nguyễn Văn Duyên	事務局専門官	ハイフォン市人民検察院		
13	Nguyễn Thu Ngân	検察官	ハイフォン市人民検察院		
14	Đặng Phong Hải	検察官	ハイフォン市人民検察院		
15	Nguyễn Thị Lan	会計	ハイフォン市人民検察院		
16	Trần Thị Hồng Vân	事務局専門官	ハイフォン市人民検察院		

(6) VBF 担当カウンターパート

番号	氏名	役職	出身母体(機関)	備考	本邦研修
1	Lê Thúc Anh	会長	ベトナム弁護士連合会		
2	Nguyễn Văn Thảo	副会長	ベトナム弁護士連合会		(1)
3	Đỗ Ngọc Thịnh	副会長	ベトナム弁護士連合会		(8)
4	Lê Quyết Thắng	事務局長	ベトナム弁護士連合会		(1)
5	Lưu Tiến Dũng	国際協力委員会委員長	ベトナム弁護士連合会		
6	Chu Thị Trang Vân	国際協力委員会副委員長	ベトナム弁護士連合会		
7	Trần Thùy Dung	国際協力委員会委員	ベトナム弁護士連合会		(1)

2 資機材・施設・事務室

3 現地業務負担

II. 日本側投入

1. 長期専門家、短期専門家、調査団派遣

番号	専門	氏名	派遣期間	派遣期間 (人月)
長期専門家				
1	チーフアドバイザー／統括	西岡 剛	2010年4月1日～2013年9月30日(予定)	42
2	裁判実務改善	多々良 周作	2011年4月1日～2013年3月31日	24
3	弁護士能力強化／起草支援	水内 麻起子	2011年3月28日～2012年4月24日	11
4	起草支援／弁護士能力強化	木本 真理子	2012年11月3日～2013年11月3日(予定)	12
5	裁判実務改善	古庄 順	2013年4月4日～2014年3月31日(予定)	12
6	業務調整	寺本 二憲	2011年4月28日～2014年4月28日(予定)	36

番号	専門	氏名	派遣期間	派遣期間 (人月)
短期専門家				
1	UNDP 主催「刑事司法プロセスにおける弁護人の役割」	宮家 俊治	2012年3月28日～2012年3月31日	
2	弁護士スキルアップのためのセミナー	磯井 美葉	2012年6月13日～2013年6月16日	
3	民事簡易手続き	村上 敬一	2012年8月23日～2013年8月30日	
4	ベトナム法整備 PJ 支援	辻 保彦	2012年10月1日～2012年12月9日	2
5	民法改正	森脇 昭夫	2013年3月6日～2013年3月12日	
6	同上	松本 恒雄	同上	
7	同上	舟橋 秀明	同上	

## 2. カウンターパート研修本邦受入実績

### (1) VBF「各省弁護士会の組織強化・弁護士の能力向上及び弁護士過疎対策」本邦研修

受入期間：2012年2月05日～2012年2月14日(10日)

研修期間：2012年2月06日～2012年2月13日(08日)

主な研修組織：日本弁護士連合会

定員：15名

番号	氏名	カウンターパート組織 役職(専門分野)
1	Mr. Nguyen Van Thao	ベトナム弁護士連合会(VBF)副会長
2	Mr. Dao Ngoc Chuyen	弁護士職務教育センター
3	Ms. Tran Thuy Dung	VBF 国際協力委員会スタッフ
4	Mr. Le Quyet Thang	VBF 事務局副局長
5	Mr. Hoang Thanh Kinh	トゥインクアン省弁護士会会長
6	Ms. Nguyen Huy Duong	バクニン省弁護士会会長
7	Ms. Nguyen Thi Dung	コントウム省弁護士会会長
8	Mr. Tran Cong Lap	ビンディン省弁護士会会長
9	Mr. Nguyen The Hieu	ヴァンフック省弁護士会会長
10	Mr. Nguyen Viet Chinh	ソクチャン省弁護士会会長
11	Ms. Chu Thi Trang Van	VBF 国際協力委員会副委員長
12	Mr. Nguyen Huy Thanh	VBF 監督・褒賞・倫理委員会委員
13	Mr. Nguyen Van Trung	ホーチミン市弁護士会副会長
14	Ms. Vu Thi Nga	VBF 経済財政委員会副委員長
15	Mr. Le Hong Nguyen	ホーチミン市 VBF 事務局

### (2) 平成 23 年度司法省本邦研修

受入期間：2012年2月26日～2012年3月10日(14日)

研修期間：2012年2月27日～2012年3月09日(12日)

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：15名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職(専門分野)
1	Mr. Dinh Trung Tung	司法省次官
2	Mr. Nguyen Am Hieu	司法省民事経済法局副局長
3	Mr. Do Huy Trung	国会事務局法律局副局長
4	Ms. Vu Thi Minh Hong	ベトナム祖国戦線中央委員会法律・民主主義局副局長
5	Mr. Nguyen Hong Hai	司法省民事経済法局民事関連法課課長・法律専門官
6	Mr. Ho Quang Huy	司法省国家担保取引登録局課長
7	Mr. Tran Dang Dinh	司法省監査局行政監査課課長・監査官
8	Mr. Phung Trung Tap	ハノイ法科大学民法学部民法学科長、教授
9	Ms. Nguyen Thi Bich Ngoc	司法省民事経済法局経済関連法課副課長・法律専門官
10	Ms. Tran Hai Yen	司法省国際協力局アジア・アフリカ・オセアニア国際協力課副課長
11	Ms. Nguyen Xuan Anh	司法省法律理論研究所情報図書センター副センター長
12	Ms. Hoang Thi Thuy Hang	司法省民事経済法局上席法律専門官
13	Mr. Hoang Xuan Hoan	司法省大臣事務局法律専門官
14	Mr. Do Gia Thang	政府事務局法律局法律専門官
15	Ms. Khuat Thi Thu	最高人民裁判所裁判理論研究所民事経済法研究部門専門家

(3) 平成 23 年度最高人民裁判所本邦研修

受入期間：2012 年 3 月 11 日～2012 年 3 月 22 日(12 日)

研修期間：2012 年 3 月 12 日～2012 年 3 月 21 日(10 日)

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：10 名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職(専門分野)
1	Mr. Tong Anh Hao	最高人民裁判所副長官
2	Mr. Le Van Minh	最高人民裁判所統計局局長
3	Mr. Duong Cong Lap	ソクチャン省裁判所長官
4	Mr. Nguyen Van Phuoc	カインホア省裁判所長官
5	Mr. Nguyen Thanh Thuoc	最高人民裁判所軍事高等裁判所副長官
6	Mr. Tran Van Tang	最高人民裁判所理論研究所副所長
7	Mr. Hoang Thanh Tung	バーリア・ヴンタウ省裁判所副長官
8	Mr. Nguyen Huu Minh	バクニン省裁判所副長官
9	Mr. Nguyen Tuong Linh	最高人民裁判所人事局専門官
10	Ms. Nguyen Thi Thu Hai	最高人民裁判所国際協力局専門官

(4) 「国家賠償法の理論と実践」本邦研修

受入期間：2012 年 9 月 4 日～2012 年 9 月 13 日(10 日)

研修期間：2012 年 9 月 5 日～2012 年 9 月 12 日(08 日)

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：8 名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職(専門分野)
1	Mr. Pham Quy Ty	司法省次官
2	Mr. Tran Viet Hung	司法省国家賠償局副局長
3	Mr. Vu Ngoc Anh	司法省国家賠償局事務局長
4	Mr. Le Thai Phuong	司法省国家賠償局賠償解決業務室課長
5	Mr. Tran Huy Lieu	司法省法律補助局局長代理
6	Ms. Bui Thi Lan	タイビン省司法局局长
7	Mr. Nguyen Khac Nhu	司法省人事組織部主任専門官
8	Mr. Bui Van Minh	内務省組織・編成専門官

(5) 最高人民裁判所本邦研修

受入期間：2012年9月30日～2012年10月13日(14日)

研修期間：2012年10月1日～2012年10月12日(12日)

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：10名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職(専門分野)
1	Mr. Nguyen Son	最高人民裁判所副長官
2	Ms. Dao Thi Nga	最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副長官
3	Ms. Tran Thi Song Nguyet	最高人民裁判所ダナン控訴審裁判所副長官
4	Ms. Dinh Thi Huyen Khanh	最高人民裁判所ホーチミン市控訴審裁判所副長官
5	Mr. Ho Van Mai	ビンズオン省裁判所長官
6	Ms. Nguyen Thi Mai	ハイフォン市裁判所長官
7	Mr. Nguyen Van Cuong	最高人民裁判所裁判理論研究所副所長
8	Ms. Bui Thi Dung Huyen	最高人民裁判所裁判理論研究所民事商業法研究課長
9	Mr. Le The Phuc	最高人民裁判所裁判理論研究所民事商業法研究室副長
10	Ms. Khuc Thi Ngoc Ha	最高人民裁判所国際協力局専門官

(6) 最高人民検察院本邦研修

受入期間：2012年12月09日～2012年12月19日(11日)

研修期間：2012年12月10日～2012年12月18日(9日)

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：15名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職(専門分野)
1	Mr. Tran Phuoc Toi	最高人民検察院副長官
2	Mr. Luong Van Thanh	最高人民検察院財政—計画部部长
3	Ms. Nguyen Thi Nghia	ハイフォン市人民委員会副書記(ハイフォン市共産党副書記兼任)
4	Mr. Nguyen Van Quang	ハイフォン市人民検察院長官
5	Mr. Nguyen Dinh Vien	最高人民検察院ホーチミン市控訴審担当部副部長
6	Mr. Nguyen Thanh Van	最高人民検察院ハノイ市控訴審担当部検察官
7	Mr. Nguyen Xuan Khanh	フーイエン省人民検察院副長官
8	Mr. Mai Thanh Mao	バックリェウ省人民検察院副長官

9	Ms. Do Thi The	タイビン省人民検察院副長官
10	Mr. Bui Dang Dung	ハイフォン市人民検察院副長官
11	Ms. Hoang Thi Thuy Hoa	最高人民検察院国際協力部課長
12	Mr. Nguyen Thai Binh	ハイフォン市人民検察院安全、麻薬第1審担当室課長
13	Mr. Vu Manh Hung	ハイフォン市人民検察院副長官
14	Ms. Nguyen To Hoa	ハイフォン市レーチャン区人民検察院長官
15	Mr. Nguyen Tuan Khanh	ハイフォン市レーチャン区人民検察院行政—経済—労働事件業務及び法律規定に基づくその他業務検察室課長

(7) 民事判決執行本邦研修

受入期間：2013年1月8日～2013年1月16日(9日)

研修期間：2013年1月9日～2013年1月15日(7日)

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：8名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職(専門分野)
1	Mr. Nguyen Van Son	司法省民事判決執行総局副総局長
2	Mr. Duong Quang Tuong	トゥアティエンフエ省司法局局长
3	Ms. Tran Thi Phuong Hoa	司法省民事判決執行総局事務局副局長
4	Mr. Le Anh Tuan	司法省民事判決執行総局業務部1副部長
5	Mr. Nguyen Van Gau	ロンアン省民事判決執行局局长
6	Ms. Pham Thi Duong	ナムディン省民事判決執行局局长
7	Mr. Trinh Minh Hien	司法省民事経済法局専門家
8	Mr. Vu The Phuoc	内務省組織編成部専門家

(8) 「刑事司法における弁護人権利の確立」本邦研修

受入期間：2013年2月18日～2013年2月28日(11日)

研修期間：2013年2月19日～2013年2月27日(09日)

主な研修組織：日本弁護士連合会

定員：15名

番号	氏名	カウンターパート組織 役職(専門分野)
1	Mr. Do Ngoc Thinh	VBF 常務委員会委員、VBF 副会長兼秘書局長
2	Mr. Nguyen Am	全国弁護士評議会委員、バクザン省弁護士会会長
3	Mr. Ha Duc Lenh	全国弁護士評議会委員、バクカン省弁護士会会長
4	Mr. To Thanh Hong	全国弁護士評議会委員、ホアビン省弁護士会会長
5	Mr. To Nang Nhu	全国弁護士評議会委員、クアンニン省弁護士会会長
6	Mr. Tran Canh Nhut	全国弁護士評議会委員、ダナン市弁護士会会長
7	Mr. Do Trong Hien	全国弁護士評議会委員、ラムドン省弁護士会会長
8	Mr. Luong Minh Khang	全国弁護士評議会委員、ダクハン省弁護士会会長
9	Mr. Nguyen Xuan Thang	全国弁護士評議会委員、ハウザン省弁護士会会長
10	Mr. Dang Hong Duc	全国弁護士評議会委員、ドンタップ省弁護士会会長
11	Mr. Tran Duc Nhan	全国弁護士評議会委員、クアンガイ省弁護士会会長

12	Mr. Cao Van Thiem	全国弁護士評議会委員、クアンビン省弁護士会会長
13	Ms. Thi Thuy Duong	国際協力委員会委員、ハノイ弁護士会会員
14	Ms. Nguyen Thi Kim Lan	VBF 副事務局長、ハノイ弁護士会会員
15	Ms. Cao Thi Nga	VBF 研修、養成、法律策定、普及委員会書記

### 3. 機材貸与

単位：US\$

期日	貸与機関	貸与機器	価格
2011年6月13日	Hai Phong 市人民検察院	コピー機(1), ラップトップ(2), プロジェクター(1), デジカメ(1), ビデオ(1)	3,371
2011年6月20日	Dien Bien 省弁護士会, Lai Chau 省弁護士事務所 Son La 弁護士会 Lao Cai 弁護士会	デスクトップ(4)	2,685
2011年8月15日	Dac Nong 省弁護士会 Dac Lac 省弁護士会 Gia Lai 弁護士会 Kon Tum 弁護士会	デスクトップ(4)	2,636
2011年9月13日	司法省民事判決執行総局	ラップトップ(2)	1,263
2012年3月7日	Quagn Binh 省弁護士会 Ninh Binh 省弁護士会	デスクトップ(2)	1,471
2012年3月9日	司法省民事判決執行総局	デスクトップ(8)	5,937
2012年3月9日	司法省国家賠償局	コピー機(2), スキャナー(5), プロジェクター(1)	5,550
2012年3月9日	民事判決執行局(Ca Mau, Bac Lieu, An Giang)	デスクトップ(6)	4,487
2012年3月9日	司法省国際協力局	デスクトップ(2)	1,471
2012年6月25日	Quagn Tri 省弁護士会 TT. Hue 市弁護士会 Ha Tinh 省弁護士会	デスクトップ(3)	2,282
2012年9月18日	Hai Phong 市人民検察院	ラップトップ(2), プリンター(1)	1,979
2012年10月22日	HaiPhong 民事判決執行局	ラップトップ(2)	1,819
2013年1月7日	司法省国際協力局	ホワイトボード(1)	92
2013年1月24日	Quang Ninh 省弁護士会	ラップトップ(1)	762
2013年3月5日	Cao Bang 省弁護士会 Lang Son 弁護士会 VBF 本部	ラップトップ(4)	2,951
2013年3月14日	最高人民裁判所 Bac Ninh 省人民裁判所	プリンター(2), ファックス(1), ハードディスク(2), 電話(2), デスクトップ(3)	3,123
2013年3月27日	司法省国際協力局	プリンター(1), ファックス(1)	426
合計			42,305

4. 現地業務費

単位：US\$

在外事業強化費	合計	内訳	
		2011年度	2012年度
ワーキングセッション・ワークショップ・セミナー・トレーニングコースの開催費用	448,418	208,785	239,633
サーベイ活動の費用	63,328	35,963	27,365
マニュアル等印刷	62,113	37,558	24,555
プロジェクト事務所経費	511,335	219,390	291,945
合計	1,085,194	501,696	583,498

5. 研究会活動

番号	氏名	所属	2011年度	2012年度
部会名：ベトナム民法改正共同研究会			10名	10名
1	森 崑 昭夫	特定非営利活動法人日本気候政策センター 理事長	○	○
2	新美 育文	明治大学法学部教授	○	○
3	内田 勝一	早稲田大学常務理事・副総長/国際教養学術 院教授	○	○
4	野村 豊弘	学習院大学法学部教授	○	
5	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授	○	○
6	角 紀代恵	立教大学法学部教授	○	○
7	松尾 弘	慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学 院)教授	○	○
8	舟橋 秀明	金沢大学大学院法務研究科准教授	○	○
9	森永 太郎	法務省法務総合研究所国際協力部教官	○	
10	松原 禎夫	法務省法務総合研究所国際協力部教官	○	
11	中村 憲一	法務省法務総合研究所国際協力部教官		○
12	辻 保彦	法務省法務総合研究所国際協力部教官		○
13	松本 剛	法務省法務総合研究所国際協力部教官		○
部会名：ベトナム裁判実務改善研究会			4名	3名
1	村上 敬一	同志社大学法科大学院客員教授、 日本弁護士連合会弁護士	○	○
2	川嶋 四郎	同志社大学法学部・大学院法学研究科教授	○	
3	松原 禎夫	法務省法務総合研究所国際協力部教官	○	
4	松川 充康	法務省法務総合研究所国際協力部教官	○	
5	中村 憲一	法務省法務総合研究所国際協力部教官		○
6	三浦 康子	法務省法務総合研究所国際協力部教官		○

部会名：民法共同研究会	
第23回	2011年5月12日
第24回	2011年8月22日
第25回	2011年11月7日
第26回	2012年1月6日
第27回	2012年2月9日

第28回	2012年6月12日
第29回	2012年11月22日
第30回	2013年1月22日
ベトナム裁判実務改善研究会	
第24回	2011年6月28日
第25回	2011年11月28日
第26回	2011年12月28日
第27回	2012年2月14日
第28回	2012年7月13日
第29回	2012年9月4日
第30回	2012年9月25日

6. ワーキングセッション、セミナー・ワークショップ、サーベイ・トレーニングコース実績  
(別添資料参照)

7. JCC

回	期日	参加者	論文発表
1	2012年1月13日	49	4
2	2012年5月21日	55	4
3	2013年2月21日	55	4

## 付属資料4：報告書のリスト（一部）

活動の実施後、中央司法関係機関の幹部に提出されている報告書のリスト（一部）を以下の通り示す。

2011 年度

報告書作成組織	報告書のタイトル	作成年月日
MOJ		
民事経済法制部	法人、代理人、時効に関する民法規定のワーキングセッション	2011 年 9 月
民事・経済法制部	2011 年 8 月 31 日付け民法の担保取引に関するワーキングセッションの報告書	2011 年 9 月 日
国家担保取引登録局	担保取引及び担保取引登録に関する法律訓練の報告 (2011 年 12 月 22 日付けブオン・メ・トゥオットにて開催)	2011 年 12 月 日
国家担保取引登録局	セミナーの報告:担保財産処分の実績まとめと担保財産処分についての連省通達での指導必要な内容の提案(2011 年 12 月 14 日付ホーチミン開催)	2011 年 12 月 25 日
国家担保取引登録局	セミナーの報告:担保財産の法律上の状態についての情報提供のガイドライン連省通達草案の提案(ハノイにて 2012 年 03 月 16 日付け開催)	2012 年 04 月 17 日
国家担保取引局	担保取引に関する 163/2006 政令号で多少の規定への修正、補充を目的としたセミナーについての報告書(2011 年 6 月 08 日付ハノイで開催)	2011 年 6 月 14 日
国家担保取引担保取引	担保取引に関する 163/2006 号政令に修正をするセミナーの報告書(2011 年 10 月 26 日付ホーチミンで開催)	2011 年 11 月 2 日
CJED	REPORT Result of the survey on civil judgment execution works in some local provinces	20 July 2011
CIVIL JUDGMENT EXECUTION DEPARTMENT SURVEY DELEGATION	REPORT Survey results on civil judgment execution in several localities	18th November 2010
CJED	REPORT Result of the survey on civil judgment execution in some provinces	22 February 2012
国家賠償局	「行政管理活動及び判決の執行における賠償任務に関する国家管理実を指導する通達」座談会結果報告書	2012 年 12 月 12 日
国家賠償局	報告書「生活に国家賠償法を適用する方法」の座談会結果について	2011 年 10 月
国家賠償局	「訴訟活動における賠償に関する国家管理任務実施の協力を指導する通達」座談会結果報告書	2012 年 1 月 16 日
国家賠償局	報告書:「生活に国家賠償法を適用する方法」の座談会結果について	2012 年 1 月 16 日

報告書作成組織	報告書のタイトル	作成年月日
司法行政局	ラオ・カイでの戸籍司法幹部向け訓練の結果	2011年03月20日
司法行政局	ダ・ナン市での戸籍司法幹部向け訓練の結果	2011年04月15日
司法行政局	報告書:戸籍法律に関するセミナーの結果	2010年12月25日
SPC		
The supreme people's court	REPORT ON THE RESULTS OF THE STUDY TOUR IN JAPAN	20th April 2012
SPC	REPORT ON RESULTS OF THE SEMINAR ON THE DRAFT OF RESOLUTION ON THE IMPLEMENTATION OF THE LAW ON ADMINISTRATIVE LITIGATION OF THE JUSTICE COUNCIL OF THE SUPREME PEOPLE'S COURT	Tam Dao, Vinh Phuc Province on 26-27 May 2011;
	REPORT ON RESULTS OF THE SEMINARS ON THE IMPLEMENTATION OF THE LAW ON THE ORGANIZATION OF PEOPLE'S COURT	Da Nang On 19 - 20 December 2011; Ho Chi Minh city On 22 - 23 December 2011
	REPORT ON THE SEMINAR ON THE CRIMINAL MANUAL OF PEOPLE'S COURT OF BAC NINH PROVINCE	Ha Long, Quang Ninh province On 04 - 05 August 2011;
SPP		
ハイフォン市人民検察院	2011年のJICAプロジェクト枠組みにおける刑事事件調査段階における公訴権実施、司法活動の検察についてのセミナー・訓練結果について	2012年4月5日
ハイフォン市人民検察院	2011年のJICAプロジェクトの枠組みにある刑事事件の裁判段階における公訴権実施、司法活動検察に関するセミナー・訓練結果について	2012年4月5日
ハイフォン市人民検察院	2011年のJICAプロジェクト枠組みにおける刑事事件の追訴段階の公訴権実施、司法活動検察についてのセミナー、訓練の結果について	2012年4月5日
ハイフォン市人民検察院	JICAプロジェクトの2011年第2段階における簡易手続に係わる視察、セミナーの報告書	2012年4月4日
VBF		
VBF	Report on findings from the assessment of selected bar associations jointly conducted by VBF and JICA	October 10, 2011
VBF	REPORT ON THE SURVEYS IN SOME LOCAL BAR ASSOCIATION ORGANIZED BY VBF AND JICA	10th January 2012
VIETNAM BAR ASSOCIATION	MINUTES OF SEMINAR Theory and practice in making the Law on Lawyer - Experience of Japan and Vietnam	02 days (24th - 25th February 2012)
VBF	REPORT ON THE RESULT OF THE STUDY TOUR TO JAPAN	9 March 2012

## 2012年度（MOJ 関連）

報告書作成部署	報告書タイトル	実施場所	作成年月
民事経済法制局	民法現地セミナーに係る報告書	HCM と Hanoi	2013年3月
民事判決執行総局	民事判決執行法に関する2012年度の活動結果報告書		2013年4月
民事経済法制局	民法改正に関する2012年度の活動結果報告書		2013年4月
民事経済法制局	民法改正(物権編)に関するセミナー結果報告	Nha Trang	2012年12月
民事経済法制局	民法改正(債権編)に関するセミナー結果報告	Hanoi	2012年12月
民事経済法制局	民法改正(物権)に関するセミナー結果の報告書	Hanoi	2012年11月
民事経済法制局	民法改正(債権編)に関するセミナー結果報告書	Hanoi	2012年9月
民事経済法制局	民法改正(総則)に関するセミナー結果報告書	Hanoi	2012年10月
民事経済法制局	民法改正(先取特権)に関するセミナー結果報告書	Hanoi	2012年11月
国家担保取引登録局	担保取引登録に関する合同通達作成に関するセミナー結果報告	Hanoi	2013年2月
国家担保取引登録局	担保取引登録に関する合同通達作成に関するセミナー結果報告	HCM	2012年9月
国家担保取引登録局	担保取引登録制度に関する2012年度の活動結果報告書		2013年4月
国家担保取引登録局	担保取引登録に関する合同通達に関するセミナー結果報告書	Nha Trang	2012年12月
国家担保取引登録局	担保取引登録に関する合同通達作成に関するセミナー結果報告書	HCM	2012年8月
国家担保取引登録局	担保取引登録に関するトレーニングコース結果報告	Dien Bien	2012年11月
民事判決執行総局	民事判決執行法施行後3年の評価結果に関するセミナー報告書	HCM	2012年8月
民事判決執行総局	民事判決執行法58号議定改正のためのセミナー結果報告書	Hanoi	2013年3月
民事判決執行総局	民事判決執行法58号議定改正のためのセミナー結果報告書	Da Lat	2013年3月
民事判決執行総局	民事判決執行法施行後3年の評価結果に関するセミナー	Hai Phong	2012年10月
国家賠償局	国家賠償法に関する2012年度の活動結果報告書		2013年4月
国家賠償局	国家賠償法施行後3年の評価結果に関するセミナー報告書	Hanoi	2012年8月
国家賠償局	国家賠償法施行後3年の評価結果に関するセミナー報告書	Phu Yen	2012年8月
司法行政局	戸籍法ドラフトに対する意見聴取のためのサーベイ結果報告書	Hue	2013年2月
司法刑事局	刑法セミナーに関する結果報告書	Hanoi	2012年12月



**MINUTES OF MEETINGS  
BETWEEN  
THE JAPANESE MID-TERM REVIEW TEAM  
AND  
THE AUTHORITIES/ORGANIZATION CONCERNED OF  
THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM  
FOR  
THE LEGAL AND JUDICIAL SYSTEM REFORM PROJECT PHASE II**

The Japanese Mid-term Review Team (hereinafter referred to as “the Team”) organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), headed by Mr. Yoichi Shio, Director of Law and Justice Division, Industrial Development and Public Policy Department of JICA, visited the Socialist Republic of Vietnam (hereinafter referred to as “Vietnam”) from 15 April to 26 April 2013, for the purpose of the Mid-term Review for the Legal and Judicial System Reform Project Phase II (hereinafter referred to as “the Project”).

During its stay in Vietnam, the Team had a series of discussions with the Vietnamese authorities/organization concerned (Ministry of Justice, Supreme People’s Court, Supreme People’s Procuracy and Vietnam Bar Federation; hereinafter collectively referred to as “the Implementing Organizations”) and other relevant organizations, reviewed the progress of the Project as well as the plans for the remaining period of the Project.

As a result of the discussions, the both sides came to reach a common understanding concerning the matters referred to in the document attached hereto.

Hanoi, 26 April 2013



Mr. Yoichi Shio  
Director  
Law and Justice Division,  
Industrial Development and  
Public Policy Department, JICA



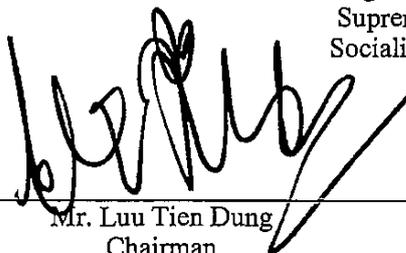
Ms. Dang Hoang Oanh  
Director  
Department of International Cooperation  
Ministry of Justice  
Socialist Republic of Vietnam



Mr. Ngo Cuong  
Director  
Department of International Cooperation  
Supreme People’s Court  
Socialist Republic of Vietnam



Mr. Le Tien  
Director  
Department of International Cooperation and  
Mutual Legal Assistance in Criminal Matters  
Supreme People’s Procuracy  
Socialist Republic of Vietnam



Mr. Luu Tien Dung  
Chairman  
Committee on International Cooperation  
Vietnam Bar Federation  
Socialist Republic of Vietnam

## ATTACHED DOCUMENT

### I. Objectives of the Mid-term Review

The objectives of the Mid-term Review are set forth below:

1. To review the progress of the Project activities and the prospects for achieving the Project Purpose based on the Record of Discussions and the Project Design Matrix (hereinafter referred to as "PDM");
2. To review the Project in terms of the five evaluation criteria of Relevance, Effectiveness, Efficiency, Impact and Sustainability;
3. To discuss plans of the Project activities for the remaining Project term; and
4. To discuss necessary revisions for PDM, if necessary.

### II. Progress of the Project Activities

Through a series of discussions with Ministry of Justice (hereinafter referred to as "MOJ"), Supreme People's Court (hereinafter referred to as "SPC"), Supreme People's Procuracy (hereinafter referred to as "SPP") and Vietnam Bar Federation (hereinafter referred to as "VBF") as well as on-site visits to Bac Ninh Provincial People's Court and Hai Phong City People's Procuracy, both Vietnamese side and the Team reviewed various Project activities based on the objectively verifiable indicators in the PDM and confirmed that the Project has made a steady progress as per PDM and that Output 1 and Output 2 are expected to be achieved by the end of the Project.

#### 1. Progress

##### (1) Output 1:

The Central Judicial Authorities/Organization have been improving their capacities for monitoring, guiding, and supervising nationwide local practices through various activities in the Project. The major achievements and challenges concerning the progress of the activities in relation to the Output 1 are highlighted as follows:

MOJ

- In the process of drafting Decree No. 11/2012/ND-CP in February 2012 (hereinafter referred to as "Decree No.11") which amended some provisions of Decree No. 163/2006/ND-CP of December 2006 (hereinafter referred to as "Decree No.163") on secured transactions, MOJ held seminars in the Northern, Central and Southern regions of Vietnam in order to gather opinions and comments on the draft decree. In these seminars not only public organizations but also private companies made comments on the draft based on the practical experiences, and these comments were reflected into Decree No.11. Moreover, upon the requests

from business entities in the financial sector, MOJ started to draft the Joint Circular on Handling Collateral Assets. In the process of the drafting, MOJ has been positively seeking opinions from private companies/organizations.

- MOJ has produced criteria for the application of the State Compensation Law (hereinafter referred to as “SCL”) and is working on the Handbook for Settlement of State Compensation Cases, including Q&A, in order to address such practical issues as raised through seminars that were held nationwide. Three joint circulars, which are relevant to the SCL, have been issued by the time of this Mid-term Review. In the process of drafting the joint circulars to operate SCL effectively, MOJ held seminars in order to study practical problems.
- In the process of amendment of Decree No. 58/2009/ND-CP of July 2009 (hereinafter referred to as “Decree No.58”) which is a detailed regulation and guideline of the Law on Enforcement of Civil Judgments (hereinafter referred to as “LECJ”), MOJ carefully reviewed operational challenges raised in the seminars, which were held in the Northern, Central and Southern regions of Vietnam, and took some measures to deal with those challenges. Decree No.58 is scheduled to be approved in May 2013. In terms of the operation of LECJ, MOJ conducted nationwide surveys and made a wrap-up report in 2011 that presented practical issues observed in these surveys. Through these activities, matters to be amended in LECJ became clear and the result of the Project activities would be utilized in the planned amendment of LECJ.
- Trainings to civil judgment executors, personal status registration officers and registrars for secured transactions were conducted properly in consideration of the practical needs.

#### SPC

- Through the process of drafting the Manual for Criminal Trial Procedures, both SPC and Bac Ninh Provincial People’s Court which was designated as the Advanced Activity Area by SPC became aware of various operational challenges in relation to the Penal Code and the Criminal Procedure Code.
- 1,100 copies of the Manual for Criminal Trial Procedures were produced and 850 copies of them were distributed to judges all over Vietnam upon request from them. In addition to judges, the Manual has been used by lawyers, court clerks, students and so on for their reference.
- In making a Handbook for Drug Cases, in consultation with SPC, Bac Ninh Provincial People’s Court held a seminar in Hai Phong City (Advanced Activity

Area) and many related authorities/organizations including Hai Phong City People's Procuracy participated in the seminar. As a result, the challenges in local practice were found from various viewpoints of stakeholders and the findings were utilized in the making process of the Handbook (to be completed in 2013). Practical challenges identified by District-level judges have been also reflected into the draft Handbook.

- SPC plans to hold seminars in the Northern, Central and Southern regions to improve the quality of the judgment writing, and based on the result of the seminars, revise the Manual for Writing Judgments, which was completed in the previous phase of the Project and distributed to the courts nationwide.
- Under the supervision of SPC, Bac Ninh Provincial People's Court held training courses on criminal proceeding practice for jurors and court clerks under its jurisdiction with participation of the judges and thus improved the capacity of the personnel who sustain the court proceedings comprehensively.

#### SPP

- Hai Phong City People's Procuracy conducted field surveys, workshops and seminars on the summary proceedings in criminal cases. The activities were targeted not only for Province-level procurators, but also District-level procurators, and other stakeholders such as judges, investigators and lawyers. Through the surveys, workshops and seminars legal and practical problems on the summary proceedings were clarified. Based on the findings in these activities, Hai Phong City People's Procuracy drafted a proposal on the amendment of the Criminal Procedure Code concerning the summary proceedings. SPP highly evaluated the proposal and appointed Chairman of the Hai Phong City People's Procuracy as a member of the drafting committee of the Criminal Procedure Code, aiming at reflecting further the problems on practice in local level into the amendment. Furthermore, one of the major members of the SPP's drafting group of the Criminal Procedure Code participated in a seminar held at Hai Phong City People's Procuracy in April 2013 concerning the special procedures of the Code. The seminar provided him with such opportunities to hear practical issues by directly interacting with seminar participants (Province- and District-level procurators and investigators, etc. in Hai Phong City).
- Under the supervision of SPP, Hai Phong City People's Procuracy, jointly with the city's Legal Reform Guiding Committee, People's Court, Bar Association and Departments of Public Security, held a joint seminar to discuss practical issues on

criminal procedure, and participants exchanged their opinions actively in the seminar.

- Based on the lessons learnt from the activities in Bac Ninh Provincial People's Procuracy, which was the Pilot Area in the previous phase of the Project, and Hai Phong City People's Procuracy, SPP held seminars in Lao Cai Provincial People's Procuracy and Hai Duong Provincial People's Procuracy.

#### VBF

- VBF has been improving its capacity to instruct and advise local bar associations, through needs assessments, assistance for establishing bar associations and free legal consultation programs in remote areas.
- Upon request from SPP to draft provisions of the chapter of Defense Counsel in the Criminal Procedure Code, VBF made the comments and the draft provisions of the chapter. It was the first time in the VBF history to be actively involved in drafting works of legal bills. It is also expected that knowledge acquired in the study tour in Japan in February 2013 on Criminal Defense will be utilized in future recommendations on Criminal Procedure Code amendment.
- VBF carried out a series of activities with the Project and results of the activities were reflected into the amendment of the Law on Lawyers in October 2012. In the amended Law on Lawyers, the status of VBF was strengthened, enabling VBF to establish an institute to train lawyers, and designating VBF as the conductor of evaluation of the lawyer's practical training. Furthermore, VBF also participated in the study tours in Japan, which provided them with good opportunities to learn Japanese practices in managing and operating bar associations.

#### (2) Output 2:

Preparation of draft provisions of LNDs, including substantial laws, procedural laws and organizational laws, which will serve as the foundation for the judicial system, are in progress in an adequate manner. The major achievements and challenges concerning the progress of the activities in relation to the Output 2 are highlighted as follows:

- Seminars were held actively to gather opinions and comments on proposed amendment of the Civil Code and stakeholders, including practitioners such as lawyers, were invited to the seminar. Besides, MOJ has accumulated knowledge and experiences necessary for amending the Civil Code by utilizing the study tour

in Japan and local seminars inviting Japanese professors. On the other hand, the Regulatory Impact Assessment survey for making draft amendment of the Civil Code lags behind the original schedule.

- As for the Law on Immovable Property Registration, there has been no activity in the Project so far in relation to the legislation plan in Vietnam and the priority of other Project activities.
- Decree No. 11 which amended some provisions of Decree No. 163 was enacted in February 2012, reflecting opinions from governmental and private stakeholders in seminars held nationwide.
- In terms of summary proceedings in Vietnam, SPC studied and examined the proceedings in a study tour in Japan and a local seminar inviting a Japanese short-term expert. SPC plans to adopt summary proceedings in Civil Cases reflecting practical challenges raised by judges in lower courts in addition to the above-mentioned discussions.
- As for the Law on the Organization of the People's Court, opinions from local judges were collected and challenges of the current Law were clarified, as a result of seminars held in the Northern, Central and Southern regions.
- In the process of amending the Criminal Procedure Code, a proposal on the summary proceedings was made by Hai Phong City People's Procuracy considering practical issues. The proposal which was submitted to SPP will be utilized in the amending work. Besides, with regard to the rights of Defense Counsel, through VBF's cooperation to SPP for drafting provisions of the chapter of Defense Counsel in the Criminal Procedure Code, it is expected that operational challenges which lawyers are facing would be reflected into the amendment of the Criminal Procedure Code.
- As for the Criminal Procedure Code and the Law on the Organization of the People's Procuracy Office, seminars were held to collect opinions from procurators, judges and investigators. It is expected that practical concerns would be dealt with by these laws.
- With regard to the Administrative Litigation Law, Resolution No. 1 and Resolution No. 2 of the Judges' Council of the Supreme People's Court were enacted as subordinate LNDs in July 2011. In the process of making those resolutions, SPC implemented seminars to collect opinions from local judges and reflected them into those resolutions. It was the first attempt for SPC to collect local opinion in making this kind of resolutions.
- In the process of amending Decree No. 58 concerning the implementation of CJEL,

all te

ly

G. y.

practical issues were considered in local seminars and the results of the discussions are reflected into the new Decree.

- Joint circulars were prepared to effectively implement SCL, coping with practical issues which were clarified in seminars held nationwide.
- A report on the survey in local areas was made for the legislation of the Personal Status Registration Law and actual issues and practical concerns were clarified.

## 2. Implementing process

The Project has been properly managed in terms of coordination among the four Implementing Organizations and Japanese experts. Counterpart officials from the Implementation Organizations have actively taken part in the Project activities. The Joint Coordination Committee (hereinafter referred to as "JCC") meetings were held three times in the Project. The meetings contributed to the information-sharing and harmonization of activities among the concerned parties.

### **III. Prospect of Achievement of Project Purpose**

The both sides confirmed that the Project has been steadily progressing and attainment of the Project Purpose would be anticipated. Details are further elaborated in Annex 3.

### **IV. Evaluation of the Project from the Five Evaluation Criteria**

Please see Annex 2 and Annex 3.

### **V. Revision of the PDM**

Based on the discussions above and reflecting the progress as well as plans of the Project, the both sides agreed to revise the PDM as Annex 1.

- The assistance for the revision of the Bankruptcy Law will be incorporated in the activity of the PDM because some operational challenges for applying the Law of 2004 version have been identified and the assistance for the revision corresponds to the purpose of the Project as well.
- As to the assistances for the Law on Immovable Property Registration and the Law on Registration of Secured Transactions, the PDM will be changed in order to include drafting subordinate Legal Normative Documents (hereinafter referred to as "LNDs") into the Project activities because the Project does not necessarily assume the completion of drafts of those laws.
- Objectively verifiable indicators will also be revised reflecting findings during the past two years.

## **VI. Recommendations**

1. Collaboration among the four Implementing Organizations is critically important when provisions of LNDs and Reference Materials are prepared although the extent of the involvement of the four organizations may vary depending on which LNDs and Reference Materials are in question. For example, in the process for SPP to draft the Criminal Procedure Code, it is advisable that SPP, SPC and VBF conduct their activities related to the Criminal Procedure Code more collaboratively as possible.
2. Enhancing daily exchange of information among authorities/organizations involved in the Project is advisable (for example, making mutual links with each other's website that publicizes the activities of the Project).
3. When conducting the activities related to the revision of the Law on the Organization of the People's Court and the Law on the Organization of the People's Procuracy Office, it is recommended that hearings from the District-level legal practitioners be done and that effective measures be taken to address challenges they face in daily practice because restructuring of such District-level organizations is planned in the revision.

## **VII. Discussions on the future cooperation**

The both sides agreed to exchange opinions on the direction of the future cooperation after the end of the Project before the next "needs survey" to be held by the Japanese Government.

### **Annexes**

- 1 Revised PDM
- 2 Five Evaluation Criteria
- 3 Result of Evaluation

Project Design Matrix Ver. 2.0 (as of April 26, 2013)

Project Title: Technical Assistance for the Legal and Judicial System Reform Phase II

Implementing Organization: Ministry of Justice (MOJ), Supreme People's Court (SPC), Supreme People's Procuracy (SPP), Vietnam Bar Federation (VBF)

Duration of the Project: Four (4) years

Target Group: Legal professionals and judicial officials of MOJ, SPC, SPP and VBF

Project Site: Hanoi

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	
<p>(Overall Goal)</p> <p>Legal professionals and judicial officials achieve increased capacity for efficient and consistent implementation of the Legal Normative Documents (LNDs), and the adjudication and execution practices based on the advice and supervision of the Central Judicial Authorities/Organization*.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Measures for addressing practical issues concerning the implementation of LNDs are prescribed in Reference Materials** that are accessible to legal professionals and judicial officials.</li> <li>- Legal professionals and judicial officials are guaranteed opportunities to receive advice from the Central Judicial Authorities/Organization on measures addressing practical issues concerning the implementation of LNDs.</li> <li>- Reference Materials that legal professionals and judicial officials have access to increase in number.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Reference Materials and LNDs including those specified in Means of Verification of Outputs 1 and 2.</li> <li>- Records of advice from the Central Judicial Authorities/Organization to legal professionals and judicial officials.</li> <li>- Interviews with legal professionals and judicial officers in Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Interviews with legal professionals and judicial officers in organizations related to Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Interview with Japanese Experts.</li> </ul>	
<p>(Project Purpose)</p> <p>The Central Judicial Authorities/Organization achieve improved institutional and human resource capacities in order to improve, based on practical challenges and the developmental needs of Vietnam: (i) LNDs; (ii) the implementation of LNDs; and (iii) adjudication and execution practices.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- MOJ's Reference Materials for judicial officials are produced/amended in an adequate manner based on the [amended] LNDs.</li> <li>- SPC's Reference Materials for legal professionals and judicial officials are produced/amended in an adequate manner based on the [amended] LNDs.</li> <li>- SPP's Reference Materials for legal professionals and judicial officials are produced/amended in an adequate manner based on the [amended] LNDs.</li> <li>- VBF's Reference Materials for legal professionals and judicial officials are produced/amended in an adequate manner based on the [amended]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Reference Materials and LNDs including those specified in Means of Verification of Outputs 1 and 2.</li> <li>- Newspapers and magazines published by the Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Websites of the Central Judicial Authorities/Organization</li> <li>- Reports written by the Central Judicial Authorities/Organization.</li> </ul>	<p>Coordination among the Central Judicial Authorities/Organization will not be inhibited by unexpected events.</p>

		<p>LNDs.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- The Central Judicial Authorities/Organization incorporate practical measures for producing Reference Materials based on practical needs into their workflows.</li> <li>- The Central Judicial Authorities/Organization draft/amend provisions of the LNDs, including substantial laws, procedural laws and organizational laws, which will serve as the foundation for the judicial system, in an adequate manner based on practical information and the results of analyses of practical problems.</li> <li>- The Central Judicial Authorities/Organization incorporate practical measures for drafting/amending the LNDs based on practical needs into their workflows.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Interviews with legal professionals and judicial officers in the Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Interviews with Japanese Experts.</li> </ul>	
(Outputs)				
(1)	<p>The Central Judicial Authorities/Organization improve their capacities for monitoring, guiding, advising, and supervising nationwide local practices.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- The following practical situation of MOJ comes to exist as compared with the beginning of the Project:                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Information gathering and analysis of operational challenges are regularly and widely conducted; and</li> <li>- Seminars and workshops are planned, designed, and held successfully in terms of operational challenges and participants' needs.</li> </ul> </li> <li>- Reference Materials for officers reflect practical information and the results of the analysis of practical issues.</li> <li>- Reference Materials for officers are compiled and revised based on lessons learned from seminars and workshops.</li> <li>- Reference Materials for officers are accessible to those in need of them.</li> <li>- The following situation of SPC comes to exist as compared with the beginning of the project:                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Information gathering and the analysis of operational challenges are regularly and widely conducted; and</li> <li>- Seminars and workshops are planned, designed, and held successfully in terms of operational challenges and participants' needs.</li> </ul> </li> <li>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials reflect information gathering and analysis of operational challenges.</li> <li>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials are</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Reference materials (The Manual for Criminal Trial Procedures and the draft Handbook for Drug Cases of Bac Ninh Provincial People's Court, the Handbook for Solving Civil Cases and the Handbook for Solving Criminal Cases of the Judicial Academy, Decree No. 11 which amended some provisions of Decree No. 163, the Joint Circular on disposal of securitized property, criteria for the application of the State Compensation Law, Resolution No. 1 and Resolution No. 2 of the Judges' Council of the Supreme People's Court for enforcement of Administrative Litigation Law, the draft of amended Decree No.58 and etc.).</li> <li>- Newspapers and magazines published by the Central Judicial Authorities/Organization (Newspaper published by MOJ, Procuracy</li> </ul>	<p>Mandates of Central Judicial Authorities/Organization to provide advice and supervision are not changed.</p>

		<p>drafted and revised based on lessons learned from seminars and workshop.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials are accessible to those in need of them.</li> </ul> <p>- The following practical situation of SPP comes to exist as compared with the beginning of the project:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Information gathering and the analysis of operational challenges are regularly and widely conducted; and</li> <li>- Seminars and workshops are planned, designed, and held successfully in terms of operational challenges and participants' needs.</li> </ul> <p>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials reflect information gathering and analysis of operational challenges.</p> <p>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials are drafted and revised based on lessons learned from seminars and workshops.</p> <p>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials are accessible to those in need of them.</p> <p>- The following practical situation of VBF comes to exist as compared with the beginning of the project:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Information gathering and the analysis of operational challenges are regularly and widely conducted; and</li> <li>- Reference materials for legal professionals and judicial officials reflect information gathering and analysis of operational challenges.</li> <li>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials are drafted and revised based on lessons learned from seminars and workshops; and</li> <li>- Reference Materials for legal professionals and judicial officials are accessible to those in need of them.</li> </ul>	<p>Magazine and etc.).</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Websites of the Central and Local Judicial Authorities/Organizations (HP of Hai Phong City People's Procuracy and etc.).</li> <li>- Reports written by the Central Judicial Authorities/Organization (Reports of activities in 2011 and 2012, presentation material of JCCs and etc.).</li> <li>- Newspapers and magazines published by organizations related to the Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Websites of organizations related to the Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Reports written by organizations related to The Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Interviews with legal professionals and judicial officers in the Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Interviews with legal professionals and judicial officers in organizations related to the Central Judicial Authorities/Organization.</li> <li>- Interviews with Japanese Experts.</li> </ul>	
(2)	<p>Draft provisions of LNDs, including substantial laws, procedural laws and organizational laws, which will serve as the foundation for the judicial system, are</p>	<p>- The (final) drafts of the revised Civil Code, the Law on Immovable Property Registration, and the Law on Registration of Secured Transactions are improved in terms of the following points:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Conforming to the developments in the market economy of Vietnam; and</li> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- The draft of the revised Civil Code and relevant reports.</li> <li>- The draft of the Law on Immovable Registration and relevant reports.</li> <li>- The draft of the Law on Registration of Secured Transactions and</li> </ul>	<p>Legislation of the respective LNDs will be pursued without significant delays.</p>

	<p>prepared in an adequate manner.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- The draft of the revised Civil Procedure Code is improved in terms of the following points:             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Conforming to the developments in the market economy of Vietnam; and</li> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> </ul> </li> <li>- The draft of the revised Law on Organization of the People's Court is prepared in terms of following points:             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Contributing to development of the courts as the central organization of the judiciary; and</li> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> </ul> </li> <li>- The draft of the revised Criminal Procedure Code is improved in terms of the following points:             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Adopting advantageous element(s) of the adversary-accusatorial system; and</li> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> </ul> </li> <li>- The draft of the revised Law on Organization of the People's Procuracy Office is prepared in terms of the following points:             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Conforming to the organization of the courts; and</li> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> </ul> </li> <li>- The subordinate LNDs conforming to the Administrative Litigation Law includes adequate/sufficient measures to protect the rights of citizens infringed on by illegal administrative acts in practically possible manner.</li> <li>- Reports on the Law on Enforcement of Civil Judgments and the State Compensation Law, respectively, describing practical issues and measures to reform them in view of the amendments to the current legislation are prepared.</li> <li>- Subordinate LNDs on the Law on Enforcement of Civil Judgments are prepared in terms of the following points.             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> <li>- Contributing to smooth implementation of the Law on Enforcement of Civil Judgments</li> </ul> </li> <li>- Subordinate LNDs on the State Compensation Law are prepared in terms of the following points.             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Reflecting actual issues and practical concerns.</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>subordinate LNDs (Decree No. 11 which amended some provisions of Decree No. 163, and the Joint Circular on disposal of securitized property).</li> <li>- The draft of the revised Civil Procedure Code and relevant reports (Reports on summary procedure in civil cases).</li> <li>- The draft of the revised Law on Organization of the People's Court and relevant reports.</li> <li>- The draft of the revised Criminal Procedure Code and relevant reports.</li> <li>- The draft of the revised Law on Organization of the People's Procuracy Office and relevant reports.</li> <li>- Subordinate LNDs of the Administrative Litigation Law (Resolution No. 1 and Resolution No. 2 of the Judges' Council of the Supreme People's Court for enforcement of Administrative Litigation Law).</li> <li>- Reports concerning the Law on Enforcement of Civil Judgments and subordinate LNDs (Reports on reviewing 3 year's enforcement of the Law on Enforcement of Civil Judgments, The draft of amended Decree No.58).</li> <li>- Reports concerning the State Compensation Law and subordinate LNDs.</li> <li>- Reports concerning the Law on Immovable Property Registration.</li> <li>- Reports concerning personal status</li> </ul>	
--	--	--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>- Contributing to smooth implementation of the State Compensation Law</li> <li>- Practical issues concerning personal status registration are streamlined for the purpose of prospective legislation on personal status registration.</li> </ul>	<p>registration (Report on the survey for the legislation of the Personal Status Registration Law.).</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Interviews with the counterparts.</li> <li>- Interviews with the experts.</li> </ul>	
(Activities)		(Inputs)		
(1-1-1)	SPC and SPP collect information necessary for the effective implementation of the Project, including judicial statistics and judgments unless otherwise provided for by LNDs, and further analyze practical issues on adjudication.	<p>Inputs from the Japanese side:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Long-term Experts (a Chief Advisor (Prosecutor), a Judge, an Attorney-at-law, a Project Coordinator);</li> <li>- Short-term Experts;</li> <li>- Advisory Groups;</li> <li>- Opportunities for study tours in Japan;</li> <li>- Conference rooms for workshops and seminars in Japan;</li> <li>- JICA-NET seminar;</li> <li>- Expenses for the above; and</li> <li>- Expenses for seminars and workshops in Vietnam.</li> </ul>	<p>Inputs from the Vietnamese side:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Project Director;</li> <li>- Project Managers;</li> <li>- Members of Working Groups;</li> <li>- Conference rooms for workshops and seminars;</li> <li>- Materials necessary for administrative work for the Project;</li> <li>- Expenses for the above items, other than the expenses that are borne by the Japanese side; and</li> <li>- Expenses for communications and coordination related to the Project.</li> </ul>	The legislation plan will continue to contain the concerned LNDs.
(1-1-2)	MOJ, SPC, SPP and VBF collect the information on local practice necessary for the effective implementation of the Project and analyze practical issues.			
(1-2-1)	MOJ holds seminars and conducts training courses for local officials; namely execution officers, registrars for secured transactions, public notaries, and personal status registration officers.			
(1-2-2)	MOJ prepares reports on the issues discussed in and lessons learned from seminars and training courses for the purposes of sharing information among officials and institutions involved in the project within three (3) months from the date of the respective seminars and training courses.			
(1-2-3)	MOJ prepares Reference Materials and revises JA textbooks based on the issues discussed in and lessons learned from the seminars and training courses.			
(1-3-1)	SPC plans and holds seminars and trainings to address practical challenges in adjudication practice.			
(1-3-2)	SPC prepares reports on the issues discussed in and lessons learned from seminars and training courses for the purposes of sharing information among legal professionals, judicial officials and authorities/organizations involved in the Project, within three (3) months from the date of the respective seminars and training courses.			
(1-3-3)	SPC prepares Reference Materials based on the issues discussed in and lessons learned from the seminars and trainings.			
(1-4-1)	SPP plans and holds seminars and trainings to address practical challenges in investigations, prosecution and court proceedings.			

(1-4-2)	SPP prepares reports on the issues discussed in and lessons learned from seminars and trainings courses for the purposes of sharing information among legal professionals, judicial officials and authorities/organizations involved in the Project within three (3) months from the date of the respective seminars and training courses.		
(1-4-3)	SPP prepares Reference Materials based on the issues discussed in and lessons learned from the seminars and trainings.		
(1-5-1)	VBF plans and holds seminars and trainings to address practical challenges in legal practice.		
(1-5-2)	VBF prepares reports on the issues discussed in and lessons learned from seminars and training courses for the purposes of sharing information among legal professionals, judicial officials and authorities/organizations involved in the Project within three (3) months from the date of the respective seminars and training courses.		
(1-5-3)	VBF prepares Reference Materials based on issues discussed in and lessons learned from the seminars and trainings.		
(1-5-4)	VBF holds seminars to analyze the issues of the Project-related LNDs, compile the opinions of members, and make proposals for the improvement of these LNDs.		
(1-6)	MOJ, SPC, SPP and VBF conduct 'joint activities' wherein legal professionals and judicial officials from each concerned authorities/organizations jointly participate in order to share practical issues and address challenges which are faced by legal professionals and legal officials.		
(1-7)	SPC gathers necessary information and compiles issues to facilitate their study on the concept of 'court precedents' and thereby to secure consistent implementation of LNDs.		
(1-8)	SPP gathers necessary information and compiles issues on criminal policy including criminology and crime statistics. (Activity relating to Criminology Center)		
(1-9)	MOJ, in consultation with all members of JCC, convenes JCC meetings at least once a year to report their activities and upcoming schedule.		
(1-10)	MOJ, SPC, SPP, and VBF disseminate their reports mentioned in 1-2-2, 1-3-2, 1-4-2 and 1-5-2 as wide a distribution as possible.		

(2-1)	MOJ holds seminars to develop a final draft of the revised Civil Code.		
(2-2)	MOJ holds seminars to develop a final draft of the Law on Immovable Property Registration, and the Law on Registration of Secured Transactions or subordinate LNDs.		
(2-3)	SPC holds seminars to develop a final draft of the revised Civil Procedure Code.		
(2-4)	SPC holds seminars to develop a final draft of the revised Law on the Organization of the People's Court.		
(2-5)	SPC holds seminars to develop a final draft of the revised Bankruptcy Law.		
(2-6)	SPP holds seminars to develop a final draft of the revised Criminal Procedure Code.		
(2-7)	SPP holds seminars to develop a final draft of the revised Law on the Organization of the People's Procuracy Office.		
(2-8)	SPC holds seminars to develop a final draft of subordinate LNDs on the Administrative Litigation Law, which reflect the concepts of the Law.		
(2-9)	MOJ holds seminars to gather necessary information and to analyze issues on the Law on Enforcement of Civil Judgments, the State Compensation Law, and the Personal Status Registration Law.		

\*The 'Central Judicial Authorities/Organization'\* means MOJ, SPC, SPP and VBF.

\*\* The 'Reference Materials'\*\* means materials including circulars, resolutions, manuals and handbooks, which legal professionals and judicial officers of the Central Judicial Authorities/Organization or related authorities/organizations refer to in their daily practices.

## ANNEX 2 : Five Evaluation Criteria

The Team reviewed the Project activities from the view points of five criteria

### 1. Relevance

Relevance of a project is reviewed by examining whether project purpose and overall goal are in connection with the development policy of Vietnam and needs of beneficiaries as well as Japan's aid policy for Vietnam.

### 2. Effectiveness

Effectiveness is assessed with the degree to which project purpose has been achieved. It is also considered how outputs have contributed towards achieving the project purpose.

### 3. Efficiency

The efficiency of a project implementation is analyzed with the emphasis on the relationship between outputs and inputs in terms of timing, quality and quantity.

### 4. Impact

The impact of project activities is forecasted by either positive or negative changes caused by a project.

### 5. Sustainability

The sustainability of a project is assessed in organizational, financial and technical aspects by examining the extent to which the achievements of the project are sustained or expanded after the project is completed.

*me te*

*492*

*g y.*

### **ANNEX3: Result of Evaluation**

#### **1. Relevance: High**

##### Consistency with the Judicial Reform Strategy in Vietnam

The Project has been implemented in line with Resolution No. 48-NQ/TW and 49-NQ/TW2005 of the Politburo of the Central Executive Committee of the Communist Party of Vietnam, aiming to develop institutional and human resource capacities of the Central Judicial Authorities/Organization. The Project is consistent with and relevant to the national strategy of Vietnam.

##### Appropriateness of involving District-level Personnel as Target Beneficiaries

Under the Project, the Central Judicial Authorities/Organization are supposed to carry out activities such as producing of Reference Materials based on practical challenges faced by District-level judicial authorities/organizations. The Project is involving District-level judicial authorities/organizations in addition to those at the Province-and central levels.

Because the District-level People's Procuracies deal with a large portion of criminal cases in Vietnam and the policy emphasis in the above-mentioned Resolution No.49 is being placed on efficiency improvement of judicial authorities and on capacity development of judicial officials at the district level, the Project pays close attention to the efficiency and capacity development of District-level judicial authorities. Thus, involvement of legal professionals and judicial officials at the District-level as target beneficiaries is found appropriate.

##### Appropriateness of Approach taken under the Project

The Project features the following processes of the workflow: (i) identification and analysis of not only concerns of legal professional and judicial officials at the central level but also practical challenges at the local level; (ii) incorporation of practical measures to the challenges identified into LNDs, etc.by the Central Judicial Authorities/Organization; and (iii) improvement of the local practices. This workflow has more or less taken shape.

It is also characterized with the approach to promote not only the vertical collaboration between central-local authorities/organizations (local authorities/organizations at both Province-level and District-level) but also the horizontal coordination through holding seminars, etc. with participation of relevant authorities/organizations. The approach is deemed appropriate in the light of the fact that the Project aims to realize adequate preparation of LNDs, etc. by the Central

Authorities/Organization and to improve their capacities for monitoring, guiding, advising and supervising local judicial authorities/organizations.

## **2. Effectiveness: The Project Purpose is expected to be achieved**

### Achievement Status of the Outputs and the Project Purpose

The Project has made a steady progress towards achievement of the Outputs and the Project Purpose as planned. The Outputs and the Project Purpose are expected to be achieved by the end of the Project.

Indicators that measures the achievement of the Project Purpose include “Reference Materials are produced/amended in an adequate manner based on the (amended) LNDs,” “practical measures for producing Reference Materials and drafting/amending the LNDs based on practical needs are incorporated into their workflow” and “provisions of the LNDs are drafted/amended in an adequate manner based on practical information and the results of analyses of practical problems.” Some Reference Materials have been already amended in accordance with the amendment of LNDs and/or practical needs. In other cases, practical measures for drafting/amending the LNDs based on practical needs have been incorporated into their workflows. The following shows some examples identified during the Mid-term Review:

**MOJ:** Decree No. 11 which amended some provisions of Decree No. 163, joint circulars on secured transactions, criteria for the application of SCL, the Handbook for Settlement of State Compensation Cases (under preparation) and amendment of Decree No. 58 (scheduled to be approved in May 2013).

**SPC:** Resolution No. 1(01/2011/NQ-HDTP of July 2011) and Resolution No. 2 (02/2011/NQ-HDTP of July 2011) of the Judges' Council of the Supreme People's Court which are subordinate LNDs of the Administrative Litigation Law, Manual for Writing Judgment (under preparation), Manual for Criminal Trial Procedures (completed in March 2012) and Handbook for Drug Cases (to be completed in 2013) by Bac Ninh Provincial People's Court.

**SPP:** Amendments of the Criminal Procedure Code and the Law on Organization of the People's Procuracy Office are in process, based on practical needs. For example, Hai Phong City People's Procuracy submitted to SPP a proposal to amend the Criminal Procedure Code based on the survey on the summary proceedings and results of seminars subsequently held while Chairman of Hai Phong City People's Procuracy has been appointed as a member of the drafting committee of the Criminal Procedure Code. These processes are regarded as a method to incorporate practical needs into LNDs to be

amended.

**VBF:** VBF has improved its capacity to make proposals for improvement of LNDs as evidenced by the fact that it proposed to amend the Law on Lawyers and the Criminal Procedure Code (VBF has drafted provisions of the chapter concerning the Defense Counsel in the Criminal Procedure Code). Although establishment of VBF is relatively new, VBF proactively conducted surveys to grasp conditions of local bar associations. It has steadily enhanced its capacity to monitor, guide, advise and supervise local bar associations.

Factors contributing to achievement of the Project Purpose include: (i) the consistency of the Project with the direction of the judicial reform strategy as described in the former section of “relevance”; (ii) good understanding of the Vietnamese side on how the aforementioned workflow is supposed to run; (iii) their high planning capacity based on their understandings; and (iv) the continuous and consistent approach from holding workshops/seminars in Vietnam to study tours in Japan, and then to result-sharing workshops/seminars in Vietnam. In addition, smooth coordination among concerned parties, including Japanese long-term experts, and their high commitment to the judicial reform and the Project activities are also considered as important contributing factors. It is also considered as an important contributing factor that the Implementing Organizations have proactively adopted a bottom-up approach considering the practical issues at a working level.

#### Use of Results of Phase 1 of the Project

The Project was planned to be built upon the results of Phase 1 of the Project, such as the know-how on coordinating local and central authorities.

In terms of activities under SPC and SPP, it was planned to further expand the results of the pilot activities in Bac Ninh province nationwide, aiming to enhance effectiveness of the Project. For example, “joint activities” were carried out not only in Bac Ninh Province but also Hai Phong City by targeting judicial officials at both Province- and District-levels, making use of results of Phase 1 of the Project.

As for the activities concerning MOJ, based on the results of Phase 1, effectiveness of the Project is being enhanced through holding seminars/workshops in the Northern, Central and Southern regions of Vietnam (for example, seminars concerning amendment of the Civil Code and training to civil judgment executors, personal status registration officers and registrars for secured transactions).

### 3. Efficiency: High

#### Inputs

(Japanese side)

Japanese experts (a total of six long-term experts) have been dispatched within the limitation of the budgets for the technical assistance. Within the limited availability of time, they have made proper preparation for the activities and provided timely technical cooperation to the Vietnamese side by playing a hub-function. In addition, Inputs include short-term experts (seven experts), study tours in Japan (eight times), rental of equipment such as computers, field activity costs such as expenses for seminars and surveys, expenses for the Project office and advisory groups formed in Japan (eight sessions for the Civil Code and seven sessions for improvement of adjudication practices).

(Vietnamese side)

Inputs by the Vietnamese side include assignment of counterparts by respective counterpart authorities/organization, counterpart funds to seminar expenses, survey expenses in local areas and expenses for consumables to office equipment, etc. Personnel transfers of some counterparts have been reported. It is important to make smooth transfer of activities to successors who are supposed to take positions of the previous counterpart personnel.

#### Continuity and Consistency of Activities

Seminars and workshops in Vietnam, study tours in Japan and feedback seminars on the study tours have been carried out continuously and consistently. They have been efficiently as well as effectively integrated to contribute to amendments of LNDs. For example, concerning the amendment of the Civil Code, information was proactively exchanged between the Vietnamese working group members and the Japanese long-term experts through working sessions. The number of points in question was identified through this process and discussed during the study tour in Japan. Then, Japanese professors provided study tour participants with necessary information for those points. Subsequently, back in Vietnam, similar types of working sessions were organized with the Vietnamese working group members. In March 2013, seminars were organized in the Northern as well as Southern cities by inviting Japanese professors in order to discuss issues identified through activities in Vietnam. Another example is related to the LECJ. Based on the surveys conducted in local areas during Phase 1 of the Project and also in 2011, a wrap-up report, which clarified practical issues, was prepared on implementation of the LECJ. The study tour in Japan was organized in January 2013 in order to discuss practical points being identified through the surveys, etc. In order to address practical

needs, MOJ is planning to amend Decree No. 58. Seminars were organized in local areas in order to compile comments on the draft. As for the study tours in Japan aiming to study on the Civil Code, the State Compensation Law and the Criminal Procedure Code, approximately 3 months after the completion of the study tours, workshops were held in order to widely share the results of the study tours among concerned Vietnamese parties.

Careful consideration was made at the planning stage of the study tours in terms of selection of study tour members as well. For example, a member of the drafting committee on the Criminal Procedure Code was selected to participate in the study tour in Japan.

#### Role of a JCC as a coordinating body among the Central Judicial Authorities/Organization

In the Project, a JCC meeting was held for the first time. The JCC meetings have been organized 3 times so far. It is considered that the JCC has functioned as a venue for effective information-sharing and harmonization of activities among different authorities/organizations.

#### **4. Impact: The Overall Goal is expected to be achieved**

##### Achievement Forecast of Overall Goal

The Overall Goal is expected to be achieved within three to five years after the end of the Project. For example, one of the indicators is that measures for addressing practical issues concerning the implementation of LNDs are prescribed in Reference Materials, which are accessible to legal professionals and judicial officials. Manual for Criminal Trial Procedures, which has been produced by Bac Ninh Provincial People's Court under the supervision of SPC, aims to ensure uniformity in terms of studying cases, managing trial procedures and delivering judgments. The manual has been utilized by legal professionals like judges as their reference materials. Another indicator is that legal professionals and judicial officials are guaranteed opportunities to receive advice from the Central Judicial Authorities/Organization on measures addressing practical issues. Hai Phong City People's Procuracy prepared reports after completion of seminars and workshops. In the process of preparing reports, they exchanged opinions with SPP. Preparation of these reports provided them with opportunities to receive advices from the Central Judicial Authorities/Organization.

##### Promotion of South-South Cooperation

In January 2013, 15 working group members for the Criminal Procedure Code of the

“Project for Human Resource Development in the Legal Sector in Laos” were invited to Vietnam. Measures being taken under the judicial reform in the criminal fields were introduced to the members by SPP and VBF, etc. Those measures include clarifying of roles of organizations on the process of criminal cases, strengthening of roles of defense counsels and expediting of trials. In addition, the Handbook for Solving Criminal Cases and training books, which were produced by the Judicial Academy under the technical cooperation from JICA, were also introduced to them. Through this South-South cooperation, efforts were made to disseminate results of the JICA project in Vietnam to other countries.

#### Positive Impact to the Amendment of the 1992 Constitution

Positive impact of the Project to the important policy issues including the amendment of the 1992 Constitution, which is scheduled by the end of 2013, was observed.

In July 2012, Deputy Prime Minister Nguyen Xuan Phuc accompanied by Chief Judge of the Supreme People's Court Truong Hoa Binh, Chairman of the National Assembly's Law Committee Phan Trung Ly, Minister of Justice Ha Hung Cuong and high ranking legal officials paid an official visit to Japan.

During his visit, Deputy Prime Minister Nguyen Xuan Phuc paid a courtesy visit to the Japanese Prime Minister, the Speaker of the House of Representatives and Chief Justice of the Japanese Supreme Court, held talks with his Japanese counterpart and met with some of Japanese politicians, scholars and professors. Two sides spoke highly of cooperation between two countries in the legal and judicial fields over the past two decades, contributing to strategic partnership. Related contents to deepen the mutual cooperation in the legal and judicial fields were discussed. With the basic information on relevant topics provided by Project experts, the Delegation held discussion with scholars and professors of Japanese universities on constitutional theories and governance system, shared useful information and experience on some major issues of the Constitution amendment.

In addition, in the Project activities, some issues which may lead to the amendment of the provisions of the Constitution were also discussed. For example, Hai Phong People's Procuracy made a proposal to SPP on the amendment of Article 131 of the Constitution, which requires a panel of judges to adjudicate, based on the surveys and seminars on summary proceedings.

**5. Sustainability: Sustainability is expected. Attention should be paid so as to secure counterpart funds continuously from now on.**

Technical aspect

The Central Judicial Authorities/Organization are in the process of incorporating into their workflows practical measures for producing Reference Materials and drafting LNDs based on practical needs.

The Vietnamese side studied information and knowledge on Japanese laws in the light of the local needs and utilized them in the process of amendment of LNDs, etc. and improvement of practices after sorting out points appropriate to the Vietnamese context. Information and knowledge on Japanese laws have provided the Vietnamese side with new insights in addressing and handling practical needs and issues in Vietnam and are expected to ultimately lead to sustainability of effectiveness of the activities.

Policy and Institutional Aspect

As described in the “relevance” of the evaluation results based on the five evaluation criteria, the direction and strategies of judicial reform up to 2020 have been set in Resolution No. 48-NQ/TW and 49-NQ/TW2005 of the Politburo of the Central Executive Committee of the Communist Party of Vietnam, respectively. Policy supports for activities implemented in the Project are expected to continue from now on.

Organizational and Financial Aspect

The Implementing Organizations have borne a part of the expenses required for surveys in local areas and seminars, etc. Attention should be paid so that budgets required for activities be secured continuously by the Implementing Organizations.

*and to*

*[Signature]*

*[Signature]*

